

令和4年第3回白馬村議会定例会議事日程

令和4年9月9日（金）午前10時開会

（第1日目）

1. 開 会 宣 告

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議席の変更並びに指定について
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 会 期 自 令和4年 9月 9日
至 令和4年 9月29日
- 日程第 5 村長挨拶
- 日程第 6 承認第13号 令和4年度白馬村一般会計補正予算（第3号）の専決処分報告について
- 日程第 7 議案第28号 白馬村認定こども園条例の制定について
- 日程第 8 議案第29号 白馬村景観条例の制定について
- 日程第 9 議案第30号 白馬村開発行為の調整等に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第31号 白馬村地区計画等の案の作成手続きに関する条例の制定について
- 日程第11 議案第32号 白馬村環境基本条例の全部改正について
- 日程第12 議案第33号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第34号 白馬村保育料条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第35号 白馬村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第36号 令和3年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第16 議案第37号 令和3年度白馬村下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第17 議案第38号 令和4年度白馬村一般会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第39号 令和4年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第40号 令和4年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第41号 令和4年度白馬村下水道事業会計補正予算（第1号）

- 日程第21 認定第 1号 令和3年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第 2号 令和3年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第 3号 令和3年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第 4号 令和3年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 認定第 5号 令和3年度白馬村水道事業会計決算認定について
- 日程第26 認定第 6号 令和3年度白馬村下水道事業会計決算認定について
- 日程第27 決算特別委員会の設置について

令和4年第3回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 令和4年9月9日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山和之	第8番	津滝俊幸
第2番	増井春美	第9番	松本喜美人
第4番	切久保達也	第10番	加藤亮輔
第5番	加藤ソフィー	第11番	丸山勇太郎
第6番	尾川耕	第12番	太田伸子
第7番	太谷修助		

4. 欠席議員

第3番 横川恒夫

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村長	丸山俊郎	副村長	横山秋一
教育長	平林豊	参事兼総務課長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤孝行	会計管理者会計室長	長澤秀美
建設課長	矢口俊樹	観光課長	太田雄介
農政課長	田中洋介	上下水道課長	関口久人
税務課長	田中克俊	住民課長	太田洋一
教育課長	横川辰彦	子育て支援課長	下川浩毅
生涯学習スポーツ課長	松澤宏和	総務課長補佐兼総務係長	鈴木広章
代表監査委員	松沢晶二		

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸茂幸

7. 本日の日程

- 1) 諸般の報告
- 2) 議席の変更並びに指定
- 3) 会議録署名議員の指名
- 4) 会期の決定
- 5) 村長挨拶
- 6) 承認事項

承認第13号（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

7) 議案審議

議案第28号から議案第41号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託
認定第1号から認定第6号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

8) 決算特別委員会の設置について

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 承認第13号 令和4年度白馬村一般会計補正予算（第3号）の専決処分報告について
2. 議案第28号 白馬村認定こども園条例の制定について
3. 議案第29号 白馬村景観条例の制定について
4. 議案第30号 白馬村開発行為の調整等に関する条例の制定について
5. 議案第31号 白馬村地区計画等の案の作成手続きに関する条例の制定について
6. 議案第32号 白馬村環境基本条例の全部改正について
7. 議案第33号 白馬村特別職の職員で非常勤のもの報酬に関する条例の一部を改正について
8. 議案第34号 白馬村保育料条例の一部を改正する条例について
9. 議案第35号 白馬村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
10. 議案第36号 令和3年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
11. 議案第37号 令和3年度白馬村下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
12. 議案第38号 令和4年度白馬村一般会計補正予算（第4号）
13. 議案第39号 令和4年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
14. 議案第40号 令和4年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）
15. 議案第41号 令和4年度白馬村下水道事業会計補正予算（第1号）
16. 認定第1号 令和3年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定について
17. 認定第2号 令和3年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
18. 認定第3号 令和3年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
19. 認定第4号 令和3年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
20. 認定第5号 令和3年度白馬村水道事業会計決算認定について
21. 認定第6号 令和3年度白馬村下水道事業会計決算認定について

開会 午前10時00分

1. 開会宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。

これより、令和4年第3回白馬村議会定例会を開会いたします。

横川恒夫議員が療養のため欠席しております。

直ちに本日の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 諸般の報告

議長（太田伸子君） 日程第1 諸般の報告をいたします。

初めに、田中麻乃さんから、6月18日をもって議員を辞職したい旨の辞職願が議会閉会中の5月25日に提出されました。会議規則第99条第2項の規定により、議長において同日付で辞職を許可しましたので、同項の規定により報告いたします。

次に、7月1日に議会広報特別委員会を開催し、田中麻乃さんの議員辞職に伴い欠員となっておりました議会広報特別委員会委員長の互選を行ない、副委員長の尾川耕議員が委員長に就任いたしました。

副委員長が委員長に就任したことに伴い、副委員長の互選を行ない、加藤ソフィー議員が副委員長に就任しましたので報告いたします。

次に、7月10日執行の議会議員補欠選挙で当選された丸山和之議員に対し、議会委員会条例第7条第4項ただし書の規定により、7月14日付で産業経済委員及び議会広報特別委員に選任する旨の通知を同日交付いたしましたので報告いたします。

次に、監査委員から、令和4年5月、6月、7月分の一般会計、特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の例月現金出納検査報告書が提出されております。

また、村長から令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告がありました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告に代えさせていただきます。

次に、北アルプス広域連合議会及び白馬山麓事務組合議会の開催状況について報告いたします。

北アルプス広域連合議会令和4年8月定例会が、8月25日及び26日に行なわれました。また、白馬山麓事務組合議会令和4年第2回定例会が8月29日に行なわれました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告に代えさせていただきます。

次に、白馬村教育委員会から、令和3年度白馬村教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検評価報告書が提出されました。内容につきましては、お手元に配付いたしました報告書のとおりですので、これをもって報告に代えさせていただきます。

これで、諸般の報告を終わります。

△日程第2 議席の変更並びに指定について

議長（太田伸子君） 日程第2 議席の変更並びに指定を行ないます。

会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更します。増井春美議員の議席を第2番に、横川恒夫議員の議席を第3番に、切久保達也議員の議席を第4番に、加藤ソフィー議員の議席を第5番に、尾川耕議員を第6番にそれぞれ変更いたします。

次に、丸山和之議員の議席を会議規則第4条第2項の規定により、第1番に指定いたします。

次に、本定例会において受理いたしました陳情は、お手元に配付いたしました陳情文書表のとおりですが、この文書表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

△日程第3 会議録署名議員の指名

議長（太田伸子君） 日程第3 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第6番 尾川耕議員、第7番 太谷修助議員、第8番 津滝俊幸議員、以上3名を指名いたします。

△日程第4 会期の決定

議長（太田伸子君） 日程第4 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、別紙令和4年第3回白馬村議会定例会会期日程表のとおり、本日から9月29日までの21日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月29日までの21日間と決定いたしました。

△日程第5 村長挨拶

議長（太田伸子君） 日程第5 村長より招集の挨拶を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 令和4年第3回白馬村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

7月10日の白馬村長選挙におきまして、村民の皆様からの温かいご支援を賜り、私が村政の舵取り役を担わせていただくこととなりました。その責任を痛感するとともに、身の引き締まる思いでございます。

この9月議会定例会は、私にとりましては初議会となります。伝統と歴史ある白馬村に新たな1ページを加え、活気ある村として次の世代に引き継いでいくために、村民の皆様からの信頼と期

待をしっかりと受け止め、職務を全うしていく所存です。

私は、村政運営に挑むにあたり、コロナ禍を乗り越え持続可能な次の白馬へとして、5つの公約を掲げました。

1つ目は、コロナ禍からの早期回復を図り持続可能な観光地へ。四季を通じた観光資源の積極活用や付加価値の向上を図り、国内旅行需要の増加や国際観光再開のチャンスに乗り遅れることなく、地域経済の活性化に取り組んでまいります。

2つ目は、農業を振興し白馬らしい環境を創造する村へ。地域産業である農業の振興を図り、田園風景を守るとともに自然環境維持のため、気候非常事態宣言、ゼロカーボンシティ宣言にのっとり地球温暖化対策に取り組みます。

3つ目は、福祉で支え、多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる白馬へ。子育て世代や高齢者、障がい者への福祉施策を充実させ、誰一人取り残さない温かい地域社会を目指します。

4つ目は、白馬らしい教育を充実させ次世代に誇れる場所へ。白馬高校存続のための魅力化や積極的な情報発信のほか、教育環境を整え、移住・定住の増加も目指します。

5つ目は、村民目線で健全な行財政運営をする村へ。広報・広聴活動を大切にし、幅広い分野で各施策を推進するため財源の確保に努めます。

これらを達成し、次世代に誇れる未来ある白馬を創り上げていくために、村民の皆様はじめ白馬村に関係する皆様と力を合わせていく所存です。

時代の変化に合わせて、未来に向かって大きく舵を切っていくためには、中長期的な視点で将来を見据えたビジョンも必要であると実感しております。また、公約に掲げた事項を実現するためには、様々な課題に対し正面から向き合うとともに、現実的な視点も加えていかなければならないと考えております。

各種の施策展開のためには財源の確保が非常に重要な課題となってまいりますので、職員には、アンテナを高くし、国・県補助金の活用や経常経費の削減に引き続き努めるなど促すとともに、長期的な視点で新たな財源の確保など、持続可能で健全な財政運営を行なっていく考えであります。

議員各位におかれましては、村民の民意を代表する立場からの知見を賜りたく、執行機関と一体となって持続可能な白馬を目指す村づくりにご支援、ご協力をお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、オミクロン株の中でより感染力が高いとされるB A. 5の流行により、全国的に感染が拡大しており、本村においても、連日、新規感染者が報告されております。村民の皆様には、引き続き基本的な感染症対策の徹底をお願いし、村としましては感染拡大の防止と社会経済活動の両立を図るため、引き続き、関係機関と連携を図りながら対策を講じてまいります。

次に、この夏の観光客の入り込み状況についてですが、梅雨の時期にもかかわらず、6月下旬から7月中旬までは天候に恵まれ、7月の利用者数は令和元年度並みの12万1,900人と推計し

ています。中旬以降は、感染第7波により多くの地域において急速な感染拡大が始まったことと、天候が安定しなかったこともあり、若干ブレーキがかかったとのことであります。8月も、感染第7波や不安定な天候が続きましたが、行動制限がなかったことにより、お盆休みを含む第2週から第3週にかけては堅調な入り込みがあったと伺っています。

8月13日には、グリーンスポーツの森において、白馬の夏祭りが3年ぶりに開催されました。あいにくの天候でしたが、多くの来場があり、打ち上げ花火も計画どおり行なわれ、にぎわいが戻りつつあることを感じたところであります。

この夏は行動制限がなかったことにより、帰省や旅行などといった人の移動が全国的に活発であったとの報道がありました。白馬村でも、国内観光客に限っては回復基調にあると感じている一方で、気にかかるのは外国人観光客の受入れに直結する日本の水際対策です。岸田首相は、8月24日、日本への入国や帰国時に求める海外での検査を9月7日から条件つきで免除すると表明しました。また、国内外の感染状況や他国の水際対策を勘案して段階的に緩和を進めるとも話されました。

本村経済の本格的な回復にはインバウンド消費が欠かせませんので、パッケージツアーに限らず海外個人旅行の受入れ及びビザの緩和等を含め、関係機関と連携しながら国に早期の緩和実現を先頃要望したところでございますが、継続してまいります。

次に、各課の事業執行状況について説明させていただきます。

総務課関係では、持続可能な通年型山岳マウンテンリゾートの構築を目指し、気候非常事態宣言及びゼロカーボンシティ宣言の具現化に向けて策定した白馬村ゼロカーボンビジョンの住民啓発の取組については、関連ハンドブックの設置、行政公式ホームページの特設ページの開設及び広報紙でのシリーズ化に取り組んできたところです。これらの取組について理解していただき、住民並びに村内事業者の皆様には、持続可能なマウンテンリゾートを意識し、カーボンニュートラルにつながる行動変容が実践されることを期待しています。

一方で、地域課題の解決と脱炭素の取組を一体として進めるモデル事業を公募する国の補助事業、脱炭素先行地域への取組については、本村でもカーボンニュートラルの取組を加速させるため、応募の検討を進めているところではありますが、事業の採択要件は、当該地域における計画範囲の類型等に応じて多様な地域を選定することとしており、再エネの質を高めること、関係者の合意形成の見通しを踏まえた取組とすること、事業継続性が確保されていること、他地域への展開可能性等を確実に評価するなど、選定要件の新設や評価事項の一部明確化を図っており、初回に比べてハードルが高くなり、選択基準を満たす計画策定までには、種々の関係者間との調整や地域との合意形成などが必要と感じています。

本年度の当初予算において、債務負担行為としてお認めいただいた白馬村役場庁舎空調設備設置等事業については、最近の夏季の気温上昇による職員の執務環境の向上や体調維持、来庁される皆

様へ快適な環境を提供する意味で喫緊の課題であることから、現在の冬季の庁舎暖房をボイラーからエアコンに切り替えることで、CO₂の削減を図るものであり、施工期間は令和5年6月末までに設備設置終了箇所から順次稼働する予定です。

最近の世界情勢による半導体等の供給不足から、機器の入手が困難となり、施工期間の長期化が懸念されましたが、関連機器の調達については滞りなく進んでおり、現在は設置工事の設計を行っています。

令和4年度白馬村一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算総額に2億4,172万7,000円を追加し、予算総額63億4,525万4,000円とするものです。

補正の主なものは、ふるさと白馬村を応援する寄附金の増額に伴う必要経費と関連する基金積立金の増額、コロナ禍における原油高・物価の高騰による経済的負担軽減を図るための給付金事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業の増額や、4月の人事異動に伴う人件費の組替え、電気料の高騰による光熱水費の増額ですので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

観光課関係ですが、白馬村プレミアム付き商品券事業の実施状況について報告します。

7月15日に引換券を対象世帯3,960世帯に発送し、7月20日から8月19日までに3,719世帯に9,513冊の商品券を配布しました。8月31日で商品券の利用期間が1か月経過したことになりますが、換金ベースでは、この間に約2万4,000枚、2,400万円相当が利用されたとの報告を受けています。

なお、当初発行冊数は1万1,100冊でありましたので、配布残余は約1,600冊になりますが、これに本定例会に補正予算として要求している1,400冊の増刷分を加え、約3,000冊を追加販売することで、本事業の趣旨である経済対策と物価高騰に対する生活支援を充実してまいります。

健康福祉課関係では、新型コロナワクチンの接種状況についてご報告します。

本村では、令和3年3月に医療従事者への先行接種から開始された新型コロナワクチン接種は、今月で早1年6か月がたち、延べ人数で2万2,000人超に接種を行ない、現在4回目のワクチン追加接種を実施しております。数百人規模の集団接種については、先月末で一旦終了し、今月以降は、小児の予防接種の後、数十人規模の集団接種と村内医療機関での個別接種で実施してまいります。また、オミクロン株対応の新しいワクチンを使用した3回目から5回目のワクチン接種が速やかに開始できるよう準備を進めているところです。

8月末時点でのワクチン接種率は、1回目接種者数に対する2回目接種率は99.4%、2回目の接種者数に対する3回目接種率は87.6%、3回目接種者数に対する4回目接種率は45.4%となっており、接種回数に関わらず、引き続き希望する方への接種が確実に実施できる体制整備を取ってまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

農政課関係では、今年の米の作況指数予想は、7月末で全国平均の101の平年並みとなっている

ますが、収穫までの期間の台風、秋雨前線の状況等が強く影響すると思われます。また、最近、ウクライナ紛争等の影響で肥料の価格が高騰しており、農家への負担増加が懸念され、国では788億円規模の支援を公表しましたが、今後は情報に注視をしております。

林務関係では、令和2年度から開始した飯田地区の森林整備事業、約69ヘクタールが今年度で完了する予定です。整備された林内は、明るく、良好な森林景観を生み出しており、今後、この一帯が森林サービス産業の拠点として、観光、教育、健康など、様々な分野で活用されることを期待しております。

木質バイオマス振興として、集落支援業務等で発生した支障木等の無償配布を2回実施したところ、多くの来場者により約26トンの支障木がエネルギーとして地産地消される見込みとなり、今後も間伐材等の有効利用を村民に呼びかけていく予定です。

土地改良関係ですが、姫川水系犬川に設置予定の小水力発電施設・電動ゲート遠隔操作システム設置事業は、繰越事業として測量を実施し設計業務を行っており、現地の測量調査が終了し、現在は県の河川協議及び砂防協議の許認可を待っている状況です。また、今年度は工事発注を予定しておりますが、昨今の世界情勢の影響による機器の全般的な物価の値上がりや機器の納品にめどがつかない状況にあり、現在、県と協議を行ないながら今後の事業計画を調整しているところです。

建設課関係では、これまで5年近くにわたって検討を行ってまいりました白馬村景観計画につきまして、先頃、景観計画策定委員会の席において素案の報告をいただきました。これまでの間、議員勉強会などでご説明申し上げているとおり、今後は景観行政団体への移行に向けた手続を進めてまいりますとともに、本村のこのすばらしい景観をみんなで育み、みんなで生かしていくためには、何より村民の皆様のご理解が必要不可欠でありますので、計画の実効性が図られますよう、引き続きご協力をお願いします。また、これに関しまして、白馬村景観条例を含めた関係条例4件を本議会に提出させていただきますので、ご審議を賜りますようお願いいたします。

住民課関係では、毎月、総務省においてマイナンバーカードの普及促進について、その交付実績を基に整理し、前月からの伸び率が平均を下回った場合などは、重点的フォローアップ対象団体として指定をし、対象団体となった市町村は情報共有や意見交換を行ない、今後の普及促進につながるようウェブ会議に参加することとなっております。

白馬村では7月に指定を受け、8月に参加しましたが、そのほかの月は平均を上回っており、重点的フォローアップ対象団体には該当していません。しかしながら、月が進むにつれ伸び率のクリアが難しくなりつつあります。普及を図るために、7月には選挙における期日前投票に併せてマイナンバーカード申請窓口を開設し、8月にはウイング21でのイベントに併せて、また、村内スーパーマーケット2店舗での出張申請受付を行なうなど、1回は私も参加してマイナンバーカード取得の呼びかけを実施してまいりました。

7月末現在のマイナンバーカード普及率は44.4%となっており、引き続き普及促進に努めて

まいります。

北アルプス広域連合が進めます白馬リサイクルプラザの建設につきましては、事後審査型の一般競争入札を5月27日に実施しましたが、予定価格に達しなかったため不落となりました。この結果を受け、工事費内容の精査を行ない、予定価格を最新の価格に直し、2回目の入札を8月24日に実施しましたが、2回目も予定価格に達しなかったため不落となりました。

今後について、北アルプス広域連合では、工期や工法、補正予算の検討、今年度事業と来年度事業に分割、もしくは来年度に一括発注をしていくことなど、総合的に検討していくとのことであります。

税務課関係では、適正課税推進の一環として導入いたします家屋評価システムは、現在、委託事業者により評価基準のセットアップと動作確認に伴う作業が進められておりまして、今月下旬には操作説明が実施され、10月から運用を開始できる見込みです。

また、地方税共通納税システムの対象税目拡大と統一QRコード納付に伴うシステム改修であります。今月初めに契約を締結しており、今後、地方税共同機構が示す標準仕様書に基づいた改修がされていくとともに、新たな納付書の様式につきましては、10月中に金融機関における読み取りテストを実施し、12月から1月にかけて校正作業に入っていく予定です。

上下水道課関係では、白馬駅前無電柱化工事や反田橋に係る県道の水道本管布設替え工事が順調に進んでおります。また、北城南部地区ほ場整備に係る農道に、昨年度水道本管を新設した配水管は、この秋頃には重要給水拠点への給水状況を見ながら、本格運用を始める予定です。

これにより、今後は災害時等において二股水系と源太郎水系の切替えが可能になり、断水の範囲や断水時間が短縮されることとなります。

教育委員会部局、最初に教育課関係です。

当初予算に計上した学校施設の改修工事は、夏休み期間を利用して行なっており、南小の特別支援学級と職員室の床の張り替え、中学校のトイレ洋式化工事を施工し、共に8月中に終了しています。今後は、南北小学校の遊具改修工事と中学校教室等の照明LED化工事が予定されています。LED化工事は、8月に交換する器具類がそろいましたので、順次交換工事を進めていきます。

9月1日に白馬インターナショナルスクールが開校し、開校式に参列してまいりました。この学校の特徴は、課題解決型の学習を英語で行なう学校であると同いました。今年度は、中学校年齢の生徒が20名入学したと聞いています。今後は、何らかの形で白馬中学校と交流の場を設けられ、白馬村の子供に国際的な視野が広がることにつながればと思います。

夏休み期間中に、児童生徒が新型コロナウイルスに感染した事例は、19名の報告がありました。その後、新学期が始まってから小学校を中心に新型コロナウイルス感染症の報告が相次ぐようになり、南北小学校では感染状況に応じて学級を閉鎖する措置を取ったと報告を受けております。

いまだ終息の見えない状況ではありますが、学校生活は徐々に通常を取り戻しつつあり、音楽会

や総合発表会など学習成果を発表する行事が控えておりますが、感染症対策を施しながら、引き続き教育活動を継続していくとの報告を受けております。

子育て支援課関係では、新型コロナウイルス感染症に係る国の給付金事業であります、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）は、昨年度に引き続き今年度も実施しており、8月末現在の給付状況は、生徒数174人、870万円を給付しております。

また、村独自の給付金事業であります学生等応援給付金の8月末現在の給付状況は、学生数105人、525万円を給付しており、どちらの給付金事業もまだ申請期限まで期間がありますので、引き続き周知に努めます。

小規模保育事業者の応募状況ですが、9月2日に申請を締め切り、3社の応募がありました。9月26日に審査を行ない、事業者を決定し、令和5年度中に開設できるよう事業者と連携し進めてまいります。

しろうま保育園ですが、来年度から認定こども園に移行することで準備を進めております。認定こども園に移行することにより、3歳児以上のお子さんを持つ共働きでない家庭でも保育料の無償化制度が利用でき、しろうま保育園に入園することができるようになります。本定例会に関係議案を提出しておりますので、ご審議のほどお願いいたします。

生涯学習スポーツ課関係では、7月末に3年ぶりに開催されたスノーハープクロスカントリー大会は、コロナ対策を講じながら村内外から約1,700人の参加者を迎えることができ、選手、役員のお喜びの顔を見ることができました。

8月15日には、従来の成人式から名称を「二十歳の集い」に改め、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、規模を縮小した上で開催し、今年20歳、21歳になる学年を対象に43名の出席者を迎えました。

また、氷河調査につきましては、令和元年に唐松沢が氷河であることが確認されており、現在は、不帰沢、杓子沢、白馬沢の3氷河についても、一昨年度より調査を実施しております。白馬に合計4か所の氷河が確認されますと、学術的価値は非常に大きく、JR白馬駅から正面に臨む杓子沢は壮観であり、氷河の存在は観光にも大きく寄与するものと思われまます。

決算関係についてですが、一般会計の決算の状況を申し上げますと、決算規模は歳入70億600万円余り、歳出68億4,800万円余り、どちらも前年度と比べますと6億円以上の減額となりました。

歳入の面では、ふるさと白馬村を応援する寄附金が寄附者の意向に添えるよう、企業版ふるさと納税の対象事業を増やしたことなどにより、5億2,000万円まで増えました。地方債は、新規発行債を元金償還額以下としたため、前年度比2億4,900万円余りの大幅な減額となり、年度末地方債現在高も3億5,700万円余りの減額となっております。

また、村税の決算状況は、総額12億9,000万円余りで、前年度と比較して1億9,400万

円余りの減額となりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う中小事業者等の事業用家屋及び償却資産の特例による固定資産税の減免分が全額補てんされる地方税減収補てん特別交付金が1億6,700万円余り交付されましたので、実質2,700万円の減収となりました。

その要因としましては、固定資産税において土地の評価替え後の税額を減額分は反映させながら、増額分は前年度の税額に据え置いた特例措置に加え、総所得及び譲渡所得の減収による個人村民税の減、業績悪化による法人村民税の減が主なものであります。

一方、徴収率は現年徴収率98.3%で、昨年度を2.5ポイント上回り、平成から令和を通じて過去最高となりました。滞納繰越分を含んだ合計徴収率も83.3%で、前年度を1.5ポイント上回り、平成10年度以降最高の値となりました。

この要因としましては、固定資産税の特例による軽減が中小事業者等の納税負担につながったことに加え、公平性・公正性の観点から、滞納村税の縮減を図るため、粛々と滞納整理を進めてきた結果であると考えております。

歳出の面では、新型コロナウイルス感染症対策により、扶助費が子育て世帯への給付金や非課税世帯と家計急変世帯に対する給付金などにより、前年度比1億7,600万円余りの増額となっております。

また、令和元年度から引き続き財政調整基金は取崩しをせず、前年度の余剰金処分の4,800万円と今年度の歳出から1億3,000万円ほど積み立て、久しぶりに減債基金も3,500万円積み立てたことによって、両基金を合わせた年度末基金残高は13億800万円余りとなりました。

また、前年度に引き続き義務教育施設整備基金も8,000万円、久しぶりに福祉基金も3,500万円の積立てを行なうなど、健全財政の堅持に努めました。

特別会計等の決算状況ですが、国民健康保険事業勘定特別会計は、歳入総額は10億3,041万5,877円、歳出総額は10億2,498万3,235円で、実質収支額は543万2,642円となり、全額、翌年度への繰越しとしました。

国民健康保険財政調整基金は積立ても行ないましたが、国保特別会計への繰入れも行なったことから、令和3年度末の残高は1億8,249万円余りとなりました。

後期高齢者医療特別会計の歳入総額は1億360万8,197円、歳出総額は1億309万5,303円で、実質収支額は51万2,894円です。

農業集落排水事業特別会計の歳入総額は407万5,566円、歳出総額は406万4,936円で、歳入歳出差引き額は1万630円です。

水道事業会計における収益的収入は3億1,402万2,114円で、収益的支出は2億4,146万449円です。資本的収入は6,822万9,891円で、資本的支出は1億5,505万5,989円です。不足する8,682万6,098円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補てんしております。

下水道事業会計における収益的収入は5億2,312万3,419円で、収益的支出は4億9,484万4,908円です。資本的収入は3億3,218万1,016円で、資本的支出は4億5,294万2,143円です。不足する1億2,076万1,127円は、過年度分損益勘定留保資金及び現年度分損益勘定留保資金で補てんしております。

本定例会に提出します案件は、報告1件、議案14件、決算認定6件であります。議案等につきましては、担当課長等に提案説明をさせますので、慎重なご審議を賜りますようお願い申し上げ、本定例会の開会に当たりましてのご挨拶といたします。

議長（太田伸子君） これより承認案件の審議に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べるできないと定められておりますので、申し添えます。

お諮りいたします。日程第6 承認第13号は承認案件でありますので、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することといたしたいと思っておりますが、これについて採決いたします。

この採決は挙手によって行ないます。

日程第6 承認第13号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、承認第13号について、委員会付託を省略する件は可決されました。したがって、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をすることにいたしました。

△日程第6 承認第13号 令和4年度白馬村一般会計補正予算（第3号）の専決処分報告について

議長（太田伸子君） 日程第6 承認第13号 令和4年度白馬村一般会計補正予算（第3号）の専決処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 承認第13号 令和4年度白馬村一般会計補正予算（第3号）の専決処分についてご説明をいたします。

令和4年度白馬村一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年6月21日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めたものであります。

おめくりをいただきたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ160万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ61億352万7,000円とするものであります。この補正予算は、6月

20日付で白馬村議会から白馬村選挙管理委員会宛での議員欠員通知を受けたことにより、白馬村議会議員補欠選挙を7月10日執行の参議院議員通常選挙及び白馬村長選挙と同日に執行することによる関連経費の増額になります。

6ページの歳出明細を御覧ください。

白馬村議会議員補欠選挙事業に係る経費として160万8,000円を計上するものです。主な内容は、村議補選の執行に伴い、投開票に関する職員手当が29万円、選挙執行に係る需用費としての消耗品、印刷製本費などに70万9,000円、選挙公営に関する負担金補助及び交付金として50万2,000円です。

なお、今回の補正の財源につきましては、前の5ページの歳入明細のとおり全額繰越金としてございます。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。承認第13号 令和4年度白馬村一般会計補正予算（第3号）の専決処分報告についてを、報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、承認第13号は報告のとおり承認されました。

次に、議案の審議に入ります。

△日程第7 議案第28号 白馬村認定こども園条例の制定について

議長（太田伸子君） 日程第7 議案第28号 白馬村認定こども園条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。下川子育て支援課長。

子育て支援課長（下川浩毅君） 議案第28号 白馬村認定こども園条例の制定について、ご説明申し上げます。

この条例の制定は、しろうま保育園を令和5年4月1日から認定こども園に移行するに当たり、本条例を整備するものでございます。

第1条は設置で、根拠法令に基づき設置することを規定しております。第2条は認定こども園の類型を定義し、第3条は名称、位置、類型、定員を規定し、第4条から第11条までは職員、事業、入園の資格、入園の申込み、入園の制限、入園の取消し、保育料、給食費について規定してござい

ます。第12条は委任について、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めると規定してございます。

附則でございますが、第1項でこの条例の施行日を令和5年4月1日とし、第2項で、白馬村保育所設置条例を廃止、第3項で、認定こども園の入園に関する必要な申請等はこの条例の施行日前においても行なえることを規定してございます。

説明は以上となります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第8 議案第29号 白馬村景観条例の制定について

議長（太田伸子君） 日程第8 議案第29号 白馬村景観条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） 議案第29号 白馬村景観条例の制定について、ご説明いたします。

この条例は、景観法の規定に基づき本村が景観行政団体に移行すること、また景観計画を策定することを前提といたしまして新たに制定するものでございます。

かがみのページをおめくりいただきまして、1ページ目から御覧ください。

前文に続きまして第1章、総則です。第1条は、この条例の目的を明記をし、続いて2ページ、第2条では、この条例で使用する用語の定義を、また第3条から3ページの第5条にかけて、村、村民、事業者の責務についてそれぞれうたっております。

第2章の景観計画の策定等は第6条から第10条にかけて、景観計画の策定手続、計画提案、景観育成重点地区などをうたっております。

その下、第3章、行為の規制等でございますが、第11条で景観計画への適合の努力規定を設けたほか、4ページに入りまして、第12条から第14条にかけて届出の義務及び届出を要しない行為などについて明記をしております。

第15条から第17条にかけて、届出に対する助言、指導及び勧告等についてうたっております。

5ページ、第21条から第22条は、大規模行為に関する事前協議とそれに対する指導、助言について明記をしております。

第24条から6ページの第28条まで、こちらは景観法に規定された景観重要建造物及び景観重要樹木の指定、管理基準、指定解除の手続などについてうたったものでございます。

第5章、自主活動の支援は、第29条において景観地区の決定手続、7ページに入りまして第31条で景観協定の締結、第34条で景観育成住民協定の締結、8ページに入りまして、第36条で景観育成村民団体の位置づけ、そういったものをうたっております。

第6章は、白馬村景観審議会です。第38条から9ページの第45条までかけまして景観法で規定された景観審議会について、その設置、任務、委員構成、任期などを明記したものでございます。

9ページの下段から10ページにかけては附則でございます。令和4年10月1日を施行日としておりますが、行為制限等に関する事項などにつきましては令和5年1月1日から、大規模行為に関する事前協議については令和5年3月1日からの施行としております。

以上で説明を終わります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。8番 津滝俊幸議員。

第8番（津滝俊幸君） 8番津滝俊幸です。議案第29号 白馬村景観条例の制定について質疑いたします。

本村の景観については、現在白馬村環境基本条例及び施行規則、開発指導要綱さらには景観形成住民協定提携によりコントロールされています。なぜ今新たに景観条例を制定し、県から景観行政団体の認定を受けて景観計画を策定しなければならないのか、お伺いいたします。

また、この条例制定により何が変わり、何が規制されるのか、住民生活における影響についてもお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） それでは、津滝議員のご質問にお答えをします。

ご質問の内容につきましては、現在白馬村景観条例などでコントロールされているものをなぜ新たな条例を制定するかということでございますけれども、まず現在の状況でございますけれども、議員のご質問にございまして白馬村景観条例で運用しているということでもありますけれども、ただし現在の景観行政団体はあくまで県でございますので、並行して長野県の景観条例あるいは長野県の景観計画に基づいた運用を行なっているということです。

つまり村と県と2つの制度の下で動いているということでございますけれども、これまでの制度の成り立ちから村と県の制度を比較をいたしますと、本村の環境基本条例は県条例と比べて、よりきめ細やかな内容でつくられておりますので、運用していく上で双方の制度の細かい部分で齟齬が生じている部分もございました。

こういった点を踏まえ様々なご意見をいただき検討を重ねた中で、これまでの環境基本条例の趣旨にのっとり、より主体的に村が景観行政を進めていくために県の枠組みから独立した景観条例あるいは景観計画をつくっていくべきであるという方針決定をし、4年以上の歳月をかけて作業を進めてまいりました。まず行程についてご理解をお願いできればというふうに思います。

また、規制内容ですとか住民の生活の影響につきましては、今回上程している景観条例の中で細かい数値基準までうたっているわけではございません。例えば建物の配置ですとか高さあるいは色彩などの基準につきましては、景観条例に基づいて策定をされます景観計画の中で明記されていく

わけでございますけれども、こちらも基本的には環境基本条例、現在村が運用しております条例の考え方を大方の部分で踏襲した内容で検討してきております。

この景観計画の策定作業の中では、津滝委員からも検討メンバーに加わっていただいた経過もございますけれども、今回上程した景観条例がもし制定されなければ、この長い年月を費やしてきた計画も日の目を見ることもありませんので、本条例のご審議をいただく中で可決に向けて議会の皆様のご協力をお願いしたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 条例制定後の告知方法と住民への説明、また施行していく中で専門的知識や指導が必要とされると予想されます。これらについてどのように行なっていくかお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） 周知のご質問でございますけれども、これ今回単発で条例を出したというわけではなくてですね、過去4年間かけて景観計画の原案とともに何回もそういった作業を行なってまいりました。その都度ワークショップ開催をしたりあるいは素案ができた段階でパブリックコメントなども行ないながら計画作業を進めてまいりまして、それを踏まえて景観計画策定審議会の中で協議を行ってきたところでございます。

現在素案まで仕上がっている段階でございますけれども、先頃、村長のほうへその報告をいただきまして、今度は素案の段階から今度村の案として最終案に仕上げていくわけでございますので、その段階でまた再度パブリックコメントなどを行ない、最終的な意見集約を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

（「答えてない」の声あり）

議長（太田伸子君） 初めの専門的知識のこと。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） すみません、ちょっと答弁が漏れておりました。

専門的知識が必要な場合はどうなるかということでございますけれども、先ほど申しましたけれども、これまでの景観計画策定委員会検討経過の中で、それぞれの部門でいわゆる有識者の方に入っていていただいて検討してきたという経過もございますので、最終的には現在つくり上げております素案をベースに今後も最終的な計画案に仕上げていくというような形になろうかと思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。津滝議員、質疑はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 先ほど述べられておりました景観計画についてなんですけれども、これからパブリックコメントが予定されているというようなお話もありますが、このパブコメと言われるものの意見ですね、可否やさらには計画へのフィードバック、そういったものの扱いについてどのよ

うにやっていくのかということをお伺いします。村民からいただいた意見を、どのように計画に反映させていくのかということをお伺いします。

議長（太田伸子君） 矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） お答えいたします。

現段階でパブリックコメント、こういった内容のものが出てくるかというものはまだ定かではありませんので、予定としましては10月の下旬頃を目安に公表してパブリックコメントを求めていますので、当然意見の内容等につきましてはそれぞれ個別に判断をして結論を出していくと。その結果については、また環境審議会などを通じてお諮りをし、最終案として村民の皆さんにもお示しをしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（太田伸子君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第9 議案第30号 白馬村開発行為の調整等に関する条例の制定について

議長（太田伸子君） 日程第9 議案第30号 白馬村開発行為の調整等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） 議案第30号 白馬村開発行為の調整等に関する条例の制定について、ご説明いたします。

この条例は、白馬村環境基本条例の内容を原則として踏襲しつつ、単独の条例として新たに制定するものでございます。

かがみのページをおめくりいただきまして、1ページ目から御覧ください。

第1条は、この条例の目的を明記をし、第2条では、この条例で使用する用語の定義をうたっております。

2ページに入りまして、第3条から3ページの第5条にかけて村、村民等、開発事業者の責務についてそれぞれ明記をしております。

第6条は、この条例の適用範囲をうたっておりますが、一部を除き原則として白馬村環境基本条例を引き継いだ内容となっております。

4ページ、第7条は、公共事業などこの条例の適用除外となるものを第4号まで明記をしております。

第2章でありますけれども、第8条で事前協議、さらに5ページの第9条では協定の締結をうたっております、こちらも原則として白馬村環境基本条例の内容を踏襲したものでございます。

第3章は、第11条において開発事業者が遵守すべき基本事項を明記をしております。

6ページ、第4章でありますけれども、第12条から第13条において開発計画に対する指導基準の策定、そしてその使用基準の公表、その遵守についてうたっております。

第5章は、第14条から7ページの第21条にかけて、新たに設置する白馬村開発審議会の任務、組織、任期、会議などをうたった内容でございます。

第6章は雑則で、8ページ、第22条では立入りの調査、第24条は工事完了後の検査、第25条では指導、勧告及び命令、さらに第26条では勧告・命令に従わなかった場合の事業者の公表などについてうたっております。

9ページの附則において、この条例の施行日を令和5年1月1日としております。

以上で説明を終わります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第10 議案第31号 白馬村地区計画等の案の作成手続きに関する条例の制定について

議長（太田伸子君） 日程第10 議案第31号 白馬村地区計画等の案の作成手続きに関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） 議案第31号 白馬村地区計画等の案の作成手続きに関する条例の制定について、ご説明をいたします。

かがみのページをおめくりいただきまして、1ページ目から御覧ください。

第1条では、この条例の趣旨をうたっておりまして、都市計画法第16条第2項及び第3項に基づく条例制定である旨を記載しております。

第2条は、地区計画等の原案の提示方法、第3条は説明会の開催等、そして第4条は、地区計画等の原案に対する意見の提出方法についてうたっております。

第5条は、住民または利害関係人からの地区計画等の案の内容となるべき事項の申出方法、条件などについてうたっております。

2ページに入りまして、第6条から第8条にかけて地区計画等に関する申出があった場合の判断、都市計画審議会への付議、申出を踏まえた案を作成しない場合の措置などについてうたっております。

附則において、この条例の施行日を公布の日からとしておりますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時10分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） 先ほど、議案第29号の津滝議員の関連質問に対する答弁の中で、私、環境審議会と申し上げたようでありますけれども、正しくは景観計画策定委員会の中で審議をしてきたということでございますので、お詫びを申し上げ、訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

△日程第11 議案第32号 白馬村環境基本条例の全部改正について

議長（太田伸子君） 日程第11 議案第32号 白馬村環境基本条例の全部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第32号 白馬村環境基本条例の全部改正について、ご説明申し上げます。

この条例の全部改正は、本村が景観行政団体への移行に際し、現行の環境基本条例で規定している開発の基準等について、白馬村景観条例及び白馬村開発行為の調整等に関する条例といった関係条例に分離し個別条例の制定として議案を提出することから、本来あるべき環境政策の基本となる環境基本法等に基づく環境基本条例として全部改正をしたいため議会の議決を求めるものです。

それでは、条例本文について概要をご説明させていただきます。

前文は、今日の社会経済活動は生活の豊かさをもたらした一方で環境への負荷を増大させ、地域の環境にとどまらず地球規模での環境にまで影響を及ぼしており、私たちはこの豊かな自然や恵まれた自然を生かしながら健康で安心して暮らせる村づくりに取り組みなければならず、白馬村の地域特性、自然環境、産業構造等を総合的に勘案し、人と自然が共生し環境への負荷の少ない安全・安心な白馬村を村民が一体となって創造しつつ、持続可能な脱炭素社会づくりを効果的に推進し将来に継承していくため、この条例を全部改正としております。

第1条の目的は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、それぞれの責務を明らかにするとともに環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の村民の健康で安全かつ快適な生活の確保に期することを目的とするものです。

第2条では定義として用語の意味を、第3条は基本理念として4つの項目を定め、第4条から第6条までは村や村民などそれぞれの責務を規定しております。

第7条は、各種環境施策の基本方針として施策の相互連携について規定しています。

第8条から第17条は、第3章として環境の保全等に対する基本的施策としております。

第8条は環境と景観に対する配慮、第9条及び第10条は規制と誘導的措置、第11条は快適な環境の保全及び創造、第12条から第17条までは資源の循環的利用や各種資源の保全などを規定しております。

第18条では地球環境の保全の推進、第19条は地球温暖化対策のための取組について規定をしております。

附則として、この条例の施行日につきましては、今回、提出する関係条例との整合を図るため、令和5年1月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。第11番丸山勇太郎議員。

第11番（丸山勇太郎君） 議案第32号 白馬村環境基本条例の全部改正について、3問、質疑します。

初めに、この条例改正は、先ほどの景観条例、開発行為の調整等に関する条例の新規制定に伴い、23年間、環境、景観行政のよりどころとしてきた同条例を気候非常事態宣言、ゼロカーボンシティ宣言を次々と発した村として、気候変動対策、カーボンニュートラルへの施策を積極的に展開するための理念条例として生まれ変わらせるということが全部改正の本旨であり、行政側、議会側の勉強会等も通じた一致した認識となっていました。

上程された条例には前文が添えられていますが、2つの宣言をしたことの記載がありませんし、その本旨が全体を貫くものになっていないのはなぜか伺います。

また、気候非常事態宣言第2項、ゼロカーボンシティ宣言第3項に共通してうたった2050年再生可能エネルギー自給率100%を達成するために必要な再生可能エネルギーを自ら積極的につくり出すことの記載がない理由を併せて伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） ただいまご質問いただきました2つの宣言が条例を貫くものになっていないという点と、再生可能エネルギーを積極的につくり出す記載がないということについてお答えをさせていただきます。

今回の環境基本条例の全部改正の位置づけにつきましては、先ほどの提案のときに申し上げさせていただきました。これにつきましては、現行条例を意識しつつ文言の整理等の調整を踏まえた条例構成とさせていただきます。

併せて、基本理念を地球規模の環境問題に対応し環境負荷の少ない社会を実現することなどを、国、地方自治体、事業者及び国民の責務を明らかにする環境基本法や廃棄物処理、リサイクル対策の重要性を定めた循環型社会形成基本法及び水の公共性など総合的な水環境の適正化をうたう水循

環基本法に倣って、現在及び将来の村民の健康と快適な生活環境の確保を目的に掲げる理念条例として位置づけをさせていただきました。

条例の構成は、この中でも環境基本法を柱とさせていただいております。この環境基本法における地球環境保全の定義とは、人の活動による地球全体の温暖化またはオゾン層の破壊の進行、野生生物の種の減少、その他の地球全体またはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものと言うとしており、本提出をいたしました条例でも同様に定義をさせていただいております。

ご質問の2つの宣言につきましては、この法律における地球環境の保全に包含をさせておりますので、理念条例であることから具体的な宣言をいたしました固有名詞は使用しなかったということでございます。

しかしながら、前文において地球温暖化に起因にする気候変動は本村にとっても極めて深刻な脅威であり、自然の恵みを受けてきた本村だからこそ、この危機的状況に正面から向き合い、再生可能エネルギーにシフトするなど将来に向けた持続可能な社会を引き継いでいかなければなりませんと前置きをさせていただきました。

また、再生可能エネルギーを積極的に作り出す記載がないのご指摘でございますが、条例の基本理念には地域の特性を最大限に生かした再生可能エネルギーの利活用、さらにはゼロカーボン社会の構築に向けて取り組まなければならないとしており、個々の条例の中にも再生可能エネルギーについて、シフトまたは有効利用、温室効果ガスの排出抑制といった取組を掲げておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 丸山議員、質疑はありますか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） では、2問目です。

今、脱炭素が全世界の喫緊の課題です。気候変動対策に関しては、末尾に地球環境保全の推進と章立てし2条を書き加えただけです。地球環境保全という表現は23年前策定の現条例での表現であり、さきの質疑のとおり、2つの宣言をした村として、気候変動、ゼロカーボンあるいはカーボンニュートラルという表現を第2条の用語の定義にも加え、解説し、積極的に用いるべきものであること、また、第18条に規定したことこそ、条例前段の村、村民、事業者それぞれの責務に明記し論旨を組立てるべきであり、したがって、第4条、第5条はもちろんのこと、第6条の事業者の責務では公害防止云々ではなくてCO₂排出抑制こそ真っ先にくることではないかと考えますが、そのようになっていない理由を伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 2点目の質疑に対してお答えをさせていただきます。

条例の中に特に第6条へのCO₂排出抑制を優先すべきということでございますけれども、先ほ

どの1点目でもお答えいたしました柱となる環境基本法では定義の1番目に地球環境保全を2番目に公害を規定しております。

公害とは、環境保全上の支障のうち事業活動、その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって人の健康または生活環境に係る被害が生ずることを言うとしております。

関係課で複数回集まりまして、内容をどういうふうにしていくのかという協議の中でも、公害についてもしっかりと触れておくべきということで先ほどの法律であります環境基本法では第1項で法律上の順位が地球環境の保全、第2項のところでは公害となっておりますので、法律上の順位を合わせ第2項で環境の負荷等を規定させていただいたということでご理解をいただければと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。丸山議員、質疑はありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） では、3問目です。

この全部改正の中には、環境の保全及び創造という表現を複数回使用していますが、環境の保全はよく分かりますけれども、本村において環境の創造とはどういうことをしていくことなのか具体的に説明してください。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 3点目の質疑にお答えいたします。

環境の創造につきましては具体的な内容ということでございますが、地球温暖化対策の推進、循環型社会の形成の促進、美しい自然環境の再生、安全な水循環の回復、大気汚染、騒音の防止等による生活環境の改善の施策を推進するものです。

なお、詳細な取組につきましては、各課横断的に連携を図った施策が必要と感じておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第12 議案第33号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第12 議案第33号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） 議案第33号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例

の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

この一部改正は、白馬村景観条例の制定に伴い新たに設置される景観審議会について、その委員報酬を明記するものでございます。

最終ページの新旧対照表を御覧ください。

別表の中に新たに景観審議会委員を追記し、報酬額は他の委員と合わせ、日額6,100円、半日額3,800円としたいものでございます。

1ページ前の改め文にお戻りいただきまして、附則でこの条例の施行日を令和4年10月1日としておりますのでよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第13 議案第34号 白馬村保育料条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第13 議案第34号 白馬村保育料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。下川子育て支援課長。

子育て支援課長（下川浩毅君） 議案第34号 白馬村保育料条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

この条例の一部改正につきましては、しろうま保育園を令和5年4月1日から認定こども園に移行することに伴うものでございます。

4枚めくっていただきまして、新旧対照表1ページを御覧ください。

まず、本条例の本文中の全体の改正でございますが、保育所を認定こども園に改めてございます。

また、認定こども園に移行することで、教育標準時間でお預かりする子供の料金を新たに定めてございます。

第3条の保育料の規定では、特定教育、保育のうち3歳以上児に係る保育料をゼロ円に、保育に係る3歳未満児の保育料を別表1に所得割課税額の階層ごとに保育料を定めてございます。

また、2ページに移りまして、第5条では3歳未満児の私的契約時の保育料について別表第1で定めてございます。

第4条延長保育料、第7条副食費につきましては、9ページになりますが別表第2で定めてございます。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第14 議案第35号 白馬村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議長(太田伸子君) 日程第14 議案第35号 白馬村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長(吉田久夫君) 議案第35号 白馬村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

この条例の一部改正は、年金制度の機能強化のための国民年金法の一部を改正する法律が公布され、同法附則で消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部も改正となり、これを踏まえて令和4年3月の改正条例における附則に経過措置を追加する改正を行なうものです。

最終ページの新旧対照表を御覧ください。

附則第2項の次に第3項として、この経過措置について加える理由は条例の施行日において、公務災害補償を受ける権利を担保に出していた場合は担保に供することができるという経過措置を加えるものです。

なお、第2項についても第3項を加えることに伴い、括弧書きの文言を加えるものです。

改め文にお戻りいただき、この条例の施行日を公布の日とし、令和4年4月1日から遡及して適用するものです。

説明は以上です。

議長(太田伸子君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第15 議案第36号 令和3年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議長(太田伸子君) 日程第15 議案第36号 令和3年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。関口上下水道課長。

上下水道課長(関口久人君) 議案第36号 令和3年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、ご説明いたします。

令和3年度の未処分利益剰余金は、令和2年度からの繰越利益剰余金に当年度純利益を合わせた7,405万1,642円となっております。

令和3年度未処分利益剰余金のうち7,000万円を建設改良積立金に積立て、残額の405万1,642円は翌年度へ繰越利益剰余金として処分しようとするもので、地方公営企業法第32条

第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第16 議案第37号 令和3年度白馬村下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議長（太田伸子君） 日程第16 議案第37号 令和3年度白馬村下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。関口上下水道課長。

上下水道課長（関口久人君） 議案第37号 令和3年度白馬村下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、ご説明いたします。

令和3年度未処分利益剰余金は、令和2年度からの繰越利益剰余金に当年度純利益を合わせた4,710万8,528円となっております。

令和3年度未処分利益剰余金のうち4,000万円を建設改良積立金に積立て、残額の710万8,528円は翌年度へ繰越利益剰余金として処分しようとするもので、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第17 議案第38号 令和4年度白馬村一般会計補正予算（第4号）

議長（太田伸子君） 日程第17 議案第38号 令和4年度白馬村一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第38号 令和4年度白馬村一般会計補正予算（第4号）につきまして、ご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,172万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を63億4,525万4,000円とするものであります。

8ページ、歳入明細を御覧ください。

主なものについてご説明をさせていただきます。

14款2項2目衛生費国庫補助金3,826万3,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種のオミクロン株対応に伴うものです。

4目教育費国庫補助金338万8,000円の増額は、中学校防火シャッター危害防止装置設置に係る学校施設環境改善補助金181万3,000円と新型コロナウイルス感染症対策に係る学校保健特別対策事業費補助金の計157万5,000円によるものです。

9ページを御覧ください。

同じく6目総務費国庫補助金1億3,431万9,000円の増額は、コロナ禍における原油価格、物価高騰対応分の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金7,522万5,000円増額と新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円を支給するための非課税世帯等臨時給付金給付事業費とその事務費5,630万5,000円増額などによるものです。

15款2項4目農林水産業費県補助金102万4,000円の増額は、農業生産性向上を図る施設、機械整備のための産地生産基盤パワーアップ事業補助金100万円などによるものです。

3項1目総務費県委託金238万円の増額は、白馬ジャンプ競技場の電気料高騰に係る県からの指定管理料であるジャンプ競技場管理委託金233万円の増額などによるものです。

10ページを御覧ください。

17款1項1目一般寄附金5,646万7,000円の増額は、前年度に比べて現在8%ほど伸びているふるさと白馬村を応援する寄附金5,000万円増額などによるものです。

18款1項1目減債基金繰入金3,029万3,000円の減額は、前年度に新型コロナウイルス感染症対策として実施をした非課税世帯等臨時給付金事業や新型コロナウイルスワクチン接種事業の前年度精算金が今年度に入ることにより、一般財源が3,000万円以上増えるため、それに伴う減額です。

2目ふるさと白馬村を応援する基金繰入金406万円の減額は、前年度の協働のまちづくり事業者支援に係る寄附金が当初の見込みより少なかったことなどによるものです。

11ページを御覧ください。

19款繰越金2,293万4,000円の増額は、令和3年度決算額の確定によるものです。

20款5項1目雑入3,059万2,000円の増額は、山岳観光施設などの雪害や落雷の被害に充てるための損害保険料720万2,000円増額、北アルプス広域連合過年度還付金1,948万9,000円、白馬山麓事務組合過年度還付金387万4,000円などによるものです。

12ページを御覧ください。

21款1項村債の1目臨時財政対策債1,614万3,000円の減額は発行可能額の決定によるもの、6目教育債320万円の増額は、先ほど国庫補助金でも説明をいたしました中学校防火シャッター危害防止装置設置に係る学校教育施設等整備事業債によるものです。

13ページ、歳出明細を御覧ください。

全般的に一般職給料、職員手当、共済組合負担金、退職手当組合負担金の増額、減額は4月の人

事異動に伴う人件費の組替えによるもので、正職員の配置などにより会計年度任用職員の人件費に関しましても組替えを行なっております。

また、光熱水費はロシア、ウクライナの国際情勢や新型コロナウイルス感染症の影響により高騰した電気料の増額によるものです。

人件費の組替えと光熱水費の増額につきましては説明を割愛させていただき、それ以外の主な事業について説明をさせていただきます。

2款1項6目企画一般事業330万円の増額は、デジタル田園都市国家構想推進交付金の活用により地域交通課題の解決を図る地域交通の分析及び最適化に向けた提言を受けるための地域課題マッチング事業、地域交通検討業務委託料です。

ふるさと納税事業2,421万1,000円の増額は、歳入でも説明をいたしましたふるさと白馬村を応援する寄附金の増額に伴い、返礼業務委託料など所要経費を増額するものです。

13ページから14ページにかけて、同じく白馬高校支援事業644万2,000円の増額は、入寮生が減ったことによる学生寮使用料の減額から白馬山麓事務組合等負担金の増額などです。

14ページ、非課税世帯等臨時給付金事業2,352万5,000円の増額は、先ほど歳入でも説明をいたしました新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面していた方々が速やかに生活や暮らしの支援を受けられるよう住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円を支給する非課税世帯等臨時給付金などです。特定財源としまして国庫補助金が10分の10交付されます。

原油高・物価高騰現金給付事業5,342万7,000円は、コロナ禍における原油高、物価の高騰による経済的負担軽減を図るため、合理的範囲と設定いたしました世帯合計所得300万円以下の世帯に対し、1世帯当たり1万5,000円を支給する原油高・物価高騰給付金などです。

15ページから16ページにかけて、3項1目戸籍住民基本台帳事業276万6,000円の増額は、マイナンバーカード交付事業拡大による臨時受付窓口開設に係る所要経費の計上、前年度の中長期在留者居住地届出等事務委託費の精算による過年度国庫補助金返還金などです。

17ページ、3款1項2目老人福祉事業95万5,000円の減額は、敬老会中止による所要経費の皆減になります。

高齢者移動支援事業96万円の増額は、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種の実施に伴うタクシー乗車券使用料です。

18ページ、2項1目児童手当等給付事業149万円の増額は、前年度の子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金の精算による過年度還付金です。

20ページを御覧ください。

4款1項2目保健予防事業3,737万2,000円の増額は、先ほど歳入で説明をいたしました新型コロナウイルスワクチン接種のオミクロン株対応に伴う所要経費などの増額によるものです。

21ページから22ページにかけて、2項1目塵芥処理事業141万2,000円の減額は、廃棄物処理費やリサイクル推進費に係る北アルプス広域連合負担金の減額などです。

5款1項1目農業委員会補助事業172万2,000円の増額は、農家台帳のデータ修正業務などのために新たに会計年度任用職員を雇用したことから会計年度任用職員報酬の増額などです。

23ページ、3目農業振興事業115万4,000円の増額は、先ほど歳入で説明をいたしました農業生産性向上を図る施設、機械整備のための白馬村農業再生協議会負担金の新規計上などです。少し飛びまして、25ページを御覧ください。

6款1項2目山岳観光施設維持補修事業414万3,000円の増額は、落雷による八方池山荘と雪害による白馬岳頂上宿舎の修繕費、白馬岳頂上宿舎修繕のための資材運搬業務に係る施設維持管理委託料、八方池山荘建替計画基本設計業務において測量業務の追加に伴う委託料の増額です。

3目21観光戦略事業62万3,000円の増額は、長野県事業となるオーストラリアセールスに同行するための旅費です。

海外観光客受皿整備事業990万8,000円の増額は、この冬のシーズンの外国人観光客の入り込みが見込めることから、12月から2月までの間、ナイトシャトルバスを運行するための委託料です。

26ページ、2項1目商工振興事業75万円の増額は、商工会の補助対象外となる臨時職員1名分の人件費の半額を補助するための負担金です。

新型コロナウイルス感染対策事業1,798万3,000円の増額は、コロナ禍における原油価格、物価高騰に対して村民の経済的負担軽減を図るため、1人でも多くの購入希望者に広く行き渡るよう商品券の増刷をするためのプレミアム付商品券事業補助金です。

27ページから28ページにかけて、9款1項2目学校環境整備事業540万7,000円の増額は、白馬中学校の防火シャッター危害防止装置の設置工事に係る経費です。

28ページ、2項1目南小学校管理事業189万円の増額と北小学校管理事業165万7,000円の増額、29ページ、3項1目中学校管理事業396万6,000円の増額は、それぞれ新型コロナウイルス感染症対策に係る支援として学校保健特別対策事業補助金の交付が決定したため、アルコール消毒液購入などの経費に係る増額が主なものです。

30ページ、5項2目ウイング21維持管理事業665万9,000円の増額は、雪害によるウイング21西面北側の屋根の修繕費の増額などによるものです。

31ページから32ページにかけての12款1項3目ふるさと納税基金事業3,500万円の増額は、ふるさと白馬村を応援する寄附金の増額に基づきまして積立金を増額するものです。

お戻りいただき、5ページを御覧ください。

第2表地方債補正につきましては、先ほども説明をいたしました中学校防火シャッター危害防止装置設置に係る学校教育施設等整備事業債の新規発行に伴い学校教育施設改修事業の限度額を増額

し、上段は発行可能額の決定に伴い臨時財政対策債の限度額を減額しております。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第18 議案第39号 令和4年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

議長（太田伸子君） 日程第18 議案第39号 令和4年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田住民課長。

住民課長（太田洋一君） 議案第39号 令和4年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ458万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億1,957万1,000円とするものです。

3ページの歳入明細をお開きください。

3款1項1目保険給付費等交付金16万5,000円の増額は、未就学児均等割導入に伴う報告等システム改修に係る経費について特別調整交付金として受けるものであります。

5款1項1目一般会計繰入金57万5,000円の増額は、人事異動に伴う人件費増額分です。

2項1目国民健康保険財政調整基金繰入金174万円の減額は、6款の令和3年度からの繰越金確定に伴う増額により財政調整基金からの繰入金を減額するものであります。

4ページ、7款3項5目雑入385万円の増額は、令和3年度に長野県国民健康保険団体連合会へ支払った療養給付費審査支払手数料の精算により同連合会から還付されたことによるものです。

続いて、5ページからの歳出についてご説明いたします。

1款1項1目一般管理費は、歳入でも説明いたしましたが人事異動による人件費分の増額です。

2項1目賦課徴税費16万5,000円の増額は、こちらも歳入で説明いたしましたが、未就学児均等割導入に伴う報告等システム改修のための増額です。

5ページから6ページかけての3款1項1目一般被保険者医療給付費分は、財源の組替えを行なうものであります。

6款1項3目保険給付費負担金等償還金384万2,000円の増額は、歳入で補正しました還付金について歳出時の財源が長野県から交付される普通交付金であることから、還付された金額を長野県に返還するため当初予算計上額に不足する額を増額するものであります。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第19 議案第40号 令和4年度白馬村水道事業会計補正予算(第1号)

議長(太田伸子君) 日程第19 議案第40号 令和4年度白馬村水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。関口上下水道課長。

上下水道課長(関口久人君) 議案第40号 令和4年度白馬村水道事業会計補正予算(第1号)について、ご説明いたします。

第2条として、令和4年度白馬村水道事業会計予算第3条に定めました収益的収入及び支出の予定額の収益的支出、1款水道事業費用を519万6,000円を追加し2億7,190万8,000円とし、第3条では、当初予算第4条本文、括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を1億883万円に改め、資本的収入及び支出の予定額の資本的支出、1款資本的支出に950万7,000円を追加し1億5,768万3,000円とするものです。

この補正は、電気料金の値上げや資材費の高騰による動力費や工事費の増額、また職員の人事異動による人件費を減額したものであります。

また、第4条として、当初予算第8条に定める職員給与費を人事異動により284万5,000円減額し3,906万5,000円とするものです。

説明は以上です。

議長(太田伸子君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第20 議案第41号 令和4年度白馬村下水道事業会計補正予算(第1号)

議長(太田伸子君) 日程第20 議案第41号 令和4年度白馬村下水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。関口上下水道課長。

上下水道課長(関口久人君) 議案第41号 令和4年度白馬村下水道事業会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

第2条として収益的収入及び支出の予定額の収益的収入、1款水道事業収益に540万円を追加し、4億8,390万6,000円とし、資本的支出、1款下水道事業費用531万8,000円を追加し、4億8,382万4,000円とします。

第3条として当初予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を1億2,109万5,000円に改め、資本的収入の1款、資本的収入を540万円減額し、3億5,684万5,000円とし、1款資本的支出に225万2,000円を追加し、4億7,790万

円とするものです。

この補正につきましては、一般会計からの繰入金算入の組替えと人事異動に伴う人件費の増、電気料金値上げなどに伴う動力費の増などとなります。

また、当初予算第8条に定めました職員給与費を人事異動により225万2,000円を増額するものです。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議案議題となっております、第36号及び議案第37号を除く議案第28号から議案第41号までは、お手元に配付いたしました令和4年第3回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって議案第36号及び議案第37号を除く、議案第28号から議案第41号までは、常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

ただいまから午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き、会議を始めます。

これより、認定案件の審議に入ります。

△日程第21 認定第1号 令和3年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第22 認定第2号 令和3年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第23 認定第3号 令和3年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第24 認定第4号 令和3年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第25 認定第5号 令和3年度白馬村水道事業会計決算認定について

△日程第26 認定第6号 令和3年度白馬村下水道事業会計決算認定について

議長（太田伸子君） お諮りいたします。日程第21 認定第1号から日程第26 認定第6号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第6号までは一括議題とすることに決定いたしました。

最初に、日程第21 認定第1号 令和3年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定についての説明を求めます。初めに、吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長(吉田久夫君) 認定第1号 令和3年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定につきましてご説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。私からは歳入全般と議会、監査、総務課所管の歳出につきまして、その概要を説明し、その他の歳出につきましては、担当課等の長が、順次、説明をまいります。

それでは、令和3年度歳入歳出決算書96ページを御覧ください。

歳入総額が70億665万7,367円、歳出総額が68億4,867万6,174円で、歳入歳出差引額は1億5,798万1,193円、繰越明許費繰越額1,824万円、実質収支額は1億3,974万1,193円、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は7,000万円です。

6ページにお戻りください。

まず、歳入でございますが、村税は12億9,032万9,565円で、内訳は村民税が4億1,079万8,206円、固定資産税が7億4,723万2,142円、軽自動車税が3,621万4,879円、村たばこ税が6,458万6,900円、入湯税が3,149万7,438円です。

6ページの不納欠損額は1,142万2,977円で、収入未済額は2億4,640万9,467円です。

7ページ、地方譲与税が7,410万7,000円です。

8ページ、法人事業税交付金が1,534万円で、地方消費税交付金が2億4,183万2,000円、8ページから9ページにかけて、地方特例交付金が新型コロナウイルス感染対策地方税減収補てん特別交付金のため大幅な増により1億7,367万8,000円、地方交付税も普通交付税が新型コロナウイルス感染症の影響による基準財政収入額の減などのため増額となり23億9,435万1,000円です。

9ページから10ページにかけて、分担金及び負担金は1億1,557万573円です。主なものは、10ページ、保育所保育料及び延長一時及び休日保育料負担金計1,401万円余り、白馬村土地改良区負担金512万円余り、土地改良事業受益者負担金4,975万円、学校給食費負担金3,452万円余りです。

10ページから12ページにかけて、使用料及び手数料は4,771万4,481円です。使用料の主なものは、ジャンプ競技場リフト使用料1,356万円余り、11ページに移りまして、

ケーブルテレビ白馬IRU契約利用料660万円余り、ケーブルテレビ施設保守費等指定管理者負担分利用料579万円余り、土木施設の公有財産占用料697万円余りです。

手数料の主なものは、12ページを御覧ください。

雑排水汲取手数料等274万円余りです。

国庫支出金は8億7,189万3,158円で、国庫負担金の主なものは、児童手当負担金8,038万5,999円、国民健康保険基盤安定負担金1,134万8,868円、身体障害者福祉費負担金6,931万1,000円、新型コロナウイルスワクチン接種負担金5,109万円余りです。

12ページから15ページにかけまして、国庫補助金の主なものは、民生費の子ども・子育て支援交付金1,816万円余り、子どものための教育・保育給付国庫交付金2,546万円余り、13ページに移りまして、新型コロナウイルス感染症対策のための子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金計1億1,159万円余り、子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金計1,070万円、衛生費の新型コロナワクチン接種事業補助金3,544万円余り、14ページに移りまして、橋梁修繕工事などに係る土木費補助金1億2,444万7,000円、グランピング事業など観光商工費の地方創生推進交付金8,146万円余り、15ページに移りまして、総務費の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億4,303万円余り、再エネ導入計画実現支援事業補助金660万円、新型コロナウイルス感染症対策のための非課税世帯等臨時給付金給付事業費補助金、給付事務費補助金計6,250万円です。

国庫委託金の主なものは、ナショナルトレーニングセンター委託金1,738万円余り。

16ページを御覧ください。

県支出金は3億7,829万3,203円です。

県負担金の主なものは、児童手当負担金1,833万6,165円、国民健康保険と後期高齢者医療保険の保険基盤安定負担金5,249万2,270円、身体障害者福祉費負担金3,355万2,315円です。

県補助金の主なものは、民生費の障害者医療給付事業補助金731万円余り、17ページに移りまして、子ども・子育て支援事業交付金955万円、地方単独分を含む子どものための教育・保育給付交付金1,865円余り、農業費の中山間地域等直接支払事業交付金657万円余り、18ページに移りまして、青年就農給付金補助金750万円、多面的機能支払交付金2,364万円余り、地籍調査事業補助金600万円、19ページに移りまして、商工費の新型コロナウイルス感染症対策のための地域活性化Pay Payキャンペーンに充当した特別警報2発出事町村等事業者支援交付金6,630万円余りです。

県委託金の主なものは、ジャンプ競技場管理委託金5,638万円余り、県民税徴収委託金1,632万円余り、衆議院議員・参議院議員補欠選挙に係る選挙費委託金1,331万8,134円

です。

財産収入は、2,062万5,799円です。

20ページに移りまして、主なものは財産売払収入で、建設課所有の重機を売り払った車両売払収入939万3,000円です。

寄附金は5億2,227万7,018円です。主なものは、ふるさと白馬村を応援する寄附金5億円余り、協働のまちづくり寄附金2,077万円余りです。

21ページを御覧ください。

繰入金は2億8,768万928円で、令和3年度も財政調整基金繰入金も減債基金繰入金もありません。主なものは、繰越しを含むふるさと白馬村を応援する基金繰入金2億7,431万8,091円、中小企業融資利子補給基金繰入金1,268万9,221円です。

21ページから22ページにかけて、繰越金は明許繰越事業分を含み6,642万2,019円です。

22ページを御覧ください。

諸収入は1億5,752万5,623円です。主なものは、村税延滞金590万円余り、白馬村商工振興資金預託金回収金2,000万円、介護保険地域支援事業受託金3,665万円余り、23ページに移りまして、下側、コミュニティ助成事業助成金1,600万円、北アルプス広域連合過年度還付金869万円余り、村職員の派遣に伴う北アルプス広域連合派遣職員負担金882万円余り、24ページに移りまして、中ほど下、長野県後期高齢者医療広域連合補助金661万円余り、村職員の派遣に伴う長野県地方税滞納整理機構負担金833万円余り、EVシェアリング事業補助金500万円です。

25ページを御覧ください。

村債は3億3,159万8,000円です。主なものは、臨時財政対策債1億4,589万8,000円、庁舎屋根改修工事に伴う一般単独事業債870万円、ほ場整備事業に伴う公共事業等債1,860万円、落倉木道改修事業に伴う辺地対策事業債1,170万円、道路新設改良事業に伴う土木債1億4,230万円であります。

次に、27ページからの歳出であります。議会費7,329万6,021円は、議員12名の報酬、手当、一般職職員2名の人件費が主なものです。

総務費、総務管理費の一般管理費2億3,683万6,656円は、27ページから28ページにかけて、特別職2名、一般職職員14名及び会計年度任用職員5名などの人件費、29ページに移りまして、11節役務費、通信運搬費等1,257万円余りです。

30ページから31ページにかけて、財産管理費5,122万5,738円の主なものは、会計年度任用職員2名の人件費、10節需用費、庁舎の電気水道代である光熱水費523万円余り、11節役務費、建物災害共済保険料536万円余り、14節工事請負費、多目的研修集会施設の屋

根などの庁舎改修修繕工事費1,582万円余りです。

32ページを御覧ください。

交通安全対策費48万円は白馬村交通安全協会への補助金、防犯対策費40万円は白馬村防犯協会への補助金です。

姉妹都市提携費13万2,335円は、静岡県河津町との交流経費です。

企画費5億6,321万4,512円の主な内容についてですが、白馬高校支援事業以外の、総務課が所管する事業についてご説明をいたします。主なものは移住・交流集落支援事業で、会計年度任用職員4名の人件費804万円余り、33ページに移りまして、11節役務費、ふるさと納税事業のクレジット決済手数料等988万円余り、12節委託料、返礼品送料等1,587万円余り、返礼業務委託料2億1,214万円余り、13節使用料及び賃借料、ケーブルテレビ白馬の電柱添架使用料673万円余り、いこいの森借上料690万円、34ページに移りまして、18節負担金補助及び交付金、北アルプス広域経常費負担金1,479万円余り、地域づくり事業等補助金他519万円余り、塩島区の公民館建て替えに係るコミュニティセンター補助金2,000万円、35ページに移りまして、新型コロナウイルス感染症対策のための非課税世帯等臨時給付金9,240万円、同じく、灯油価格高騰対策として全世帯に一律1万円ずつ支給しました灯油等給付金3,505万円です。

電算業務費3,100万8,512円の主な内容は、電算総合行政システム業務委託料1,295万円余り、庁内システム広域設置負担金1,135万円余りです。

36ページを御覧ください。

環境政策費1,331万7,250円の主な内容は、クールチョイスイベントに係るEVシェアリング事業委託金500万円、再エネに関する基本方針調査等業務委託料660万円です。

少し飛びまして、38ページを御覧ください。

選挙費1,882万7,494円の主な内容は、39ページからの3目令和3年10月31日に投開票が行なわれました衆議院議員総選挙に係る衆議院議員選挙費695万2,575円、40ページに移りまして、令和3年4月25日に投開票が行なわれました村議会議員選挙費530万1,163円、41ページ、同日に投開票が行なわれました参議院議員補欠選挙に係る参議院議員選挙費641万9,337円です。

統計調査費132万1,678円の主な内容は、42ページに移りまして、経済センサス活動調査に係る統計調査員報酬79万円余りです。

監査員費49万8,000円の主な内容は、監査員報酬であります。

飛びまして、78ページを御覧ください。

非常備消防費2,070万7,304円の主な内容は、消防団員報酬774万円余り、消防団員等公務災害補償掛金等530万円余りです。

79ページを御覧ください。

広域常備消防費1億4,970万2,900円は、北アルプス広域連合への負担金などです。

消防施設費367万4,860円の主な内容は、80ページに移りまして、消火栓管理負担金180万円です。

防災費1,556万4,590円の主な内容は、新防災情報配信システムに係る防災システム等保守委託料523万円余りです。

飛びまして、94ページを御覧ください。

公債費7億1,277万6,434円は、長期債の元金と利子、一時借入金の利子です。

諸支出金5億3,971万5,661円の主な内容は、95ページに移りまして、財政調整基金積立金1億3,000万円、減債基金積立金3,500万円、ふるさと白馬村を応援する寄附金に基づく積立金3億6,737万円余り、白馬村地域情報化施設基金積立金661万円余りです。

次に、97ページを御覧ください。

財産に関する調書であります。令和3年度中の増減は、土地につきましてはほとんどが国土調査の成果による増減であり、建物につきましては村営住宅白馬団地の解体による減少であります。

98ページを御覧ください。

物品につきましては、主に古くなった重機の売払いによる減少であります。

基金につきましては、令和3年度末基金の現在高は、財政調整基金が10億5,558万円余り、減債基金が2億5,256万円余り、福祉基金が1億5,339万円余り、義務教育施設整備基金が1億2,582万円余り、ふるさと白馬村を応援する基金は総額6億526万円余りで、計23億2,525万1,243円となっております。

私からの説明は以上です。

議長（太田伸子君） 続いて、長澤会計室長。

会計管理者会計室長（長澤秀美君） それでは、会計室関係につきましてご説明いたします。

決算書は35ページになります。

7目会計管理費、支出済額は282万8,914円です。主な内容は、11節役務費79万790円は、窓口収納事務に係る手数料、12節委託料63万3,600円、納付書の読み取り機器の保守委託料が主なものです。

会計室関係は以上になります。

議長（太田伸子君） 続いて、田中税務課長。

税務課長（田中克俊君） 税務課関係につきましてご説明をいたします。

決算書は36ページをお願いします。

36ページ下段から37ページ上段にかけて、2項徴税費1目税務総務費、支出済額6,810万9,916円は、地方税滞納整理機構へ派遣している職員1名を含む職員10名と会計

年度任用職員1名の人件費が主な内容でございます。

37ページの下段、2目賦課徴収費3,834万6,579円の主な内容ですが、1節報酬163万円余りは、外国人対応と申告相談に従事する会計年度任用職員の報酬、12節委託料2,199万円余りのうち、備考欄、賦課収納業務電算委託料1,447万円余りは、村税の賦課徴収や滞納整理システムの保守と角公対応納付書の導入に関する委託料、地番図更新等作成委託料519万円余りは、航空写真等を活用した地図情報システムの更新に係る委託料、クレジット収納導入委託料101万円余りは、本年度から運用を開始したクレジット納付に係るシステム構築委託料であります。

13節使用料及び賃借料153万円余りは、コンビニ収納やヤフー公金支払いに係るシステム使用料、1ページおめぐりいただき、38ページ、22節償還金利子及び割引料843万円余りは、税法上の規定によります修正申告、確定申告、税額更正による村税還付金が主な内容でございます。

税務課関係の説明は以上になります。

議長（太田伸子君） 続いて、太田住民課長。

住民課長（太田洋一君） 住民課関係についてご説明いたします。

38ページをお開きください。

3項1目戸籍住民基本台帳費2,092万6,806円は、職員人件費のほか、18節負担金補助及び交付金の戸籍及び住民基本台帳システムに関する共同サーバーの維持管理に要する北アルプス広域連合負担金、番号カード関連事務交付金が主なものでございます。

50ページをお願いします。

6目住民総務費2億1,448万2,369円は、職員人件費のほか、主なものは51ページ、18節負担金補助及び交付金の後期高齢者医療に係る負担金として、療養給付費負担金7,024万円余りと長野県後期高齢者広域連合負担金365万円余り、27節繰出金として国民健康保険事業勘定特別会計繰出金9,813万円余り、後期高齢者医療特別会計繰出金2,331円余りです。

7目福祉医療費3,923万251円は、51ページから52ページにかけての19節扶助費として18歳以下の子供、母子等、障がい者、それぞれの医療給付費が主な支出です。

次に、56ページをお願いいたします。

3項1目年金総務費591万902円は、職員人件費が主なものでございます。

4款衛生費1項1目環境衛生費5,422万9,636円のうち、住民課で執行した金額は、合併浄化槽整備事業補助金を除く4,247万2,636円で、職員人件費のほか、主に57ページの12節委託料の雑排水処理に係る委託料、公衆トイレ16施設の管理委託料、18節負担金及び補助金の北アルプス葬祭場の運営に係る北アルプス広域連合負担金が主なものでございます。

続いて、60ページをお願いいたします。

2項1目塵芥処理費1億5,731万8,765円で、主なものは11節役務費、一般廃棄物処理

手数料660万円余りは、焼却灰等の埋立て処分に要した費用です。12節委託料、塵芥処理委託料4,017万円余りは、ごみの収集運搬に要した費用です。61ページ、18節負担金補助及び交付金のごみ処理広域化に伴う北アルプス広域連合負担金は9,807万円余り、ごみ集積場設置補助金は439万円余りです。

2目し尿処理費8,772万8,000円は、し尿処理の運営管理に係る費用としての白馬山麓事務組合への負担金です。

住民課関係は以上です。

議長（太田伸子君） 続いて、関口上下水道課長。

上下水道課長（関口久人君） 上下水道課関係につきましてご説明いたします。

決算書57ページを御覧ください。

4款衛生費関係でございますが、1項1目環境衛生費の合併浄化槽整備事業でございます。18節負担金補助及び交付金の備考欄、合併処理浄化槽整備事業補助金として1,175万7,000円を支出し、令和3年度では35基に対して補助を行ないました。

上下水道課関係は以上です。

議長（太田伸子君） 続いて、松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） 健康福祉課所管の決算についてご説明申し上げます。

決算書45ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費は9,204万9,890円で、正規職員4名の人件費のほか、主なものは18節社会福祉協議会への運営補助金が2,076万円余り、積立金の3,500万円は福祉基金への積立金です。

続きまして、2目老人福祉費は4,893万5,450円の決算額で、46ページを御覧ください。主なものは、委託料のデマンドタクシーの運行委託料1,038万円余り、配食サービス事業委託料318万円余り、デイサービス岳の湯の指定管理料193万円余り、使用料賃借料の新型コロナワクチン接種に係る高齢者移動支援事業のタクシー乗車券使用料379万円余り、次ページ、負担金補助金及び交付金の温泉施設利用料高齢者等補助金194万円余り、シニアクラブ活動等助成金115万円、高齢者に優しい住宅改良事業補助金が3件で189万円、扶助費については養護老人ホーム入所者7名への措置費1,758万円余りです。

次に、3目障害者福祉費は1億4,420万8,930円で、48ページを御覧ください。こちらは障害サービスの各種給付費用に係る扶助費が主なもので、自立支援給付費1億937万円余り、児童福祉給付費が2,076万円余りで、償還金利子及び割引料の247万円余りは、前年度に超過交付となりました国庫負担金の返還金でございます。

続きまして、4目社会福祉施設費1,184万9,003円は、保健福祉ふれあいセンター維持管理に係る経常経費のほか、49ページ、負担金補助金及び交付金の北アルプス広域連合負担金

599万円余りは、養護老人ホーム鹿島荘の運営と改築の償還金に係る負担金でございます。

続きまして、5目介護保険費は2億722万4,543円の決算額で、保健師1名、会計年度任用職員3名の人件費のほか、50ページ、委託料ですが、介護予防・日常生活支援総合事業委託料607万円余り、北アルプス広域連合負担金1億6,747万円余り、こちらは介護保険事業の運営負担金でございます。あと、社会福祉協議会負担金1,527万円余りは、包括支援センターへの職員2名の派遣に係る人件費の負担金でございます。

少し飛ばしまして、57ページを御覧ください。

4款1項2目保健予防費は1億1,103万8,806円の決算額で、保健師2名と新型コロナウイルスワクチンコールセンターの会計年度任用職員、その他集団接種の折の医師、看護師等に係る謝礼などの人件費が総額で4,360万円余りで、次ページをお願いします。

そのほか、需用費ではコロナワクチン接種に係る消耗品が268万円余り、役務費はワクチン接種の接種券の郵送等に関わる費用、通信運搬費で185万円余り、委託料は株式会社電算への委託料が1,131万円余りで、健診等委託料が4,164万円余りで、うち個別接種に係る村内医療機関への委託料約2,000万円が含まれています。備品購入費は集団接種会場の椅子などの購入に252万円余り、償還金利子及び割引料は国庫負担金の返還金でございます。

3目医療対策費803万4,682円は、59ページを御覧ください。北アルプス広域連合負担金ですが、病院群輪番制等の運営負担金で570万円余り、白馬村索道事業者協議会へのスキー傷害診療負担金が200万円でございます。

健康福祉課所管の決算の説明は以上でございます。

議長（太田伸子君） 続いて、田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 農政課関係についてご説明いたします。

61ページ中段からとなります。

5款農林業費の決算額は2億4,692万4,398円です。1項1目農業委員会費は1,202万3,388円の支出で、職員人件費及び農業委員の報酬、会計年度任用職員の報酬等が主なものとなります。

12節委託料は農家台帳システム移行に係わる電算委託料120万円余り、62ページの18節負担金補助及び交付金は、北アルプス地区農業委員会協議会負担金等41万円余りが主なものとなります。

2目農業総務費は4,096万376円の支出で、職員人件費のほか、18節負担金補助及び交付金は大北農業振興協議会、JA派遣職員等の負担金225万円余りが主なものとなります。

3目農業振興費は3,416万23円の支出で、会計年度任用職員の報酬のほか、10節需用費の249万円余りは、施設の光熱水費、飯田交流センター屋根修繕工事等が主となります。

13節使用料及び賃借料125万円余りは、公用車の借り上げ、体験実習館等の土地の借上料等、

63ページの18節負担金補助及び交付金の主な内容は、重点作物の推進に係わる産地づくり対策負担金90万円、中山間地域等直接支払交付金が876万円余り、経営所得安定対策等推進事業補助金233万円余り、北城南部地区ほ場整備の農地集積協力金396万円余り、特産品開発団体の支援補助金として68万円余り、新規就農者5名の支援として青年就農交付金が750万円余り、認定農業者3件への農業機械等導入支援補助金149万円余り、新型コロナ対策支援負担金として指定管理者である道の駅白馬のPOSレジシステム更新負担金166万円余りが主なものとなります。

4目農地費は1億1,885万345円の支出です。1節報酬及び2節給料は、会計年度任用職員の人件費となります。

64ページを御覧ください。

12節委託料ですが、木流用水の取水等の維持管理委託296万円余り、奈良井地籍に係る防除等の業務委託118万円余りが主なものとなります。

13節使用料及び賃借料では、各頭首工の土砂上げ重機借上料113万円余りが主なものとなります。

14節工事請負費の223万円余りは、農業用施設の村単工事費となります。

18節負担金補助及び交付金は1億148万円余りですが、主なものは12組織に交付している多面的機能支払交付金3,116万円余り、北城南部地区の県営ほ場整備事業等負担金6,965万円は、令和3年度の事業分と令和4年度分の前倒し分の事業費に対するの負担となります。

27節繰出金312万円ですが、農業集落排水事業特別会計への繰り出しとなります。

65ページにかけた2項林業費1目林業振興費ですが、1,745万6,865円の支出です。

1節報酬281万円余りは、鳥獣被害対策実施隊員への出勤報酬となります。

12節委託料531円余りは、貸出し用電気柵の設置、県の森林税を活用した森林づくり推進支援事業委託ナラ枯れ被害木伐倒が主なものとなります。

66ページにかけました18節負担金補助及び交付金468万円余りですが、間伐等の促進補助120万円余り、有害鳥獣防止対策協議会への負担金230万円余りが主なものとなります。

22節償還金利子及び割引料の40万円余りは、北アルプス森林組合からの返還金になります。

24節積立金184万円余りは、森林環境譲与税の積立金となります。

3項地籍調査費1項の地籍調査事業費ですが、2,347万3,406円となります。人件費のほか、12節委託料は八方地区の数値測量業務1,059万円余りが主なものとなります。

農政課関係は以上であります。

議長（太田伸子君） 続いて、太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） それでは、観光課関係の決算について説明いたします。

決算書は67ページからになります。

6款観光商工費の支出済額は5億3,978万5,444円、この主な内容について説明してまいります。

1項観光費1目観光総務費の支出済額は3,612万431円です。観光課職員3名、会計年度任用職員2名分の人件費と16節公有財産購入費が主なものです。

68ページに移りまして、2目観光施設整備費の支出済額は3,925万6,130円です。10節需用費のうち山岳観光施設修繕費290万円余りは、村宮山小屋の施設設備の修繕に要した費用が主なものです。

12節委託料では、山岳観光施設維持管理委託料として818万円余り、平地観光施設管理等委託料として539万円余りを支出しました。

14節工事請負費では、落暮自然園木道改修工事請負費1,144万円、頂上宿舎修繕工事請負費261万円余りを支出しました。

69ページに移りまして、18節負担金補助及び交付金は、鍾温泉登山道整備事業負担金300万円が主な支出となっております。

3目観光宣伝振興費の支出済額は2億2,649万935円です。

12節委託料の主な支出は観光動向調査モバイル空間統計業務委託料715万円、宿泊産業イノベーション研修専門家派遣等委託料447万円余りです。

70ページに移りまして、14節工事請負費では、頂上宿舎トイレ改修工事請負費として499万円余りを支出しました。

18節負担金補助及び交付金では、白馬村観光局や広域観光団体に対する負担金、地方創生推進交付金事業に係る負担金や補助金、これらを支出しまして、支出済額は2億461万6,572円です。

70ページから71ページにかけまして、4目観光安全浄化対策費の支出済額は594万4,160円です。山岳美化活動、山岳トイレ維持管理、高山植物やライチョウ保護活動に要する費用が主なものです。

5目観光特産費の支出済額は222万6,228円で、13節使用料及び賃借料の道の駅白馬敷地の土地借上料106万円余りと14節工事請負費の道の駅白馬店内壁紙修繕工事請負費91万円が主な支出になります。

71ページから72ページにかけまして、6目遭難対策費の支出済額は262万5,141円で、登山相談所の開設に要する費用と山岳遭難防止対策協会の負担金が主なものです。

続きまして、2項商工費1目商工振興費の支出済額は2億2,712万2,415円です。感染症対応事業はこの商工振興費の中で実施しました。

なお、翌年度、繰越額欄の繰越明許費7,250万円は第6波対応事業者特別支援金事業に関する予算で、令和4年度に繰り越して事業を実施しました。まず経常的な商工振興事業についてです

が、白馬商工会が実施する経営改善普及事業に対する補助金905万円余り、地域総合振興事業に対する補助金47万円余り、創業支援事業補助金475万円余りのほか、73ページの20節貸付金にある預託金2,000万円が主な支出です。

次に、感染症対応事業についてですが、備考欄に括弧書きで感染症対応と記載した項目が該当支出になります。経済対策事業、資金繰り支援事業、特別支援金事業、感染拡大防止事業等を実施しまして、その総額は1億9,170万円余りとなります。

観光課関係の説明は以上です。

議長（太田伸子君） 続いて、矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） 建設課関係、引き続き決算書74ページからお願いいたします。

7款土木費1項1目土木総務費4,677万2,613円は5名の職員人件費など経常的な経費のほか、18節負担金補助及び交付金では、白馬駅前無電柱化事業に伴う県単事業負担金として1,387万円余りを支出しております。2項1目道路橋梁総務費338万1,356円は、道路台帳の補正委託料290万4,000円などが主なものです。その下、2目道路維持費4億6,749万6,221円は、村道の維持補修と除雪業務に要した費用であります。

次の75ページ、12節委託料のうち除雪委託料は3億9,100万円余りで、前年比では1億3,500万円ほどの増額となりました。これは前年に比べ昨シーズンは大雪の年だったことが主な要因であります。そのほか14節工事請負費は村道関連の維持補修工事費で2,200万円余り、15節原材料費は、各地区へ支給した資材費や冬季の融雪剤購入費などを合わせて1,400万円余りを支出しております。

76ページに入りまして、3目道路新設改良費は2億2,584万9,477円で、12節委託料は、工事に伴う測量設計、実施設計委託料等で2,398万円余りの支出であります。14節工事請負費は補助事業、起債事業を合わせて1億8,660万円余りで、姫川通橋の修繕工事費8,300万円などが主なものであります。

77ページの上段、4目交通安全施設整備費249万7,000円は、村道のセンターラインやガードレール設置修繕などに要した費用です。その下3項1目の河川総務費420万500円は、県単河畔林整備事業の工事請負費291万円余りの支出が主なものであります。その下、4項の都市計画費の関係です。この費用の支出済額には、公共下水道事業への繰出金が含まれた金額と思っております。1目都市計画総務費470万300円は、都市計画マスタープラン策定業務委託料458万5,000円などが主なものです。その下、2目都市公園費135万7,776円は大出公園の維持管理に要した費用が主なものであります。

78ページ、5項住宅費関係です。1目住宅管理費745万4,548円は、村営住宅の維持管理費に要した費用であります。前年度からの繰越事業で行ないました、村営住宅2棟の解体工事費723万8,000円が主な支出であります。その下、2目住宅費27万8,000円は、克雪住

宅普及促進事業の補助金であります。

以上で建設課関係の説明を終わります。

議長（太田伸子君） 続いて、横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） それでは、教育課関係につきましてお願いいたします。

決算書、戻っていただきまして、32ページをお願いします。

白馬高校支援に関する決算についてご説明いたします。

2款1項6目企画費5億6,321万4,512円のうち、白馬高校支援事業に係る経費は9,663万円余りです。1節報酬から4節共済費に白馬高校支援事業に従事する地域おこし協力隊3名分の人件費が含まれます。1節報酬は469万円余り、3節職員手当等は41万円余り、4節共済費、社会保険料は73万円余り及び雇用保険料8万円余りということであります。

34ページの18節負担金補助及び交付金、白馬山麓事務組合等負担金9,035万円余りの内訳でありますけれども、小谷村へ67万円余り、白馬山麓事務組合へ8,968万円余りということです。

35ページ、地域おこし協力隊の活動助成金として支出した補助金53万円余りのうち、白馬高校支援に係るものについては34万円ということでございます。

それでは、80ページへお願いします。

9款教育費の教育課所管部分についてご説明いたします。1項1目教育委員会費136万8,320円は、教育委員4名の報酬、旅費と関係団体への負担金等であります。

81ページ、2目事務局費1億6,040万6,372円の主な内容であります。1節報酬は学校のあり方検討委員、就学前検診の医師報酬、会計年度任用職員2名の報酬です。2節給料から4節共済費は、教育長と教育委員会事務局職員4名分です。なお、3節退職手当組合負担金588万円余りは、教育委員会事務局に携わる全員分の負担金となります。10節需用費、修繕費403万円余り、灯油地下貯蔵タンクのFRPライニング、FF暖房機交換、学校の樹木枝打ちなどを行っております。

82ページ、12節委託料、学校施設安全点検委託料55万円余りですけれども、建築基準法に定められた安全点検を3年に一度行なうもので、村内学校の安全点検を行ないました。13節使用料及び賃借料、情報機器等リース料645万円余りは、小学校のパソコン教室のリース料であります。令和3年度が最終年度でありました。14節工事請負費1,175万円余りですけれども、北小学校のトイレと教室の床張り替え、各学校の水道の非接触型蛇口への交換を行っております。なお、繰越明許費は、国庫補助事業の中学校トイレ改修工事であります。10節需用費1万6,000円と14節工事請負費480万円を令和4年度に繰り越すものであります。2項1目小学校費、学校管理費2,125万1,452円は、南北小学校の維持管理に伴う経常的な経費であります。1節報酬から83ページ8節旅費までは学校用務員2名分の支出です。10節需用費

1,345万円余りは、前年に比較して修繕費の支出が少なく減額となりましたが、燃料費については灯油が高騰したため増となりました。12節委託料、防犯防災業務等委託料207万円余り、施設警備や電気保守、校庭遊具点検等を行なっています。2目教育振興費6,978万5,492円は、南北小学校の運営に係る経費です。1節報酬、学校医報酬は内科、眼科、耳鼻科、歯科、薬剤師の報酬、会計年度任用職員報酬は7名分、以降4節共済費までは、会計年度任用職員に係る費用です。

84ページ、10節需用費、消耗品費565万円余り、前年度は小学校の学習指導要領改訂に伴い、指導書を購入しているため、前年度に比べて減額となっています。12節委託料、スキー教室講師委託料は、新型コロナウイルス感染症の影響によるスキー教室中止で減額となりました。スクールバス運行业務委託料1,392万円余り、令和3年度は10月、1月から3月の試験運行を行いません。17節備品購入費、教具備品購入費305万円余り、主なものは電子黒板、百科辞典、クロスカントリースキーなどであります。

85ページ、3項1目中学校費、学校管理費844万6,060円は、中学校の維持管理に伴う経費です。1節報酬から8節旅費までは、会計年度任用職員1名の人件費です。10節需用費以降は、概ね前年度を下回る支出となりました。2目教育振興費5,229万4,020円は、中学校の運営に係る経費です。1節報酬、学校医報酬は小学校と同様です。

86ページ、1節報酬から4節共済費まで会計年度任用職員8人の人件費です。10節需用費、消耗品費488万円余り、中学の学習指導要領改訂に伴い指導書を購入したため、前年度に比較して増となっています。12節委託料、教育用コンピュータ保守委託料202万円余り、中学校のパソコン教室の撤去を行いませんので、例年よりも増となっています。それに伴い87ページの13節使用料はソフト使用料が不要となり、前年に比較して減となりました。17節教具備品購入費203万余りは、空気清浄機や机、椅子の購入などにより、前年度に比較して増となっております。

少し飛びまして、92ページを御覧ください。

5項3目学校給食費9,919万7,128円は、給食センターの維持運営に係る経費です。1節報酬から8節旅費までは、会計年度任用職員、調理員11人と栄養士1人に対する支出で、全員がパートタイム会計年度任用職員です。

93ページ、10節需用費、光熱費、燃料費は前年に比較して微増、賄材料費については、喫食数の増や材料費高騰などで増ということになっております。17節備品購入費341万円余りは、白馬南小から移設したスチームコンベクションが破損したため1台購入いたしました。

94ページ、19節負担金補助及び交付金、自治振興組合負担金149万円余りは、給食費を管理する学校徴収金管理システムの負担金です。20節扶助費、準要保護児童援助費319万円余り、学級閉鎖等でご家庭が負担する喫食数が減ったこともあり減額となりました。

教育課の説明は以上であります。

議長（太田伸子君） 続いて、下川子育て支援課長。

子育て支援課長（下川浩毅君） 子育て支援関係についてご説明いたします。

決算書52ページをお開きください。

2項1目児童福祉総務費支出済額3億4,589万8,789円の内容は、職員3名の人件費、南小及び北小放課後児童クラブ、北小放課後子ども教室の運営経費のほか、53ページ、18節臨時特別給付金1億1,170万円は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への給付金、施設型給付費4,980万円余りは、子ども・子育て支援新制度による幼稚園等への給付費、19節児童手当1億1,715万円などでございます。

続きまして、2目子育て支援費は、支出済額2,128万8,826円で、主に子育て世代包括支援センターの運営経費でございます。保育士2名の人件費、相談員として任用しております会計年度任用職員2名の人件費のほか、54ページ、12節ホームページ改修委託料44万円は、村ホームページ内に子育て支援の特設ページの作成費、18節北アルプス連携自立圏負担金51万円余りは、病児・病後児保育事業の負担金でございます。続きまして、3目保育所費支出済額1億6,039万1,079円は、しろうま保育園と子育て支援ルームの運営費でございます。主な内容につきましては、正職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員の保育士及び給食調理員等の人件費のほか、55ページ、10節光熱水費360万円余り、給食等賄材料費924万円余りなどでございます。

少し飛びまして、59ページをお開きください。

4目母子健康費支出済額3,525万8,223円で、主に母子健康事業及び予防接種事業の経費でございます。主な内容は、保健師2名、会計年度任用職員1名の人件費のほか、10節医薬材料費601万円余り、12節健診等委託料757万円余りなどでございます。

説明は以上となります。

議長（太田伸子君） 続いて、松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） それでは、生涯学習スポーツ課の関係につきまして、ご説明させていただきます。

決算書42ページをお願いいたします。

7項1目スポーツ事業総務費は1,753万5,729円で、職員の人件費等でございます。

次に、決算書43ページを御覧ください。

2目施設管理費は1億29万8,344円で、ジャンプ競技場とスノーハープの維持管理費でございます。10節需用費のうち修繕費999万円余りのうちジャンプ競技場におけるリフトの改修に590万円余り、12節委託料のうち、ジャンプ競技場の施設管理委託料等では6,687万円余りのうち、競技場管理運営業務に4,980万円余り、雪止めネット着脱業務に770万円余り

が主なものでございます。スノーハープでは、12節委託料のうち施設管理委託料1,392万円余りで、芝生管理業務に140万円余り、受付や施設等の管理委託業務に915万円余りが主なものでございます。

43ページ下部から44ページにかけて、3目スポーツ事業振興費は2,061万7,012円になります。スポーツ功労賞等を28名に授与しております。また、東京2020オリンピック聖火リレー運営委託料が307万円余り、各種スポーツイベントや事業への負担金及び補助金として1,632万円余りを支出しております。4目ナショナルトレーニングセンター費は514万6,628円で、マネジメントスタッフ等の講師謝礼229万円余り、競技場施設整備委託、医科学データの収集分析、機能強化ディレクターへの委託228万円余りが主なものでございます。全額国の委託金で賄われているというものでございます。

少し飛びますが、87ページをお開きください。

4項1目社会教育総務費は1,252万8,664円で、主な内容は社会教育委員の報酬、職員の人件費でございます。

88ページを御覧ください。負担金になりますが、子ども育成会とウイング21ホール、自主公演の負担金が主なものであります。2目公民館費は561万9,971円で、公民館分館長と会計年度任用職員の人件費、生涯学習の講座として、はくば塾、ふれあい教室などの各教室の経費でございます。

89ページを御覧ください。3目図書館費1,216万6,829円、主な内容は、図書館司書の人件費、図書館システム保守や機器の借りに99万円余り、90ページを御覧いただきまして、図書等の購入費が140万円余りでございます。4目文化財保護費の69万510円は、伝統的建造物群保存事業と文化財審議委員会開催に係るものが主な内容でございます。

90ページ下部から91ページになりますが、5項1目保健体育総務費1,387万6,014円は、職員2名の人件費とスポーツ推進委員などの報酬、スポーツ協会補助金が主な内容でございます。

91ページ後段、2目体育施設費3,797万2,696円は、社会体育施設とウイング21の維持管理費で、ウイング21会計年度任用職員の報酬等と光熱水費901万円余りでございます。

92ページを御覧ください。ウイング21の管理委託料622万円余りが主なものでございます。

以上で、生涯学習スポーツ課関係の説明を終わります。

議長（太田伸子君） ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時16分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第22 認定第2号 令和3年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算

について、日程第23 認定第3号 令和3年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
についての説明を求めます。太田住民課長。

住民課長（太田洋一君） 認定第2号 令和3年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出
決算認定についてご説明いたします。

決算書112ページをお開きください。

歳入総額が10億3,041万5,877円、歳出総額が10億2,498万3,235円で、歳入
歳出差引額は543万2,642円となり、実質収支も同額です。

101ページにお戻りください。歳入についてご説明いたします。

1款国民健康保険税は2億2,869万8,631円で、不納欠損額は159万9,543円です。
徴収率は、現年課税分が98.7%で、前年比2.5ポイントの増、滞納繰越分を含めた全体の徴収
率は92.9%で、前年比2.6ポイントの増となっております。

2款国庫支出金1項1目災害臨時特例補助金108万9,000円は、新型コロナウイルス感染
症の影響により収入が減少した被保険者の国保税の減免に対する国の財政支援です。

102ページから103ページにかけての3款県支出金1項県補助金6億7,341万9,675円
は、長野県から白馬村が行なう保険給付等に必要の費用の交付を受けるためのもので、1節普通交
付金が6億5,733万円余り、2節特別交付金が1,608万円余りです。

5款繰入金は1億613万7,806円で、1項一般会計繰入金は一定のルールに基づき
9,813万円余りの繰入れ、103ページ、2項基金繰入金は800万円の繰入れです。

7款諸収入768万1,189円は、1項1目延滞金が138万円余り、3項雑入が629万円
余りで、主に104ページ、5目雑収入の令和2年度に概算払いをした療養給付費などの清算によ
る国保連からの還付金が582万円余りです。

次に、歳出についてご説明いたしますので、105ページをお願いします。

1款総務費2,273万2,571円です。1項総務管理費は1,977万円余りは、人件費のほ
か12節委託料、国保連との共同事務処理や給付システム等の委託料が主なものです。

2項徴税费291万5,590円は国保税の賦課徴収に要した費用です。

106ページをお願いします。2款保険給付費6億6,352万5,993円は、療養給付費、療
養費、高額療養費等の給付に要した費用です。

107ページ、4項1目出産育児一時金は10名に418万円余りを支出しております。

108ページ、8項傷病手当金71万円余りは、新型コロナウイルスに感染した被用者に対する
手当金です。

3款国民健康保険事業費納付金3億755万7,019円は、長野県が各市町村に交付する保険
給付費等交付金などの財源に充てるため、白馬村が長野県に納付した費用です。

109ページをお願いします。4款保健事業費は1,508万6,664円で、1項特定健康診査

等事業費971万円余りは、主に12節委託料で、特定健診に要した費用となります。

2項保健事業費536万円余りの主なものは、1目疾病予防費18節負担金補助及び交付金、人間ドック補助金で173名に補助を行なっております。

110ページ、5款1項1目財政調整基金積立金として793万円を積立てしました。令和3年度末の基金残高は1億8,249万5,532円となりました。

6款諸支出金815万9,880円は、1目被保険者保険税還付金が101万円余り、111ページ、3目保険給付費負担金等償還金704万円余りは、国保連合会からの清算金等を長野県へ返納するものであります。

国民健康保険事業勘定特別会計の説明は以上です。

続きまして、認定第3号 令和3年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましてご説明いたします。

決算書119ページをお願いします。

歳入総額が1億360万8,197円、歳出総額が1億309万5,303円で、歳入歳出差引額は51万2,894円となり、実質収支も同額です。

116ページにお戻りください。歳入についてご説明いたします。

1款後期高齢者保険料は7,983万8,683円で、不納欠損額は22万4,400円です。

3款繰入金2,331万8,620円は、一般会計からの繰入金です。

118ページをお願いします。歳出についてご説明いたします。

1款総務費161万2,583円の主なものは、1目徴収費として、後期高齢者保険料の徴収に係る費用が100万円余り、2目保健事業費18節負担金補助及び交付金61万2,000円は、人間ドック補助金で34名に補助を行なっております。

2款分担金及び負担金1億146万165円は、後期高齢者医療広域連合への負担金で、被保険者が納付した保険料と保険基盤安定分として村が負担すべき費用を合わせた金額であります。

後期高齢者医療特別会計の説明は以上です。

議長（太田伸子君） 次に、日程第24 認定第4号 令和3年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第25号 認定第5号 令和3年度白馬村水道事業会計決算認定について、日程第26 認定第6号 令和3年度白馬村下水道事業会計決算認定についての説明を求めます。関口上下水道課長。

上下水道課長（関口久人君） 認定第4号 令和3年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたしますので、125ページを御覧ください。

歳入総額が407万5,566円、歳出総額が406万4,936円で歳入歳出差引額が1万630円となり、実質収支額も同額でございます。

歳入についてご説明しますので、少し戻りまして122ページを御覧ください。

1 款使用料及び手数料 8 8 万 6, 6 3 0 円は、野平地区の農業集落排水の使用料でございます。

2 款繰入金 3 1 2 万 5, 0 0 0 円は一般会計からの繰入金。

3 款繰越金 1 万 9 4 9 円は、令和 2 年度からの繰越金でございます。

4 款諸収入 5 万 2, 9 8 7 円は野平地区からの負担金でございます。

次のページを御覧ください。歳出についてご説明いたします。

1 款 1 項農業集落排水事業費 2 2 8 万 4 8 4 円で、1 目一般管理費は農集排の使用料の徴収に要した費用でございます。

2 目施設維持管理費 2 2 3 万円余りは、処理場及び管渠の維持管理に要した費用で、1 2 節委託料 1 8 2 万円余りは、処理場の運転管理委託料が主なものでございます。

2 款公債費 1 7 8 万 4, 4 5 2 円は、起債の元利償還金でございます。

以上で、農業集落排水事業特別会計の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第 5 号、第 6 号 水道事業会計と下水道事業会計につきましては、地方公営企業法適用の事業となります。決算書関係、決算関係の報告書のうち、予算と決算の対比については消費税込みの価格で表示し、損益計算書ほか財務諸表関係は消費税抜きの額で表示してございます。また、説明の際、金額については 1, 0 0 0 円未満を切り捨てさせていただきますのでご了承いただきたいと思っております。

それでは、認定第 5 号 令和 3 年度白馬村水道事業会計決算認定についてご説明いたしますので、1 2 7 ページを御覧ください。

初めに、決算報告書につきましてご説明いたします。

(1) 収益的収入及び支出、収入 1 款水道事業収益の決算額は 3 億 1, 4 0 2 万 2, 0 0 0 円で、支出 1 款水道事業費用の決算額は 2 億 4, 1 4 6 万円でございます。

次のページを御覧ください。

(2) 資本的収入及び支出の収入、1 款資本的収入の決算額は 6, 8 2 2 万 9, 0 0 0 円で、支出 1 款資本的支出の決算額は 1 億 5, 5 0 5 万 5, 0 0 0 円で、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額につきましては、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金により補てんいたしました。

次のページの損益計算書を御覧ください。

右上から 3 行目の当年度の純利益は 6, 3 6 9 万 8, 0 0 0 円となり、令和 3 年度も利益を計上することができました。

1 3 0 ページを御覧ください。下の表の (4) 剰余金処分計算書につきましては、先ほど未処分利益剰余金の処分に関する議案でご説明しましたとおりでございます。

次のページ、貸借対照表を御覧ください。左側の資産の部、1 固定資産の年度中の増減につきましては、固定資産明細を 1 3 8 ページに記載しておりますので後ほど御覧いただきたいと思っております。

2の流動資産ですが、3月31日時点での預金現金が7億3,386万円、未収金は3,130万2,000円で、未収金の主なものは水道料金でございます。

右側の負債の部、4流動負債の(2)未払金920万3,000円の主なものは、3月まで実施している委託料や4月の支払いとなる電気料等でございます。

資本の部、6資本金は13億6,776万7,000円です。

132ページを御覧ください。(6)事業報告書でございます。

令和3年度実施しました工事につきましては、右側の(1)主要建設改良工事内容に記載しましたとおりですので、後ほど御覧いただきたいと思えます。

次のページを御覧ください。事業収入と事業に関する事項につきまして、それぞれ令和2年度との数値の比較でございます。

事業収入は、コロナウイルス感染症の影響で2年度より159万4,000円の増額、事業費は2年度より836万2,000円の減額となりました。

134ページの(7)キャッシュフロー計算書は、現金の1年間の動きを示したものでございます。事業活動によるキャッシュフローは1億2,720万7,000円、投資活動によるキャッシュフローは、マイナス8,343万5,000円、財務活動によるキャッシュフローは361万7,000円で、以上のことから、本来業務は有利子負債を減少させつつ建設改良に係る投資も実施していることから、現時点では比較的良好な経営状況にあると判断されます。

現金の期末残高は7億3,386万円となっております。

135ページを御覧ください。収益費用明細書でございます。

収入では、1款1項1目1節水道使用料が2億3,931万2,000円で、収入額の83%ほどを占めております。

2項営業外収益3目1節他会計補助金は、簡易水道事業債の償還利子に対する一般会計からの補助金等です。

4目長期前受金戻入は、前受金を収益したものでございます。

支出ですが、1款1項1目浄水費3,488万1,000円は、人件費のほか浄水場の管理運営に要した費用でございます。

2目配水及び給水費4,417万4,000円は、人件費のほか配水池及び配水管の維持管理等の経費で、主な支出としては18節委託料、水質検査、水道台帳補正業務等の費用で468万円余りを支出、次ページ21節工事請負費は、漏水修理、水道メーターの取替工事の費用として741万円余り、25節動力費は、配水池の電気料として1,320万円余りを支出しております。

4目総係費2,957万7,000円は、人件費のほか水道料金の賦課徴収に要した費用等が主なものでございます。

5目減価償却費ですが、令和3年度は1億297万円でございます。

2項営業外費用1目支払利息は企業債の償還利息でございます。

3項特別損失1目過年度損益修正損は、漏水減免による水道料金の還付金等でございます。

137ページを御覧ください。収益的支出の明細でございます。

主なものは、1款1項1目工事負担金830万7,000円は、国県道配水管布設替えに係る負担金や消火栓に係る一般会計からの負担金。

3項支出金232万2,000円は、簡易水道事業債の償還元金に対する一般会計からの出資金でございます。

支出の1款1項建設改良費9,174万3,000円は、人件費のほか、1目配水設備工事費、21節工事請負費7,566万円は、老朽化した施設の改修工事、道路改良に伴う配水管の布設替えや北城南部地区ほ場整備の新設農道に配水管を布設するなど、2目営業施設費584万円余りは、料金に係わる水道メーターの交換等の費用でございます。

2項企業債償還金5,530万4,000円は、企業債の償還金でございます。

次のページを御覧ください。固定資産の明細でございます。

有形固定資産、上から3行目、構築物の増加は、配水管の布設等によるもので、4行目の機械及び装置の増減は、水道メーター、流動計、送水ポンプの取替えによるものでございます。

次ページ以降は、企業債の明細等でございますので、御覧いただければと思います。

以上で、水道事業会計の説明を終わります。

続きまして、認定第6号 令和3年度白馬村下水道事業会計決算認定についてご説明いたします。

141ページを御覧ください。

初めに、決算報告につきましてご説明いたします。

(1) 収益的収入及び支出の収入、1款下水道収益の決算額は5億2,312万3,000円で、支出では1款下水道事業費用の決算額は4億9,484万4,000円でございます。

142ページを御覧ください。

(2) 資本的収入及び支出の収入、1款資本的収入の決算額は3億3,218万1,000円で、支出は1款資本的支出の決算額は4億5,294万2,000円で、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額につきましては、過年度分損益勘定留保資金及び現年度分損益勘定留保資金より補てんいたしております。

次のページの損益計算書を御覧ください。

右上の当年度純利益は2,560万1,000円となりました。

144ページを御覧ください。

(3) 剰余金計算につきましては、先ほど未処分利益剰余金の処分に関する議案で説明したとおりでございます。

次のページの貸借対照表を御覧ください。

左側の資産の部、1 固定資産の年度中の増減につきましては、固定資産の明細を152ページに記載しておりますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

2の流動資産ですが、3月31日現在、決算時点での預金現金が9,984万2,000円で、未収金は1,839万5,000円で、未収金の主なものは下水道使用料でございます。

右側の負債の部、4 流動負債の(2) 未払金は2,452万8,000円で、主なものは3月で使用し、4月に支払いとなる電気料等でございます。

146ページを御覧ください。(6) 事業報告書でございます。

令和3年度実施しました工事につきましては、右側の主要建設工事内容に記載しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

次ページを御覧ください。事業収入と事業費に関する事項について、それぞれ令和2年度との数値を比較できるものを記載しておりますので御覧ください。

148ページ、(7) キャッシュフロー計算書は、現金の1年間の動きを示したものでございます。業務活動によるキャッシュフローは1億5,170万1,000円、投資活動によるキャッシュフローは1億8,879万1,000円、財務活動によるキャッシュフローは、企業債の償還が多く、マイナス3億687万5,000円であります。

149ページを御覧ください。収益費用明細書でございます。

収入では、1款1項1目下水道使用料が1億5,749万円です。

2項営業外収益1目一般会計補助金として1億4,550万円は、企業債の利息、減価償却費へ充当しており、2目の長期前受金戻入2億399万4,000円は、地方公営企業法に基づく前受金を収益化したものでございます。

支出ですが、1款1項1目管渠費は、施設の管理運営に関する経費で、主なものはマンホールポンプの点検委託料、マンホールの修繕費、汚水ポンプの動力費等でございます。

2目処理場費5,266万5,000円は、浄化センターの運営管理委託などに係る経費で、施設の運転管理委託料や汚泥の運搬処分委託等に4,538万円余り、電気料等の動力費に671万円余りとなっております。

3目総係費は、下水道料金の賦課徴収に係る経費で、人件費のほか、次のページに移りまして電算システム等の委託料が主なものとなっております。

4目減価償却費ですが、令和3年度は3億2,625万2,000円でございます。

2項営業外費用1目支払利息は、企業債の償還利息でございます。

3項特別損失1目過年度損益修正損は、漏水減免による下水道料金の還付金等でございます。

151ページを御覧ください。資本的収支明細でございますが、資本的収入の内訳ですが、1項の企業債1億1,120万円、2項補助金は一般会計から1億9,400万円、3項負担金は区域外流入分担金、受益者負担金、及びその他の負担金として、東部地区の負担金等があります。

4項県補償金は1,267万3,000円、反田橋に係る長野県の補償金等でございます。

支出の1款1項建設改良費3,218万9,000円は、人件費のほか主なものは、1目管路建設改良費21節工事請負費2,652万円余りは、県道部の改修に係る下水道管の布設替えや公共枮の設置でございます。

2項企業債償還金4億1,807万5,000円です。

次のページを御覧ください。固定資産明細でございます。

153ページ以降は、起業債の明細等でございますので御覧いただきたいと思ひます。

以上で、下水道事業会計の説明を終わります。

議長（太田伸子君） 以上で、認定第1号から認定第6号までの説明が終わりました。

ここで、松沢代表監査委員に決算審査の結果等について報告を求めます。松沢代表監査委員。

代表監査委員（松沢晶二君） それでは、決算審査報告を申し上げます。

決算審査意見書の1ページを御覧ください。

議会選出の増井監査委員と私、松沢の両名で、令和3年度の一般会計、特別会計、公営企業会計及び基金の運用状況につきまして、令和4年8月19日及び22日、23日、24日の4日間、決算審査を行ないました。提出された資料及び現地確認を行ない、実施した審査の範囲内において、いずれも法令で定める様式をきちんとして作成されており、それぞれの係数は関係諸帳簿と符合しており、正確であると認められました。

また、各基金は初期の目的に沿って運用されており、それぞれ適正に管理されているものと認められました。

財務に関する事務の執行についても、おおむね適正に処理されているものと認められました。

詳細につきましては、提出しました意見書のとおりであります。朗読は省略しますが、1ページから13ページに結果及び概要を記載しておりますので、内容をご確認ください。

監査委員を代表して意見及び要望を申し上げます。

初めに、一般会計、特別会計についてであります。15ページを御覧ください。

白馬村への観光客入り込み状況は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、大幅に減少した前年度と比較すると、多少持ち直しの兆しは見られるものの、厳しい状況が続いており、村の基幹産業である観光産業並びに観光関連事業が大きな打撃を受けている。感染拡大防止を講じつつ、村民の暮らしを守り、行政サービスの質、量を確保するとともに、社会経済活動の回復に努めなければならず、村民の福祉の増進に資するよう、より一層、経済的、効率的かつ効果的な行財政運営が求められている。

1、決算規模と決算収支状況では、単年度収支が4,384万4,174円の黒字、実質単年度収支が1億7,438万7,488円の黒字となったことは大いに評価したい。

2、財政構造の状況では、財政調整基金が10億5,558万6,057円と大幅増となり、標準

財政規模に対し堅実に確保されている状況である。

地方債残高は67億5,737万8,640円で、村の健全財政を堅持し、財政悪化を回避するための行財政運営方針により、神城断層地震以後、前年の微減に続き大幅減となったことは評価できるが、依然として高い水準にあることが懸念される。

公債費負担比率は15.5%で、警戒ラインの15.0%を超えており、要注意である。実質公債費比率は単年度が14.0%、3か年平均が13.1%となり、10.0%を超えないことが望ましいので配慮されたい。また、将来負担比率が40.0%と大幅に改善されたことは評価したい。

3、村税の徴収状況では、現年課税分の徴収率が98.3%で、平成から令和を通じて過去最高となり、滞納繰越分を含めた合計徴収率も83.3%で、平成10年度以降最高の数値となったことは評価したい。引き続き、適正かつ公平な課税と、納税者の納税意欲の堅持、税収の確保、徴収率の維持向上に努められたい。また、債権管理と滞納の解消にも十分配慮されたい。

4、公共施設等の適正管理への対応が大きな課題である。中長期的な計画づくりによる平準化した予算規模による事業推進を図られたい。

5、白馬村第5次総合計画後期計画で定めた目標の達成と歳入の確保、歳出削減に努め、持続可能な将来性のある村づくりを推進されたい。

次に、公営企業会計の2会計についてであります。

初めに、水道事業会計であります。16ページを御覧ください。

水道事業の経営状況、すなわち収益性はおおむね良好で、財務状況においても流動性、健全性がおおむね確保されている。今後、水道施設個別更新計画に基づく老朽管等の更新事業が始まることから、経営状況の的確な把握と将来計画、長期展望に立った経営が必要不可欠である。水道料の確実な徴収と一層の経営の効率化、特に有収率向上に向けた取組強化、財務の健全化に努力されたい。また、的確な債権管理と滞納の解消にも配慮されたい。日常的には、安全かつおいしい水の提供に努めていただき、長期的な水の安定供給という観点から、今後とも適切な判断の下、必要十分な対策を講じられたい。

次に、下水道事業会計であります。17ページを御覧ください。

下水道経営の基本は、下水道使用料収入の安定的な確保であり、有収水量の向上に努められたい。

未接続者に対する積極的な啓発を図るなど、接続率を高める活動に前向きに取り組むことが肝要であり、快適な生活環境の保持につながる。また、経営状況の的確な把握と将来計画、長期展望に立った経営が必要不可欠である。下水道料金の確実な徴収、一層の経営の効率化、財務の健全化に努力されたい。あわせて、的確な債権管理と滞納の解消にも配慮されたい。設備・管路等についても、老朽化などによる更新時期が必ず到来することから、今後策定されるストックマネジメント計画（個別計画）に基づく効率的な更新や費用の平準化を図った事業を推進し、将来にわたって安定した下水道サービスを提供できるよう、施設の適正な維持管理と機能の安定確保に努められたい。

以上、決算審査に当たりましての意見及び要望でございます。

次に、財政健全化法に基づく判断比率の状況についての説明を受け、審査を行ないました。数値は正確であると認められました。

意見として、実質公債費比率、将来負担比率とも早期健全化基準を大きく下回っているが、今後とも将来の負担の軽減に留意し、効率的かつ効果的な事業執行と健全財政の堅持、持続可能な行財政運営に努めていただきたい。

以上であります。

議長（太田伸子君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第27 決算特別委員会の設置について

議長（太田伸子君） 日程第27 決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第36号及び議案第37号並びに認定第1号から認定第6号までは、いずれも令和3年度の決算認定に係る案件でありますので、この審査につきましては、議長を除く議員全員を委員とする決算特別委員会を設置し、審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号及び議案第37号並びに認定第1号から認定第6号までの案件は、議長を除く議員全員を委員とする決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査を行なうことに決定いたしました。

これで、本定例会1日目の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。9月12日午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、9月12日午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。お疲れさまでした。

散会 午後 2時59分

令和4年第3回白馬村議会定例会議事日程

令和4年9月12日（月）午前10時開議

（第2日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

令和4年第3回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 令和4年9月12日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山和之	第8番	津滝俊幸
第2番	増井春美	第9番	松本喜美人
第4番	切久保達也	第10番	加藤亮輔
第5番	加藤ソフィー	第11番	丸山勇太郎
第6番	尾川耕	第12番	太田伸子
第7番	太谷修助		

4. 欠席議員

第3番 横川恒夫

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	丸山俊郎	副 村 長	横山秋一
教 育 長	平林豊	参事兼総務課長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤孝行	会計管理者会計室長	長澤秀美
建設課長	矢口俊樹	観光課長	太田雄介
農政課長	田中洋介	上下水道課長	関口久人
税務課長	田中克俊	住民課長	太田洋一
教育課長	横川辰彦	子育て支援課長	下川浩毅
生涯学習スポーツ課長	松澤宏和	総務課長補佐兼総務係長	鈴木広章

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸茂幸

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前10時00分

1. 開議宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

これより令和4年第3回白馬村議会定例会第2日目の会議を開きます。

第3番横川恒夫議員が療養のため、欠席しております。

2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（太田伸子君） 日程第1 一般質問を行ないます。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は6名です。本日は通告された方のうち4名の方の一般質問を行ないます。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内の再質問は議長においてこれを許可いたしますので、申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第10番加藤亮輔議員の一般質問を許します。第10番加藤亮輔議員。

第10番（加藤亮輔君） 10番、日本共産党、加藤亮輔です。皆さん、おはようございます。

今回は、7月10日に実施された村長選挙に勝ち抜き、当選されました新村長を迎えての初めての一般質問です。暑い中での選挙からもう2か月が過ぎました。大分過ごしやすくなっています。村長も少しは業務に慣れたかと思いますが、これから4年間、健康に留意して村民の暮らし向上のために力を発揮していただきたいと思います。

また、トップバッターの質問者として、村長の公約を中心に私は質問をするつもりです。丸山新村長は、村長選挙を臨むに当たり、持続可能な白馬のための行動として5項目、35の事業を提案しています。また、期間中にマスコミから取材を受け、村づくりの考え方や重点政策についても語っています。村づくりの事業は多種多様な事業がありますが、村民はコロナ禍と物価の高騰で厳しい生活が続いています。緊急かつ重点課題7点について、村長の考え方を伺います。

1、少子化対策・子育て支援策について。村は、白馬村総合戦略を策定し、人口減少対策に取り組んでいます。また、各自治体も減少に歯止めをかけようと、多彩な子育て支援策を行なっています。白馬村も各地の好評な事業を参考にして、村民要望の強い出産・入学祝い金などの新設、また、小中学校の給食費の無償化、子供の国民健康保険税の均等割廃止など、子育て支援策の拡充が急が

れると思います。新村長は、少子化対策・子育て支援策についてどのように取り組むか伺います。

2、高齢者・障がい者福祉について。村長は、福祉関連で高齢者・障がい者に手厚い福祉施策を実行し、高齢者や障がい者が安全で暮らせるまちづくりを進める。また、障がい者の就労支援やグループホーム誘致、生活サポートなど、必要なサービスの充実を図りますと公約されています。一方、7月11日付の新聞では、村長選の特集を組み、その中で、北城70歳の女性から、高齢者の一人暮らし、二人暮らしがこれから増えるでしょう。そういう中で、高齢者福祉に力を入れてもらいたいという声が掲載されていました。そこでお聞きしますが、村長は、今後増加する一人暮らしの高齢者に対してどのような対策が必要とお考えでしょうか。また、障がい者グループホームの誘致と就労支援の拡大についても見解を伺います。

3つ目、白馬村地域公共交通網形成計画についてです。教育の充実の公約の中に、スクールバス、コミュニティーバスなど、公共交通網の体制整備を加速させますと提案しています。スクールバスは試験運行が実施され、保護者、利用者から歓迎されています。通年運行の実施はいつ頃から始まりますか。また、誰もが利用できるコミュニティーバス、公共バスのテスト運行の実施はいつ頃を予定していますか。

4、白馬村の環境・景観・開発対策についてです。白馬村が景観行政団体を目指すに伴い、白馬村環境基本条例をはじめ、環境保全と開発の決まりの改正案がこの9月議会に上程され、審議します。村長は、五竜の白馬の森、第3期工事の説明会に参加されたとのことですが、あの皆伐され密集した建物群の工事現場を御覧になったと思いますが、その感想と見解を伺います。

5、地球温暖化と気候非常事態対策についてです。公約の「白馬らしい環境を創造する村へ」の中で、「気候変動対策に先進的に取り組み、それ自体が白馬の魅力となるよう、日本や世界に向けたメッセージを発信します」と述べています。村もゼロカーボンビジョンの基本計画を策定し、村長は、この基本計画の工程表、脱炭素ロードマップをいつまでに策定するお考えですか。また、村長が最初に行ないたい気候変動対策事業は何でしょうか。

6番目、広報・広聴活動と協働のまちづくりについてです。「健全な行財政運営をする村へ」の公約の中に、「住民との対話集会で協働のまちづくりを推進します」と提案しています。住民との対話集会をどのように実施するのか、具体的な方法を伺います。また、村長から村民への情報発信はどのように行なう考えかも伺います。

7、最後に、政治姿勢について伺います。ロシアがウクライナを侵略するという暴挙に世界が驚き、さらに核兵器大国を誇示して世界を威嚇しました。その態度には抗議と怒りの声が世界中から湧き上がりました。このような状況の中、政府は防衛費を2%、10兆円へと2倍化する。また、アメリカの核兵器の共有を望む発言まで飛び交っています。一方、6月に核兵器禁止条約の第1回締約国会議を開催、また、8月6日・9日の広島・長崎の原水爆禁止世界大会が開催され、軍拡競争では平和は築けないことを再確認されました。

そこでお尋ねしますが、白馬村は昭和63年に非核平和村宣言を行なっています。村長は、戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認を定めた憲法9条を守りますか。また、政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求めますか。

さらに、憲法83条、国の財政を処理する権限は国会の議決に基づいてこれを行行使しなければならぬと規定されています。にもかかわらず、政府は国会審議、国会議決をせず、閣議決定で安倍元首相の国葬を決めました。村長は国葬についてどのような見解ですか。また、弔意については村から指示せず、村民の判断を尊重しますか。及び村長は今話題の旧統一教会、その関連団体との付き合いはありますか。ありませんか。

以上7項目についてお伺いします。よろしくお願ひします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 皆様、こんにちは。本日より一般質問が始まります。私にとっては初めてとなります。慣れない答弁となりますが、よろしくお願ひいたします。

それでは、新村長の政治姿勢と村政運営について、加藤亮輔議員より7項目のご質問を頂いておりますので、順次答弁させていただきます。

1点目の少子化・子育て支援策についてですが、各自治体と同様に白馬村も人口減少対策に取り組んでおり、そのための子育て世代への支援が必要と考えます。出産・入学祝い金について、まず、出産祝い金ですが、現在、白馬村はありませんが、大町市は第1子5万円、小谷村は第1子10万円、池田町は一律2万円と、近隣市町村では創設しているところが多いため、人口流出を防ぎ、流入増加を図る観点からは早期に創設できればと考えております。

同じく入学祝い金等についても、白馬村では現在ありませんが、大町市は3歳児に3万円の商品券、同じく小学校入学時に3万円の商品券を贈呈、池田町は小学校入学時5万円、中学校入学時3万円を出していますので、出産祝い金同様に、人口流出を防ぎ、流入を増やす観点からはあったほうがよいと考えます。金額や具体的な時期については、今後の財政状態を見ていく中で優先順位をつけて取り組む必要があると思っておりますが、一般的な福祉施策の中では、少子化対策は自治体の将来の存続にも関わり、優先度を高く考えております。

当村の場合は、移住者も多いことから、定住してもらおう施策として節目節目に給付支援していくものがよいと考えております。また、負担の多い多子世帯の家庭の支援も厚くしたいと考えております。

続いて、給食費の無償化については、私が公約に掲げた事業の中では、給食費の負担軽減としております。去る3月の定例会でも質問に出ましたが、周辺自治体に比べて給食費の補助額が少ないのではないかと問いに対し、白馬村は、観光予算や除雪費に要する経費など、特殊事情があることを答弁いたしました。また、そのときに教育長が、白馬村の令和2年の決算ベースでの給食費の年額と補助総額について答弁しておりますので、今回提出している令和3年度決算ベースでの数値を

申し上げます。

まず、年額は、児童1人当たり1食280円、生徒1人当たり1食325円負担していただき、決算額は教職員等も含め3,452万1,943円となっています。補助総額は、地産地消の取組を促進するため、児童1人当たり10円、生徒1食当たり20円を公費で負担しています。この額が305万3,727円です。なお、この中には、新型コロナウイルス感染症に伴う急な欠席や学校休業に伴う食品ロスの方も含まれています。また、保護者の負担軽減を図るため、第3子以降の児童生徒の給食費を免除しています。この額が331万2,465円。次に、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に給食費を補助しています。この額が319万7,193円です。それから、特別支援教育学級に就学する児童生徒、または、通常の学級に在籍し、通級指導教室において障がいの程度に応じた特別の指導を受ける児童生徒の保護者に給食費2分の1の額を補助しています。この額が53万5,503円で、総額1,009万8,888円です。

令和4年度予算ベースについても、児童357人、生徒218人分、3,374万9,000円を計上し、歳出予算では、公費負担分170万円、就学支援費388万5,000円、特別支援教育就学奨励費107万1,000円を計上し、第3子以降の児童生徒の給食費344万2,000円を含めると、合計1,009万8,000円となり、1人当たりに換算すると約1万7,000円を補助していることとなります。もちろん、最終的に無償化にできればよいとは思いますが、食材の高騰の影響で原価が高くなっている現状等もありますため、質や量や栄養価を落とさないことを前提に、先述の負担軽減をまずは継続し、財政状況等を総合的に勘案して判断する必要があると考えます。

続いて、子供の国民健康保険税の均等割廃止については、私が掲げた35の事業の中には含まれてはおりませんが、ご質問につき、答弁をさせていただきます。

国民健康保険税の課税に当たっては、納税義務者の経済的能力に相応した課税がなされるべきであるとする応能の原則と、国や地方自治体の提供する行政サービスの受益の大きさに応じて税負担すべきであるという応益の原則が取り入れられています。

本村の場合は、応能割額として所得割額、応益割額として被保険者均等割額と世帯平等割額の3方式を採用しています。国保税において地方税法の改正がない限りは、均等割額の廃止はできません。加藤議員におかれましては、以前、均等割額の負担軽減の考えを一般質問されているかと思いますが、現行制度では、低所得者に係る均等割額の軽減に加え、令和4年度からは未就学児の均等割額の5割軽減が導入されております。また、市町村とともに国民健康保険を運営している長野県からは、国民健康保険運営の中期的改革方針として、保険料水準等の統一に向けたロードマップが示されており、令和9年度までに応益割額を標準保険料に近づけていくことが求められている中で、白馬村独自の軽減について、現段階では導入するのは現実的でないことから、そうした考えはございません。

2点目の高齢者・障がい者福祉施策に関するご質問ですが、まず、一人暮らしの高齢者に対し、どのような対策が必要と考えているかにつきまして、本村の高齢化率は令和4年4月1日現在34.1%で、1年前から1.0ポイント増加しています。高齢者のみ世帯も1,200世帯を超え、3世帯に1世帯以上が65歳以上の高齢者のみ世帯となっています。第8期介護保険事業計画の策定時に行なった高齢者実態調査のアンケートによると、「日常生活上支援が必要となったとき、どのような支援をしてほしいか」という設問では、急病など緊急のときの手助けで健康への不安を挙げる高齢者が一番多く、次が、通年の支援ではありませんが、除雪支援でした。その次に、外出の際の移動支援が続き、そのほか、買物やごみ出し、掃除、洗濯、炊事などのちょっとした家事支援が続き、それほど数は多くないものの、財産やお金の管理の支援を希望する方もおられました。

今後は、さらに高齢化率の上昇等、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加していくことが見込まれることから、こうした高齢者の多様化するニーズを捉えた生活支援体制及び相談支援体制の強化を図り、高齢者が安心して暮らせる体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

また、緊急通報装置設置貸与事業については、セコムに委託し、独居の高齢者や重度障がい者の緊急時に自宅に駆けつけられるようにするためのもので、過去に収入限度額の上限引上げ、利用負担額の幅の拡大など、改正を行ないましたが、施設利用などで利用者は減少傾向にあります。また、積極的に独居高齢者の危機を把握する手段として、日常的に使用する電化製品にセンサーを取りつけ、長期間使用されなかった際に通報されるシステムの導入について提言が出ており、検討してまいりたいと考えております。

次に、障がい者グループホーム誘致と就労支援の拡大についての見解についてでございますが、地域共生社会実現に向けた取組の中で、親亡き後も住み慣れた地域で継続的に安心して暮らし続けることができるためには、グループホーム未整備の白馬・小谷地域にとって、グループホームの整備というのは大きな課題の一つであり、整備に向け、村として可能な支援の検討を継続してまいりたいと考えております。

また、居住支援であるグループホーム整備と併せて、日中活動の場である就労先等を確保していくことも大変重要であると認識しており、就労支援の方法は様々ありますが、ニーズに応じて関係機関と連携しながら対応してまいりたいと考えています。

3点目の公共交通網形成計画関係の質問についてまとめてお答えします。

初めに、平成30年度に策定された当該計画では、白馬村のこれからのまちづくりを考慮しつつ、まちづくりと連携した面的な地域交通を再構築するとともに、地域の足を維持・確保していくための具体的な方策について検討することを定めています。その中で、重点的に取り組むべき施策として13の項目が示されており、その項目の区分には、加藤議員の質問にあります誰もが自動車に頼らず安心して暮らせる地域交通の拡充や、子供や家族が安心して負担のない暮らしを支える地域交通の確保といった項目も、検討していく具体的な施策として位置づけられているところです。

また、計画推進に向けた検討体制としましては、白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例で定める白馬村地域公共交通検討委員会及び白馬村地域公共交通検討会議において、地域交通の運行計画策定に関する検討・審議を行なうこととしています。この前提に基づき、今年度7月より本検討委員会による協議を始めており、今後は委員会で決定した検討スケジュールに基づいて検討結果を整理し、その後、検討会議への報告と審議を経て、施策実施のための予算編成といった工程を想定しているところです。

また、この冬のシーズンには、これまで定時定路線型で運行していたナイトシャトルバスをAIオンデマンドシステムを用いて実証運行を行なうことを計画しています。このシステムは、利用者の予約に対してAIが最適なルートと配車をリアルタイムで行なうシステムになりますが、これにより、柔軟かつきめ細やかなサービスを実現すると同時に、運行台数の削減や待ち時間の短縮、稼働率の向上、そして、二酸化炭素排出量の削減にも寄与することができるようであれば、これを公共交通の資源として年間運行へ、さらには生活交通へも展開することが考えられます。まずは、この冬の実証運行において実現可能性を検討してまいります。

議員ご質問への答弁としましては、スクールバスやコミュニティーバスにとどまらず、観光客が快適に移動できる手段やデマンド型乗合タクシーなど、村内全体の地域交通体系の在り方、全体最適化について執行機関の審議・決定を受けた段階での本格運用を考えており、現況の期間スケジュールを踏まえ、公共交通全体がそろえられるのはおおむね令和6年度からとなる見込みです。

4点目の白馬村の環境・景観・開発対策ですが、説明会へは就任前にあくまで一個人として参加したのになりますので、一個人として今回の開発箇所だけ切り取って見た感想を述べさせていただきますと、同じスタイルの建物があまり空間に余裕がない中にたくさん建てられているという都会の住宅のようなイメージを持ちました。今回の開発区域だけでなく、もう少し広い視野で見ますと、周辺には白馬五竜スキー場が広がっており、昭和の時代までは林地であった土地の木を切り払い、開発され、そして、現在では国内でも有数の集客を誇るスキー場に発展してきたエリアでもあります。

五竜地区の開発に関連して、今後、開発規制の在り方を議論していくとすると、スキー場の将来の方向性を含め、まずはそこに暮らす皆様、地権者の皆様、この地で事業を行なっている皆様など、地域の中の様々な考えをある程度一定の方向性を持って進めていくことが大前提になろうかと思えます。その前提の上で、地域ごとのまちづくりについて、村も一緒になって検討していく体制をつくっていきたいと思いますし、また、このことは五竜地区のみならず、村内各地域にも共通する課題であると考えます。

白馬村の第5次総合計画にあります「美しい景観を守り育む村づくり」として今後の開発の在り方を考える際に、自然環境に調和したまちづくりの推進が重要であり、一人一人が美しい村づくり

を意識することで、住む人も訪れる人も魅了するまちづくりができると思いますので、今回の条例改正案もそうした視点に基づき、次世代に美しい村を残していくためのものになるよう策定しているものと考えます。

5点目の地球温暖化と気候非常事態宣言については、まず、ゼロカーボンビジョン策定の趣旨は、本村が宣言した気候非常事態宣言及びゼロカーボンシティ宣言を具現化するため、村民、事業者及び行政が一体となって取り組むことのできる行動を示しながら、温室効果ガスの削減目標を達成するための目標値を盛り込んだ計画です。この計画の基本戦略である「減らす」、「創る・使う」、「変わる」の行動変容では、それぞれができることから実践すること、また、その基本戦略の適応策は、一体的に推進することについてはビジョンにうたっているところであり、2030年に向けて白馬村の家庭及び事業者が目指すべき行動も列挙されております。

加藤議員のおっしゃる工程表、ロードマップというものが具体的にいつ誰が何をやるかというものを指すのであれば、現在、特にそれがなくても目標に向けて歩み出していると認識していますが、一方で、2050年までの目標達成に向けてある程度何をいつまでにやるというタスク管理やスケジュール管理のような形を取ったほうが危機感や行動力につながると思います。その場合には、まず、財政状況を勘案して何ができるか判断する必要もありますので、今後の予算策定の段階である程度のめどが立つかと思えます。

いずれにしても、現在、ゼロカーボンの目標達成に向けては、優先順位というより、手をつけられるものを同時進行で進めていかないと間に合わないと思えます。例えば、私は公約で小水力発電等によるエネルギー自給率の向上を掲げましたが、その設備の建設を進める中でも、昨今の資材の高騰や納期の遅延により開始が遅れるような状況が発生する可能性もあります。その場合、ほかのエネルギー自給率向上の方法として、家屋設置型の太陽光パネル設置の補助金やペレットストーブへの補助を手厚くして導入促進するなどの方法が考えられます。

また、今話しましたことはクリーンエネルギー創造のほうになりますが、もう一方で、CO₂を排出するエネルギー使用の減少にも取り組む必要もあり、その観点からは、断熱住宅や断熱リフォームの補助の継続・促進、EV導入への補助や充電スタンドの整備などが考えられます。

ビジョン達成に向けた4つの重点項目である再生可能エネルギーの創設について検討すること、省エネ普及促進のための環境整備補助制度を創設すること、森林保全や森林環境整備と連動した取組を推進すること、持続可能なマウンテンリゾートを実現するための白馬村観光局の取組「サーキュラーエコノミー」を具現化することを施策の柱として、財政状況や様々な条件から、実施できることから積極的に進めていくことが目標の達成のために重要と考えます。

6点目の広報・広聴活動と協働のまちづくりについて、初めに、村民との対話集会についてですが、本村の基本理念でもある多様性と学び合いをテーマに、白馬村にとって豊かさを追求し続けていくためには、村民参加による共創の地域づくりが不可欠であると考えています。このため、コロ

ナ禍でストップしてしまっていた行政区の課題把握を念頭にした各地区との対面の地区役員懇談会をこの秋頃から再開したいと考えています。また、より広く住民が参加できるように、対面以外にZoom等を使ったテーマ別のオンラインによる対話を今後実施できるよう検討していきたいと考えております。また、行政の重点施策や事業について、より多くの住民の皆様から意見を聞くパブリックコメントの充実などにより、住民との積極的かつ柔軟な双方向対話に取り組んでいければと考えています。

次に、情報発信については、紙媒体、デジタル媒体など、様々な方法がありますが、多くの村民に行き届くように、それぞれの特性を考えて内容ごとに使い分けを考えております。防災無線では、これまでどおり、村長メッセージとしては、新型コロナウイルス感染症や災害などの安全面に關わるものを中心にタイムリーに発信していく予定です。ユーテレ白馬では、同じく安全性に關わるものや課題解決のために村民の協力が必要な各種取組などを発信します。紙媒体としては、安全性に關わるものについては村長メッセージとして役場ホールへの掲示、そのほか、広報はくばで必要に応じて掲載をいたします。デジタルとしましては、村長から村民へということではありますが、村長メッセージは村のホームページやSNSで発信し、そのほか、私のほうで必要だと感じたものは職員を通じて、都度、村のホームページやSNSなどで発信します。

私自身としましては、村のホームページにある村長の部屋のページで月ごとの活動や季節の挨拶を発信します。村長としてのSNSアカウントもございますが、こちらは村民向けというより、観光等の対外へ向けての情報発信を中心に行なっておりますので、基本的には、村民に届けたい情報は各担当課から村のホームページやSNSを使って発信する方法をまずは考えています。その場合、村のホームページやSNSの存在を認知してもらうことも重要であり、そのための周知活動や見やすいホームページの設計も必要と考えております。

最後に、政治姿勢についてですが、平和で戦争のない世界を望んでいるのは誰もが同じ思いであり、再び戦争の惨禍を繰り返すことのないよう強く決意する中で憲法9条が制定されたものと認識しており、さらに、憲法は国民として守るべき責務ですので、私としても法令遵守は当然と考えます。

核兵器禁止条約の署名・批准の考え方は、まず、この条約とは核兵器を国際人道法に違反するものとしてその開発・保有・使用などを禁止する条約であり、平成29年に国連本部で採択され、平成29年9月から各国の署名が始まり、条約発効に必要な50の国と地域の批准がなされ、令和3年1月22日に発効することとなったものであります。このような世界の動きに対しまして、本村の状況は、昭和63年6月に遡りますが、非核平和白馬村宣言を行ない、非核宣言自治体となっております。これは、地方自治体が核兵器の廃絶を内外に訴える宣言を表明することをいい、ご質問の署名・批准を求めるか否かはともかく、非核宣言自治体としての姿勢は保つべきものと考えます。

次に、安倍元首相の国葬についての見解でございますが、まずは、7月8日に凶弾に倒れられた安倍晋三元首相に対しまして心よりご冥福をお祈りするとともに、テロという行為に強く憤りを覚えるところです。

安倍元首相は、首相時代の平成26年11月に発生した神城断層地震の折にはいち早く被災地視察にみえられ、直に被災者を激励され、速やかに局地激甚災害の指定をされるなど、大変お世話になり、白馬村長として感謝申し上げる政治家であります。

お尋ねの国葬の見解であります。国葬は政府が決めたことであり、その開催是非につき世論が割れていることは承知していますが、この場で私が肯定するものでも否定するものでもありません。また、弔意については、先日、岸田首相も「国民に強制するものではない」とコメントしており、村といたしましても、村民個人個人の判断に委ねたいと思います。

また、私自身、旧統一教会、その他関連団体とのお付き合いにつきましてはございません。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） どうも多くの質問で答弁ご苦労さまでした。それで、選挙期間中にいろいろ村長が訴えたこと及び新聞などで発言されたことは、切り取りのような感じで載っている場合もあるし、それから、もう一つはあまりにも紙面上の都合から抽象的な言葉が多くなると思う中で、今、一定の考え方、見解などを述べていただいて、少しは村民の方、内容が分かったかなと思います。

そこで、もう少し、あと25分ぐらいありますから、少し具体的な質問をしていきたいと思えます。

まず最初に、少子高齢化対策ですけど、一番重要というか、人は一人ではやはり生活はできない。一定のところへ住所を構えて、そこで生活していくと。生活していく中で、一人でおる場合と家族でおる場合とでは住む場所が多少変わらざるを得ないと思うんですね。それは経済的な問題もあるし、仕事上の利便性の問題ももちろんあると思います。特に若い人たちが生活、二人で生活を構える。今の若い人の状態が、どちらかというと非正規雇用が多くて低賃金が多いのが現状です。そういう中で、先ほど私がこういう出産祝い金とか入学祝い金などのことを、ソフト事業ももちろん白馬村はやっているんで、それは十分知ってます。それと同時に、そちらのほうの補助金、生活支援をやっていくことは、今の時代背景ではどうしても必要だと私は思っているんですね。そういうところを逃げずに、村長、たくさん前向きな答弁しましたので何も言うことはないんですけど、前向きな考えで、それで早く行なっていただければと思います。

それで、給食費の無償化のことについても、前回は質問して教育課のほうから答弁いただいています。それで、差が私は多いと思うんです、近隣とね。だから、その差を縮めるためにも、そのところをお願いしたいなと思います。この点については前向きな答弁が多かったので、これ

以上、時間の関係もありますから、次に移りたいと思います。

それで、2つ目は、高齢者と障がい者の福祉対策なんです。それで、この中で障がい者のグループホームの誘致については必要性は認めていても、住民団体のグループがもう3回、4回、請願・陳情を行なってもなかなか実現できない。まずは実現できない理由は何かというのが、県の考えが分かっていたら教えてほしいと。

それから、もう一つは、障がい者の就労支援なんですけど、村長自身、宿泊事業者としてベッドメイクとかお部屋の掃除とかね、そういうものを障がい者の方にも仕事を依頼してやっていると、そういう障がい対策について非常に理解と協力があるということは私も知っています。そういう中で、今度、村長になられましたから、庁内、それから行政関係の建物及び仕事がたくさんあります。そういうところを少し見直して、障がい者の方もできる仕事をそこから見つけ出して、障がい者の方に仕事をさせていただいて生きがいを持ってもらおうと、そういうようなことを私は考えるんですけど、そういうことをおやりになる考えはあるかないか。2点お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） お答えいたします。

まず、県のほうに今、補助申請、要望を上げて採択されない理由につきまして、基本的には県のその整備方針に基づいた形で審査会において審査されるものですから、はっきりとした理由については承知しておりません。

次に、また、障がい者の仕事の拡大という部分ではですね、どういった形でまず就労したいのかというようなこともあります。一般企業への就職なのか、雇用契約に基づく就労継続支援A、あるいは、白馬村にもあります雇用契約に基づかない就労、就労継続支援のB型、そういったものをニーズを聞きながらですね、関係する機関と連携して、仕事というのは、先ほどのグループホームもそうですけども、住むところ、生活する上で仕事というのは重要な要素だと思いますので、協力しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） できましたらでいいですけど、答弁たくさん、7項目の答弁を聞いて、村長、さすがだと。いろいろ勉強されているんな分野について理解を深めているということで、私自身、感心しているんです。なるべくなら、村長の不得意なところももちろんあるとは思いますが、1回目ということで、なるべく村長自ら答弁いただいて、弱点も村民の前へ出していくほうが私はお互いのコミュニケーションがよくなると思います。

それで、次に移ります。3番目の地域交通網の形成計画についてです。これについては、一応、検討委員会で今検討して、それが検討会議のほうへ答申して、これでやっていくと。大きな網形成計画の中では、6年に実施していくということは、これ前から決まっています。それで、先ほどの

高齢者の問題とも関係するんですけど、高齢者の中で、今後、一人暮らしが始まる。それで、一人暮らしっっちゃうことは対話がないっちゃうことですね。そうすると、国も危惧している認知症が非常に増えると。認知症対策をどうしていくかというのが国及び村にとっても非常に重要な問題だと思うんですね。認知症対策の一番はやっぱりしゃべることなんですよ。隣近所の人としゃべる。それから、友達としゃべる。同年の方としゃべる。そういうことが必要だと思うんです。そのためには、老人も含めた、要は免許証を返上した老人も含めた人たちが村内を自由に移動できる手段を村が確保する。これが私は重要だと思うんです。だから、地域交通網施策の中で、定時定路線の誰もが乗れるバスを6年と言っておるんですけど、前倒しでやってほしいと。AIですか、非常に画期的なシステムでいいと思う。今の技術の中ですから、きつうまくいくでしょう。それも使って、こういう計画で今進んでおるんだっちゃうことをもっと村民の方にお知らせするということも必要だと思うんですね。

これは総務課長にお聞きしたいんですけど、令和6年というのを前倒しするような形で定時定路線の村民バスと言おうか、コミュニティーバスを運行することはできないのでしょうか。その辺の見解をお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 先ほどの答弁のほうを先に一度させていただきたいと思います。

県のほうのグループホームの件がありましたので、担当課長のほうからお答えをさせていただきましたが、その他の点につきましては私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

少子高齢化が進んでいることによりまして、特に支え合いが必要ということで、若い世代、子育て世代が経済的に大変だということに関しては、私も非常に承知しており、厚いケアを、厚い支援をしたいなというふうに選挙公約でも述べておりますし、現在も考えているところではあるんですが、その中で、先ほど、まず給食費の問題が出たと思うんですが、給食に関しては先ほど答弁でお話ししましたとおりではあります。加藤議員のおっしゃるとおり、最終的にももちろん無料化ということができれば、それが一番理想であるというふうには考えてはおります。その際には、ほかの財政状況を見ながらということにはなりますので、目標としては無償化ということにはなりますが、現段階では軽減を継続ということをまずは必ず行なうというところで進めてまいりたいと思っております。

また、非正規雇用ですとか低賃金の問題に対して、子育て世代への支援が必要ということで、出産祝い金、また、入学祝い金等の創設ということに関しましても財政状況を見ながら、優先事項としては高いほうになると思いますので、できる限り支援をしていければというふうには考えてはおります。

一方で、非正規や低賃金ということに関しては、経済的な事象が影響してくる部分がありますので、経済状況の回復ということも一つ大きなテーマになってまいりたいと思いますので、こちらは選

挙期間中もお話しさせていただいておりましたが、基幹産業のまずは回復というところを力を入れてまいりたいというふうに考えております。

障がい者の就労支援に関しまして、庁舎内というところではありますが、私も現段階でまだどういった仕事があるか、また、障がい者の重度に関してどのような仕事ができるかというところのニーズとウォンツの把握ができておりませんので、そちらを検討した中で、それに見合うものがあれば、ぜひ積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

あとは、対話についてです。高齢者の方が対話の機会がないというところで、地域交通網を利用してというところですが、地域交通網を利用して対話をする場所へ行くということですが、交通の手段とともに、そういう対話ができる場所というのも必要になってこようかと思っておりますので、現在、これまで検討が進められてきております図書館等の施設を皆さんが集ってコミュニティーが取れるような場所にしていくといったところも、そういった活動の一つになってこようかと思っておりますので、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） ただいまのご質問の公共交通の前倒しができないかと、年度の前倒しができないかのご質問でございますが、実質、予算編成が始まるのは大体11月ぐらいから始まってきます。今年、令和5年度の予算でいくと、今年の11月頃から作業が始まるということになってきますので、先ほどの村長答弁にありましてとおり、公共交通全体がそろるのが令和6年度と現在考えております。先ほど村長の答弁にもありましたAIデマンド、これの作業を含めながら、現在使っている交通資源の最適化、この結論を今年度中に出すという作業も一応予定しております。それから考え、検討委員会であったり、公共交通会議にお諮りするスケジュールを考えると、最短でも令和6年度というところになるのかなということで、担当課とすれば最短となる令和6年度を目指しているというところでございます。

ただ、スクールバスであるとか、個別の今行なっているような交通体系をどうするのかというのは、令和5年度の予算編成の中で、それこそ財政状況を見ながら担当課等と検討させていただきたいと思っておりますので、あくまでも全体の公共交通がそろうのは令和6年度という解釈でいただければと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間は答弁も含めあと10分30秒です。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 次に、環境・景観・開発のことです。時間があまりありませんので単刀直入にお聞きしますが、白馬村は世界水準の観光地、スノーリゾートを目指しているということで、事業者も村民もそれに協力していると。そういう村ができればいいなと思っております。そういう中

で、世界水準のマウンテンリゾートとはどういうところかと。イメージがちょこっと皆さん、これ、各自が違う。特に工事を行なう事業者も含めて、この白馬村が目指す世界水準のマウンテンリゾート地とはこういうものだというものが明確化されていないもので、白馬の森のああいう密集したああいうところへ来た観光客が私はかわいそうだと思うんですけど、ああいう感じのところは白馬村の一つの世界水準の観光地かと言われてたら、ちょっと心外だと思うんですね。だから、これは要求というか、要望なんですけど、世界水準のマウンテンリゾート地とはどういうところかと。白馬村はどういう感じのところを目指しているのかということをもう少し明確に文書化することが私は必要だと思うんです。そのことについてはどのようなお考えでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 先ほどの答弁のほうでも少しお話しさせていただいたんですが、第5次総合計画の中に、美しい景観を守り育む村づくり、また、一人一人が美しい村づくりを意識する、住む人も訪れる人も魅了するまちづくりというようなキーワードは出てくるんですが、おっしゃるように、それが具体的にどういうものかというのはなかなか見えづらい部分があるかと思います。また、一つ一つの開発に対して、私のほうでこれがよい悪いという言い方はできないんですが、「自然と調和した」というキーワードですとか、「美しい景観を守り」、また、「持続可能な」、それから「誰もが豊かに暮らせる」、そういったものがキーワードにはなってくるかと思うんですけども、その場合に、ではこれがそうだと、これが違うというのはなかなか難しいところがありますが、今回、条例改正で景観条例、また、開発条例というところを制定していくわけですが、住民の皆さんと対話をする中で、その辺りを明確にしていければ、よりいいというふうには私も考えておりますが、具体的に今この段階でこれが世界水準のマウンテンリゾートですということを言うのは実際のところ難しいなというのが私も思っているところですので、これを皆さんとの話の中でもう少し具体的に何かをつくるときの指標になるようなものというようにしていけるようであれば、検討はしてまいりたいというふうに思います。

また、すいません、先ほどの質問で1つ漏れていたんですが、AI等を使ったオンデマンドシステムで村民に知らせるといふところなんですけれども、確かに情報発信についてもまだまだ知らせ切れていない部分が多いと思いますので、その辺りは今後、デジタル等を中心にもっと村民に知らせられる体制を整えていければというふうに私のほうとしても考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありません。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） どうも。次に、5番目の地球温暖化と気候非常事態対策です。それで、これも単刀直入に。28年たつと2050年になります。私はもういないでしょうけど、村長は28年後、今の私と同じ75歳になります。75歳になったときに、白馬村が今の地球温暖化対策、村が非常事態宣言も出した村であるにもかかわらず、今の温暖化対策では、私は到底無理だなと思

ってます。孫がかわいそうだなと思います。村長は2050年、白馬村の2月の積雪は役場付近でどれぐらい積雪があるかと、これは気象庁のシミュレーションなどで多少、それに参考にするようなことが載ってるんですけど、そういうことで、村長の想像、どんな感じに、今のままだったらどんな感じになるなと思っているのか、ちょっと発言願います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 今のままでいくと、2050年までに1.5度の中に収まることは難しいというふうには全世界で言われていますので、このまあいってしまうと、雪の状況というのは私も具体的に難しいと思うんですが、1.5度以上上がるということになれば、かなりこの周りにはなくなっているということが想定はされるかなというふうに思います。

一方で、これは白馬村だけが頑張ってもできないことではもちろんありますし、白馬村が目標を達成したからといって世界の気温が1.5度まで上がらないかというところではないんですけれども、白馬村としてはこれだけ自然に恩恵を受けて成り立ってきている村ですし、気候非常事態宣言、ゼロカーボンシティ宣言を出した村ですので、積極的に取り組んでいかなければいけないことは変わらず続いていきますので、できることを待たないで取り組んでいかなければいけないというふうに考えています。

ただ、私も先ほどお話しさせていただいたとおり、まだ財政状況等を細かく見たわけでは、次の段階でどういった形になるかというところを見ているわけではございませんので、優先順位としてはもちろん高いところになってきますけれども、気候対策をする上でもどうしてもお金がかかる部分もありますので、行政として行なうことに関してはその中で優先順位をつけていかなければいけないというふうに考えていますけれども、優先度は非常に高いものになっているというふうに考えております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありますか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 私も非常に優先順位としてはもう最上級の課題だと私は思っています。だから、そこに、去年などを見ますと、村の予算としては2,000万円弱ですかね、「しか」という言い方をしてもいいと思うんですけど、村の負担額としては1,400万円強のお金を温暖化対策で使ったということで、これを今、この決算で見ると70億使うこの村が1,400万ではちょっと私は少ないなと思いますので、そこ、来年度はギアを入れ替えて、もう少し世界に誇って、世界と日本に発信するという感じでやっていってほしいと思います。

それから、6番目、もう時間ありませんからきっとこれで終わりかとは思いますが、村民との集会、それから対話について、村長からの情報発信についてです。それで、住民との対話集会で、答弁の中では、コロナ禍でやれなかった地区懇談会というものをやっていくということは述べられました。それで、もう一つね、今、多種多様な、それから多様な人がいるということが村の基本計画にも、総合計画にもなっています。多様な人の要求・要望を吸い上げて運営して解決していくために

は、私は村長及び担当課が課題別の懇談会を開く必要があると思うんですね。それで、温暖化対策でもいい、それから、財政問題で村がよく言う宿泊税をどうするかという問題を課題にしてもいいです。村にある課題を提案して、それで村民に来ていただいて議論をすると、そういう懇談会、対話集会が私はもう絶対必要だと思います。それを地区懇談会と併せて行なってほしいと思いますけど、そういう考えはございますかどうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。あと1分です。

村長（丸山俊郎君） 承知しました。多様性の村であるということは私も承知しているところがございます。先ほどの答弁でもお話しさせていただいたとおり、テーマ別の、これがオンラインになるかどうかは分からないんですが、テーマ別のオンライン等による対話を今後実施できるように検討していきたいというふうにお話しさせていただきましたので、引き続き、それは検討していく予定であります。

また、先ほど、環境に対する、地球温暖化対策に対する予算をもう少しというところですが、それについては私も同じように考えておりますので、より多くそこに重点的に予算をつけられるように検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 質問時間が終了しましたので、第10番加藤亮輔議員の一般質問を終了いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時07分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第6番尾川耕議員の一般質問を許します。第6番尾川耕議員。

第6番（尾川耕君） 6番尾川です。よろしくお願ひします。村長就任、おめでとうございます。

（「マスク外してください」の声あり）

第6番（尾川耕君） それでは……

議長（太田伸子君） マスク。マスクを外していただいて。

第6番（尾川耕君） 少し暑いので、ジャケットを脱がせてもらいます。

今から一般質問を始めます。

1つ目です。脱炭素2030年の白馬の姿。

新村長の選挙公約では、残念ながら、ゼロカーボン関連のことは書かれていませんでした。しかし、選挙時の折り込みチラシや今回の定例議会の挨拶で話されましたが、気候変動対策に先進的に取り組み、それが白馬の魅力となるように日本や世界に向けたメッセージを発信しますとうたっております。前村長の下、動き出したゼロカーボンに向けた取組は、予算・人員の問題もあると思わ

れますが、積極性が感じられず、進捗状況も遅く感じられます。

長野県ゼロカーボン戦略では、GHG排出量を2030年まで60%削減し、その概要版である長野県ゼロカーボン戦略のポイントでは、簡潔に2030年の姿が示されています。また、2030年までが人類の未来を決定づけると示され、県民行動を促しています。あと7年間です。

白馬村のゼロカーボンビジョンには、2030年の明確な目標が示されていませんが、長野県のそれに準じるのか、または、それ以上を望むものだと期待しております。

6月定例会の一般質問で、私や同僚議員の質問に対する回答の中で、前村長は、「地域経済の循環や地域課題の解決、住民の暮らしの質の向上につながる取組を意識した提案ができないか、鋭意検討している」と答えています。

そこで、以下について質問します。

1、上述の「先進的に取り組み、それが白馬の魅力となる」とはどのようなことでしょうか。具体的にお答えください。

2番目です。丸山村長として「地域経済の循環」の具体的な考えをお示してください。

3環境省の「脱炭素先行地域」申請への進捗状況をお知らせください。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 脱炭素2030年の白馬の姿について、尾川議員より3項目のご質問を頂いておりますので、順次答弁させていただきます。

1点目の「先進的に取り組み、それが白馬の魅力」についてお答えします。

ご存じのとおり、白馬村は全国自治体の中ではいち早く気候非常事態宣言、ゼロカーボンシティ宣言を出し、環境への意識の高さが対外的に知られ、白馬高校生による断熱プロジェクトがNHKで特集されたり、白馬南小学校での断熱も対外的に報道され、そうした取組をしている村であることを多くの方々に好意的に捉えていただいています。また、GREEN WORK HAKUBAも、各分野のスペシャリストが白馬を舞台に環境やサーキュラーエコノミーへの先端の取組について紹介や議論をし、それにより関係人口が増え、白馬へ訪れる人が増えてきております。こうした取組やアクションをさらに加速させることが白馬の魅力となると考えており、その内容がほかの自治体よりも積極的であったり効果的であるほど、魅力も向上するものと思っております。「先進的」という言い方をしております。

具体的には、既に索道事業や建設事業者をはじめ、民間企業、宿泊業、さらに、個々の方々が取り組んでおられるクリーンエネルギーや断熱、コンポスト、ごみの4Rなどの取組に加え、行政としても進めてきております小水力発電やゼロカーボンへの啓発活動などが当たりますが、最近では、GREEN WORK HAKUBAを通じて科学的な見地からの取組も多く紹介されてきておりますので、アンテナを高く張り、新しい取組も積極的に検討してまいりたいと思っております。

対外的な発信としましては、これまでも話に上がってきております脱炭素先行地域への申請も重要であると考えております。

2点目の私の考える地域経済の循環についてお答えします。

6月定例会の一般質問において、加藤ソフィー議員の質問に対する答弁の中で、下川前村長が「地域経済の循環」という言葉を用いていました。脱炭素先行地域の応募に当たり、循環型経済、いわゆるサーキュラーエコノミーをイメージして用いた言葉であり、提案内容の一つの切り口であったと捉えています。

サーキュラーエコノミーは、非常事態に直面している気候、汚染や破壊が進む自然環境など、環境や社会の負担が膨大化する中、持続可能な経済システムとして注目されています。原材料調達や製品、サービス設計の段階から資源の回収や再利用を前提としているため、製品やサービスの価値をできる限り高く保ったまま循環させ続けますので、廃棄物という概念は存在しません。これを脱炭素という点から見ますと、サーキュラーエコノミーは資源投入量や消費量、廃棄量の抑制につながりますので、脱炭素に大きく貢献する経済システムであると考えます。

また、昨今は世界情勢が不安定であり、食料や資材、エネルギーの高騰や入手困難といった課題も世界的に出てきております。こうした中、地域内でのエネルギー自給の必要性がより高まってきておりますので、その観点からもサーキュラーエコノミーの重要性を感じております。

私は、村づくりにおいて持続可能性を重要視しています。それは、経済、社会、環境を持続可能な姿へ移行させることであり、サーキュラーエコノミーはそのための手段の一つであると考えます。

白馬村観光局では、このサーキュラーエコノミーの考えを取り入れたビジョンを掲げており、ここでは、大好きな自然を守りながら自分たちの暮らしも豊かにするとしています。言い換えますと、経済成長と環境保護を調和させ、持続可能な白馬村を実現していくということであり、これはSDGsの考え方にもつながるものですので、私としてはこのビジョンの実現を最大限後押ししてまいりたいと考えます。

最後に、脱炭素先行地域の申請の進捗状況についてお答えします。

議会開会時の挨拶でも触れましたが、国が示す脱炭素先行地域選定の考え方として、国の脱炭素ロードマップを踏まえた先行地域にふさわしい再エネ導入量や当該地域での発電量の割合のほか、地域の課題解決と脱炭素を同時に実現して、地方創生にも貢献する計画の策定が求められています。このように認定の採択基準と評価方法が明らかになるにつれて、第2回目以降の認定が初回認定よりかなりハードルが高くなっていると感じています。

現況の申請に当たって本村の課題を挙げれば、再エネ発電の調達計画がゼロベースであることから、CO₂実質排出ゼロを実現する計画策定が描けていないこと、また、単なる脱炭素計画のみにとどまらない地域課題を解決するという視点においての関係者間の調整や合意形成が整っていないことが計画策定の進んでない大きな要因と捉えています。

今後、こうした課題を一つずつクリアしながら、先行地域事業にとらわれず、脱炭素移行や再エネ推進事業といった関連する補助メニューも幾つか示されてきておりますので、刻々と示されるそれらの動向を注視しながら、各種導入の推進への検討を進めていきたいと考えます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。尾川議員、質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） ご答弁ありがとうございます。2番目の質問で示しました地域経済の循環なんですけれども、観光局が率先してやっているサーキュラーエコノミーという考え方というのは非常に重要だと思います。私もそれで賛同してどんどん進めていっていただきたいと思ってるんですけども、だけでも、地域の産業にとっては、その産業がこの地域内でできるのかどうかっていうのが非常に心配です。そのほかに、例えば、ソーラー発電とか、小水力発電とか、そういう事業者が増えることによって地域経済が循環していくっていう考え方はないでしょうか。その辺のご答弁をお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） ソーラーや小水力発電についてなんですが、まず、一番は村でそうした事業ができれば、こちらにきちんとお金が落ちるといことが生じますので、サーキュラーエコノミーに資すると思うんですが、一方で、業者であった場合に村内業者であればいいんですけども、他地域から来て、そのお金がまた他地域に流れてしまう、そういったものである場合には、サーキュラーエコノミーの概念には当たらなくなってしまいますので、地域循環になりませんので、あまり適していないのかなというふうに感じます。ですので、ソーラーですとか小水力発電、いわゆるクリーンエネルギーに関しては率先して進めてまいりたいというふうに考えますが、その中で、可能な限りきちんと地元にお金が落ちるような業者を選定するような形を取る視点を常に持ち続けることが重要だというふうに考えています。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。尾川議員、質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） 今、村長が言ったように、やみくもに外から業者を集めて、この地域で再エネ発電とか小水力とかをやるというのは、やはり地域外にお金が流れていくことです。だからこそ、地域内の産業をいかに育てるかということが一つ大きな課題になってきています。例えば、断熱改修をやるのに、やはり中小、小さなところの工務店などは技術力が無かったりします。それをしっかりサポートして北海道レベル、それよりヨーロッパレベルの断熱性能を確保できるような事業者をしっかりと育成するっていうことが必要だと思いますけれども、その辺の育成するような政策っていうのは何か考えていらっしゃるでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） おっしゃるとおり、地元の事業者がそうした断熱改修の高い技能を身につけることによって、地元の中でお金が回る仕組みを取ることが非常に重要であると私も考えます。

ですが、現状、その育成に関して私のほうで具体的に考えていることがございませんので、今頂いたご意見を念頭に今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。尾川議員、質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） 長野県のほうもやはりこの辺の事情、断熱改修ですね、これが小規模の一般家庭だったらいいんですけども、やはり白馬の民宿、旅館、ペンション、そういった小さな事業者、個人事業者は大変ここは苦しむところです。中途半端に大きくて資金力も無いっていうところが非常に課題を抱えています。これは長野県の各地でも起こってます。やはり観光業が多くて宿泊業も多い県なので、長野県のほうも非常に悩んでおります。ここを長野県と手をつなぎながら、白馬から新しいやり方をつくってくってという考え方でやっていていただきたいなと思っております。

そこで、次の質問です。脱炭素に向かっては、経済的なインセンティブっていうのがやはり必要です。今言ったような地域内で循環させるために工務店を育成したりとか、ソーラー発電事業者をつくっていったりとか、ミニ水力のノウハウをつくっていったりとかっていうことは非常に重要です。それ以外にもう一つ、心の面で考えていく必要もあります。2030年にどうなっているのか。2050年にどうなっているのか。先ほど加藤議員もおっしゃったように、2050年の白馬村、2030年の白馬村をどうやっていきたいか。未来の子供たちがどうやっていくのかということが非常に心配です。

村長は、就任前、白馬高校の非常勤講師として高校生と接したと思います。白馬村が気候非常事態宣言を発出するきっかけとなったグローバル気候マーチ、これにも参加したと伺っております。そのときの高校生の様子や気持ちをどう感じましたか。そして、そのとき、自分はどう感じましたか。お答えください。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 気候変動のマーチについてお答えさせていただきます。

私自身は、参加というよりは、自分が当時教えていた生徒がマーチを行なっているのを横で写真を撮っていたような形になるんですが、当時、生徒たちが、まず一番はスキーやスノーボードが非常に好きで、いつまでもパウダースノーの白馬であってほしいという思いが非常に強かった中で、まだ日本にはない気候非常事態宣言を白馬村に求めて、日本、そして、世界に声を届けたいという思いから行なったというふうに本人たちから伺っています。ちょうどスウェーデンの活動家であるグレタさんがああいう行動を起こすことによって世界が動いたので、自分たちにもそういうことをして、白馬、そして、世界を動かすという気持ちと覚悟を持ってやった行動であるというふうに思っています。

当時、今でこそ、あれがあったおかげという言い方をしているんですが、高校生たちがああいったアクションを起こすということは本当に重大なことでありますし、本人たちにとっては非常に勇

気のある行動だったというふうに改めて思っております。その勇氣ある行動を我々大人世代がしっかりと受け止め、アクションに移していくことが非常に重要であると考えておりますので、彼らも言っていたように、自分ごとというふうに考えてほしいという気持ちを持ってあのマーチを行ないましたので、我々もしっかり自分ごとというふうに考え、今、尾川議員がおっしゃるように、将来の姿をイメージして、こうなってしまわないように、こうであるために何をすべきかということ念頭に置きながら一つ一つの行動、そして、施策を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。尾川議員、質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） ありがとうございます。自分ごととして捉えるってということがいかに大切かっていうことだと思います。

それでは、今、新村長になって1か月余り、1か月弱ですか、ぐらいですけれども、一人一人の職員が気候変動や脱炭素の問題にどのように取り組んでいくべきか。これをお答えいただきたいんですけども、やはり今、総務課主導で施策を考えていただいています。だけれども、やはり例えば、建築の問題であれば建築課があったり、学校教育の場合であれば教育課が担当します。あと、税金をいかに多く納めてもらうかっていうことも考えないといけない場合もあるかもしれません。そうなってくると税務課の担当になるかもしれません。その辺も含めて、やはり全体的に皆さんが意識を持って行動しないとイケないと思ってるんですけども、一人一人の職員がどういう気持ちになっていただければありがたいと思っておりますか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 私も就任で1か月经つんですが、実際のところ、まだ一人一人の職員とは会えていない現状がありますので、それぞれがどのような特にこの気候変動に対して意識を持っているかというところは見えていない部分があります。ただ、おっしゃるようにもう喫緊の課題ですし、自分ごととして考えていかなくはイケないですので、一つ一つの行動を常に将来の気候のことを考えながら動けるような職員になっていただけるといいなというふうに思います。

実際に、では、この対策をする、この対策をするということに対して、これが正解、これをやっていないから間違っているようなものはないとは思いますが、一人一人がこれをする事、もしくは、これをしないことが将来の世代にとって、また、気候変動にとって資するというふうに考えることを常に意識を持つことが非常に重要であるというふうに考えておりますし、そういった職員になっていただけるといいなというふうに思いますし、私自身、さらにそこを気をつけていかなくはイケないというふうに考えております。

そして、課の今の総務課というところのお話なんですけど、これに関しては、私もまだ実態が全て見えている部分ではないんですけども、なかなかやはりこの気候問題に関しては、先ほどもお話

が出たとおり、非常に重要課題でありますので、かなり専門的な知識も必要になってくるかと思えますので、特に環境ということとデジタルに関しては、少し横につながるような組織体制を取っていかなくてはいけなくなるかもしれないというところは私の中でも考えているところではあります。ですので、課までいくとちょっと大変かもしれませんが、国のほうでもデジタル庁、環境省があるように、デジタル課、環境課までいかなくても、そういったところに専門の担当を置くようなことに関しては今後検討していく必要があるなというところは私自身感じているところであります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。尾川議員、質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） それでは、この前、新聞、8月の中旬ぐらいかな、新聞で報道されていたんですけれども、長野県の生坂村ですね、昨年11月に、庁内にゼロカーボン推進プロジェクト会議というのを立ち上げました。庁内だけの組織です。そして、検討を始めて、今年の2月に着任した地域おこし協力隊が中心になって脱炭素の取組を始めました。6月に、県内16番目でゼロカーボンシティ宣言を行ないました。そして、来年2月の予定の脱炭素先行地域の採択を目指して、地域課題の洗い出しのためのアンケートやワークショップなどを通じて住民の参加と理解を深めようとしています。生坂村では、各課でどのような対策ができるのか、どのような温暖化対策ができるのかっていうのも検討が始まっているということです。そして、そのほかに、例えば、白馬中学のSDGsサークルなんかは、村内の太陽光パネルの調査を行なったということです。初めての調査なので、質問事項をしっかりと考えてなかったというようなことで、大体インタビューへ行くと、おおむね問題ないんだっていう回答を得られていました。ちょっと準備不足だったようなことなので、これから再度、質問事項を検討しながら、もう一度インタビューをしてしっかりと聞いていきたいと思っています。子供たちもそういったぐらいに動いていますし、そして、他の市町村もしっかり動いています。

それで、最後の質問です。来年度に予算を確保して、先行地の申請も含め、本来ならば今年度中というのが望ましいのかもしれませんが、この2月だったらあと半年もないわけですから、地域をどうやって巻き込んでいくか、地域をいかに説得していくかっていうのは非常に大変だと思います。それと、あと事業者が、いい事業者が現れない限り、しっかりした計画を立てられないということなので、来年度の予算を確保し、しっかり予算を確保して、先行地の申請も含めた2030年までの脱炭素の計画をつくる、庁内の横断的組織、専任者、また、村民等と協議会をつくったらどうか、という提案をさせていただきますけれども、いかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 提案ということでいいわけですかね。質問ではない形で。

第6番（尾川耕君） やりたいかどうか。

村長（丸山俊郎君） 私としては同じ考えでありますので、やりたいというふうに思っております。

具体的なほうに関しては、担当課からこの後、説明させていただきます。

議長（太田伸子君） 吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） ただいまのご質問の先行地域への経費を予算計上してというところですけども、6月も同様なお話の質問を受けておりまして、ここまで進めてきている中で申し上げますと、庁内だけの力では進まないなということが現状です。これは、いろんな関係機関ともお話をしたり、先行地域の認定の団体の計画書等を見せていただく中でも、少しシンクタンク系のものがなければなかなか進まない。ただ、それにつけても、いわゆる先ほど来の地域経済の循環、また、地域の課題解決というその両輪をクリアするような計画でなければなかなか採択されないというのは、第1回の先行地域でも3割程度しか採択されておりませんので、これをどういうふうにするのか。その申請に当たり、そういう組織が必要であれば当然かと思っておりますけれども、まずはそこら辺の課題と循環をどういうふうにするのか、そこら辺の計画を詰めながら、必要であれば体制のほうも考えなければいけないかなというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。尾川議員、質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） やはり地域の住民や事業者をしっかりと巻き込んでいく必要があります。これがどういうことかという、情報発信がしっかりできていないんじゃないかなと感じております。白馬村が脱炭素の先行地に申請したいというようなメッセージというのは広く村民には伝わっていないんじゃないでしょうか。まずはそこから始めて、そして、今、どういう気候変動が起こって、この村がどうなっていく可能性があるのかっていうことをしっかり住民の方に伝えないとやはり皆さんが真剣にならない。私も地域を回りながら、一緒に脱炭素でやっぺいこう、そういう人を声をかけていきました。だけど、やはり資金が無いとか、事業承継が、宿の方なんですけれども、次に引き継ぐ方がいない、人がいない、息子が帰ってこない。自分の宿をどうやって維持しようか。それだけが今、最大の課題で、次のステップに進めないんですよね。そういうことも含めて、先ほど初めのほうに言いました経済的なインセンティブもあるんだよっていうメッセージも発しながら、この地域を、白馬村を本当の先行地域、本当の最先端地の地域の観光地であって、さらに脱炭素の観光地であるということをメッセージとしてしっかりと村民と事業者に語っていくべきではないでしょうか。まず、それがすぐにできることだと思います。明日とは言いませぬけれども、直接、村長からメッセージを発して、みんなで一緒にやっぺいこうということを書いていただけないでしょうか。なるべく早い機会にそういう機会を設けていただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 先ほど加藤議員からの質問にもありましたが、情報発信について、やはり今、重要な部分であるというふうに私自身考えております。1か月、庁内におりまして、様々な特にデジタルのほうをですな拝見させていただいているんですけども、なかなかもう少し改善したい部

分もありまして、それを今後どういった形で進めていけばいいかなってところを考えているところではあるんですが、今おっしゃるように、気候へのアクションについては喫緊の課題ですので、なるべく早い段階でそうしたメッセージを多く伝えていく、広く伝えていくということが非常に重要であるというふうに私自身考えておりますので、情報発信の手段を広く取れるように今後検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。尾川議員、質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） ありがとうございます。しっかりとした答弁をしていただいて非常にありがたい、勇気づけられる思いがします。これから4年間、しっかりといろいろな対策が進んでいくような可能性を非常に感じております。脱炭素に向けて地域づくりをよろしくお願いします。

続いてです。第2問、2つ目です。開発・環境・まちづくりです。

白馬村行政は、この9月定例会で新しくつくられる景観条例を上程し、10月下旬に景観行政団体への移行を目指しています。それに関連し、現在、景観計画、環境基本条例、環境基本条例施行規則、開発指導要綱の見直しなども進められております。

そんな中、1年ほど前からの飯田地区白馬の森の中央の開発問題は、周辺住民のみならず、他地域の住民も同様な問題が近隣で起こらないかと不安を感じています。

また、脱炭素に向け、必須と思われる太陽光発電は、休遊地や山林の伐採などの大規模な設置やスキー場の各施設や宿泊施設、一般住宅などの屋根や壁などへの設置が想定されます。山麓・田園からの風景や山の上からの景観に影響すると思われます。

2020年に景観行政団体になった安曇野市は、昨年、それまでの成果や課題、社会状況の変化を踏まえ、景観計画の改定を行ないました。

そこで、以下の質問です。

- 1、景観行政団体への移行はいつから構想が始まりましたか。
- 2つ目、景観条例の策定や関係条例等の見直しはいつから始まりましたか。
- 3、景観計画の策定過程での住民参加の方法と回数は。
- 4、安曇野市等の計画やガイドライン等、参考にしましたか。
- 5、今回のような開発・景観について、村長の公約でうたった対話による住民参加や協働のまちづくりの具体的な方法を伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 開発・景観・まちづくりについて、5項目のご質問を頂いておりますので、順次答弁させていただきます。

1点目の景観行政団体への移行について、いつから構想が始まったのかのご質問であります。ご案内のとおり、白馬村環境基本条例の見直し作業が平成28年から環境審議会において行なわれ

ましたが、この議論の中で、景観行政団体への移行について検討され、最終的に平成29年3月に
出された答申の中で、景観行政団体への移行に向け、多角的な検討が必要であるといった内容で盛
り込まれました。それを踏まえて、景観行政団体移行への検討・議論を進めてきた経緯です。

2点目の景観条例、関係条例の検討時期についてのご質問であります。具体的に見直しの作業
が始まったのは令和2年度からで、景観事務の所管が変わった建設課において検討を始めておりま
す。同時に進められておりました景観計画策定作業と並行して条例制定の作業を進め、最終的には
本年8月の法規審査委員会において最終案をまとめた上で、本定例会に関係条例を上程させていた
だいたところでは。

3点目の景観計画策定における住民参加の方法と回数についてのご質問であります。平成
30年から令和元年にかけて7回のワークショップを開催し、延べ200名以上の方から参加を頂
きました。主は、このワークショップの手法により意見集約を図った上で、景観計画策定委員会の
場で具体的計画の内容や関係条例検討を行なっていました。

4点目の安曇野市の計画やガイドラインを参考にしていますかとのご質問ですが、私自身はほか
の市町村の計画などをまだ確認したことはございません。ただ、担当課では、安曇野市に限らず、
先行して景観行政団体に移行した県内自治体の計画や条例などを参考とさせていただき、計画の素
案作成や条例制定の作業を進めてきておりますことは確認しております。

最後に、公約にうたった対話による住民参加や協働のまちづくりの具体的方法についてのご質問
であります。先ほどの加藤亮輔議員からの質問への回答でもお話いたしました村民との対話集
会についてですが、これも一つの方法に含まれると考えますので、コロナ禍でストップしてしまっ
ていた行政区の課題把握を念頭にした各地区との対面の地区役員懇談会をこの秋頃から再開したい
と考えています。

同じく、より広く住民が参加できるように、対面以外にZ o o m等を使ったテーマ別のオンライ
ンによる対話の検討、また、行政の重点施策や事業について、より多くの住民の皆様から意見を聞
くパブリックコメントの充実などにより、住民との積極的かつ柔軟な双方向対話に取り組んでいけ
ればと考えます。

しかしながら、留意すべきこともございます。行政が行なうこういった対話などの手法の際に、
興味のある人だけが集まり、興味のない者は全く蚊帳の外というケースも少なくありません。なる
べく多くの住民参加や様々な考え方、ご意見を集約できるシステムも同時に検討していくことも必
要であると考えます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。尾川議員、質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） それでは、住民参加の方法なんですけども、3番目に聞いた質問なんですけ
ども、ワークショップなどは7回ほど行なわれて、それが活かされているというふうに聞いていま

したけど、今行なっている景観計画策定委員会の議事録の中では、その生かされた経緯が見当たらないんですけども、どう生かされたんでしょうか。これは建設課がいいのかな。お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） では、お答えさせていただきます。

具体的に景観計画の策定委員会という組織を立ち上げて動き出したのは令和2年度以降になります。つまり、所管が私ども建設課に変わってからになってまいりまして、それまでの間はですね、どちらかという景観計画策定委員会というよりは、フリーでいろんな方の住民の方、あるいは、一部村外の方も入っていたというふうに聞いていますけれども、意見を聞きたいということで7回ほどワークショップを開催をしたとなっておりますので、その議論の経過というのは一度報告でまとまっておりますし、それを生かした形で令和2年度から新たに景観計画の策定委員会がスタートしましたので、具体的な内容というものに関しては議事録の中にはうたっておりませんが、考え方、基本的なものについては引き継いだものをその中に生かしていったというふうに認識をしております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。尾川議員、質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） 先ほど、村長答弁のほうで、2019年に答申された資料があるということ、実際は僕も物はっていうか、表紙は拝見させてもらったんですけども、2019年にも発行直前の物を見ました。それが、それを基に、例えば、策定委員会のほうでその資料をもって示して、ここでこれがたたき台だよってことはやってないってということですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） 2019年に示されたということですが、先ほど申しました、いわゆる景観計画の本当に素々案みたいなものが一度策定をされて、報告をされた経過がございますけれども、当然のことながら、それをベースに、それも新しくできた委員会の中では引継ぎといたしますか、内容的なものは引継ぎをして議論を重ねてきた。ただ、いろいろ検討していく中でですね、当然、加除、当然加えた部分もありますし、それは議事録の中にも載ってきていると思うんですけども、基本的にはそのものも生かしながらやってきたというふうに認識をしております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。尾川議員、質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） 私がなぜそういうことを言うかという、先ほど、前文のほうで話させてもらった安曇野市のガイドラインとかっていうものがあります。あと、軽井沢とか、ニセコ町とか、各自治体で結構、この景観に関する条例とか計画はつくっています。それを参考にして委員に見せれば、話が早く進むんじゃないかなと、イメージしやすいんじゃないかなと思います。例えば緑化率の関係とか、例えば安曇野市であれば壁、建物の外面の改装が25平米だったかな、10平米だ

ったか、ちょっと平米数を忘れたんですけども、そこを、結構小さな範囲を改装するだけで届出が必要だとか、そういうのが書かれてあるんですよ。そういう事例を見れば、委員が見れば、各委員は事業者、不動産会社であるとか、建築関係とか、そういった以外の観光事業者とか一般の方も参加なさっております。その中で説明するのに、最先端というか、いい事例をもって、そのガイドブックを見ながら話し合うのがいいのかなと思うんですけども、そういった手法は行なわなかったということでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁をまとめます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） では、お答えさせていただきます。

先ほど村長答弁にもありましたけれども、安曇野市だけではなくて、長野県下では既に先行して景観計画あるいは景観条例をつくっているところもほかにもございます。ですので、景観条例などにつきましては、当然、そういったところも参考にさせていただきながら検討は進めてまいったと。個別に全てその資料をですね景観計画の策定委員会の中で出してきたかという、全て出してきたわけではないんですけども、当然、それぞれワークショップなんかで積み上げてきた意見もありますし、それに対して今度じゃあ制度をつくっていくときに、先ほど25平米というような基準もありましたけれども、じゃあ白馬村として、じゃあどの基準で届出対象としていくかというものについても当然議論をしてきております。景観計画の内容については、まだ今回上程している条例案の中では示しておりませんが、白馬村の場合、例えば、規模だけでいくともう10平米以上が届出の対象としようということ現在検討しておりますので、そういった点も含めてですねご理解をいただければなというふうに思っております。今、私が申しましたのは、あくまで景観条例、景観計画に基づく内容でございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。尾川議員、質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） 緑化率とかはあまり検討にはならなかったのでしょうか。議事録にもそんなに載ってなかったような気がするんですけども。やはりこれもまた安曇野市の事例を出して申し訳ないんですけども、どこどこ地区は面積の何%は緑化が必要だよってというような書き方をされています。それを見ると、村内の住民も、例えば10%は緑化が残るんだねっていうように安心できると思うんですよ。そういった検討はなされなかったのでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） お答えをしたいと思います。

景観条例、景観計画の策定の経過の中ではですね、当然、緑化していかなければいけないという、緑は残していきますという議論は当然ありましたけれども、数値的なものについては、例えば、一定以上の大規模な開発に限ってくると、法律で定められたいわゆる緑化率なんかも規定もございまして、具体的な数値の基準というものに関してはですね、今のところたいこみはしていないとい

うことです。安曇野市の例を言われてますけれども、安曇野市のその景観条例の中で全て数値基準まで頭に入っているわけではないんですけども、安曇野市の景観計画、景観条例の中で緑化率までうたっているとするんですね、こういった内容でうたっているかっていうのは参考にさせていただきますなとふうには思ってますが、今現在上げている条例の中ではそこまではうたっておりませんことをご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。尾川議員、質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） そういったことを考えると、折々において住民参加がしっかりできていなかったのかなと思います。また安曇野市の例を出して恐縮ですけども、安曇野市は今回改正を行なった段階で、改正に入る前にまずは住民アンケートを行ないました。それを基に改定のプランを練っていきました。最後に、素案ができた時点でもう一度パブリックコメントをやりました。その後に、各種条例の変更等ありながら、議会に上程をするとかいうような段取りを踏んでいったと思います。住民の意見をしっかり吸収する、そういうことが仕組み的にできないんでしょうか。お伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） お答えをしたいと思います。

今ですね、アンケートのお話もございましたし、あるいは、パブリックコメントのお話もございましたけれども、今回の景観計画の策定に限らず、今、例えば、都市計画のマスタープランなんかも並行して今進めておりますけれども、一応アンケート、あるいはパブリックコメントであったり、ワークショップといったような手法も実際やってきております。ただ、それがですね全て本当に皆さんの総意で生かされているかっていうと、正直言って私も分からない部分もあります。ある意味、行政のやってるといふ言い訳になっちゃってるかもしれませんが、それでもそういったものをやはりある程度やりながら、でも、いろんな意見が出てきたものをある程度集約をしていかなければいけない部分もございますから、そういった作業というのは景観計画の策定作業の中でも間違いなくやってきております。

大事なのは、要は一つの例えば開発事例なんかをピックアップをして、じゃあ、それを阻止するためにはどういったことをするってなってきたときにはですね、より厳しい規制をしていかなければいけないと、恐らくそういった考えになってくと思うんですけども、そうすると、さらにそれ以上のですねいわゆる地域住民っていいか、当然地権者もおられるでしょうし、そこに携わられる観光事業者の方もおられるでしょうし、やはりそういった方の意見、両方の意見をしっかり集約していくことが必要なのかなということは感じております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。尾川議員、質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） そうですね、やはり規制を厳しくしたい人もいるし、ある程度緩めたい人も

中にはいると思います。だからこそ、住民がいかに参加して話し合っていくか。もちろん行政はそれを聞きながら、白馬村の未来に向かっていい案を採用していくということが重要だと思います。先ほど村長が答弁したように興味がある人ばかりが集まってしっかりした審議ができない。これも一つ、大きな弊害だと思います。これを防ぐ方法も考えないといけない。例えば、最近、日本でも普及し始めた環境議会とかっていう、環境市民議会という制度が、制度というか、やり方があります。無作為に人をピックアップして会議に呼んでくる。いわゆる裁判員裁判、裁判員制度みたいなやり方ですよね。それが男女性別であるとか、国籍であるとか、出身地であるとか、いろいろな方々をこの村内の多様性を反映するような構成で選んで、抽出して検討していくっていうこともやり始めています。特にヨーロッパのほうでは、こういうことで会議を開いて環境政策ですけども、例えば、新しい飛行場はつくらないとか、鉄道は鉄道の利用をもっと進めるとか、そういった条例をどんどん各地方でつくって行ってます。そういうことが可能なんですよね。だから、そういったある意味偏った人たちが集まって意見を出し合うじゃなくて、広く深く話し合えるような場所をつくって行っていただきたいなと思います。

そこで、続いてです。村長就任間もないんですけども、新しく上程される環境基本条例をチェックするときに、現在の施行中の環境基本条例を比較しながら、比較する資料や説明はありましたでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） ご質問は、環境基本条例ですね。前村長からの引継書という形で幾つか説明を受けているんですが、そこまで細かいものはないというのが現状だったかと思います。概要については私も伺ってはいるところです。

以上です。

議長（太田伸子君） 吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 実務の内容のところを私のほうから説明をさせていただきます。

今回の環境基本条例は、全部改正ということで、中にはもともとの環境基本条例では環境に関する部分と開発に関する部分、大きく2本の柱があって、その一つの柱が抜けるということで、関係する課が集まりまして、関係する課につきましては、総務課、住民課、農政課、上下水道課、生涯学習スポーツ課。現行の条文をどういうふうにしていくのかという、条文を一つ一つ整理をさせていただきました。提案時にも説明したとおり、現行の環境基本条例を意識しつつ、本来である環境基本法または資源循環法、水循環法、これをいかに意識するのかというところを柱にして作業を行ってきたというところがございます。作業の経過のほとんどがかなり前から進んでおりますので、村長への説明というのは引継書の中で、今回、関係条例と併せて9月の議会へ提出すると。当然のことですけれども、施行期日についてはそれぞれ関連をいたしますので、施行期日の調整を、すいません、建設課ももちろん交えてですけれども、関係各課で調整をしながらここまで来たという経

緯でございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。尾川議員の質問時間は、答弁も含め、あと7分45秒です。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） この環境基本条例は、私は非常に重要な条例だと思ってます。白馬村の環境を守るためのベースとなる基本条例だと私は理解しています。だからこそ、これは今回の9月議会に上程するっていう前に、一度住民に向けてパブリックコメントを行なって修正をしたほうがよかったんじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 今の今回の関係条例、パブリックコメントというお話でしたけども、現行の環境基本条例であれば規制等が生じますので、その場合には当然必要かと思いますが、今回提出しております議案については、提出時の説明のとおり、理念条例ということで規制等がありません。ですので、規制等、いろいろな規制等が入ってくる場合には、当然のことながら施行期間の施行日をいつにするのかという必要もございまして、規制の内容がどういうものなのかということも必要になってまいります。繰り返しになりますけれども、今回は環境に対する理念条例ということでありますので、パブリックコメントについては行なわなかったということでご理解をいただければと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。尾川議員、質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） 規制があるかないかによってパブリックコメントをするかどうかというのでも決まってくるっていうようなことでしょうか。これはやっぱり、パブリックコメントをやるとか、ワークショップをやるとかっていうのを、やはり何かのルールづけをしたほうがいいのじゃないかなと感じております。例えば、ニセコ町をはじめ、全国400を超える市町村ではまちづくり条例をつくっております。県内では、軽井沢町、木曾町、箕輪町、宮田村とかなど、13ほどの市町村が制定しております。この中で、条例制定とか計画づくりにおいて何をパブリックコメントするのか、どういった住民参加ができるのかっていうことが書かれています。こういった条例をつくる予定はないでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） それでは、私のほうからお答えさせていただきますが、いわゆる一般的にいう自治基本条例という条例になりますけれども、何回か同様の質問がされたことは過去にもありますが、必要が生じた場合には当然制定考えられるんですけども、今、現行でいうと、先行して議会基本条例というものが制定されています。これ、自治基本条例の中には、議会議員というところも明確に章立てで載ってるところもありますので、今、尾川議員の質問でいくと、パブリック

コメントを中に載せてという条例ももちろん知っておりますが、本村の場合でいくと、ホームページ上のパブリックコメントを実施する内容をどういうものにするのかというのは、条例ではありませんけれども、一応考え方としてそれはホームページに出させていたいただいているというところがあります。

議会の皆さんもそうですけども、それを真に必要とする、または、そういう機運が高まったときには、今の関係条例もまとめて制定する必要があるというところをご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。尾川議員、質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） 村長が就任されて、これから新しい4年間が始まります。そして、5つ目の公約としては、やはり住民目線で健全な行政運営をする村へ、広報・広聴活動を大切にと述べられております。しっかりと住民参加ができる仕組みづくりをつくって邁進していただきたいと思います。

これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第6番尾川耕議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから1時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時00分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第1番丸山和之議員の一般質問を許します。第1番丸山和之議員。

第1番（丸山和之君） 1番丸山和之。皆さんこんにちは。

議長（太田伸子君） 丸山議員、マスク外して。

第1番（丸山和之君） 1番丸山和之です。村長ご就任おめでとうございます。健康に留意され頑張ってください。私は少しレギュラーな形で議員になりました。いろいろと途中からのスタートですので、まだまだ勉強不足ではございますが、議員になりたてということで村民的目線と私が今ここに立っている意味なども含め本日は大きく2点、村長の公約にない部分でご質問させていただきます。

まず1つ目でございます。

地域高規格道路松本糸魚川連絡道路について、村長のお考えをお伺いいたします。白馬村の救急病院は大町病院ですが、脳や心臓などの重病重症患者の場合、松本市の相沢病院や信大病院への素早い搬送が必要だと思います。今の日本の医師不足の現状を考えると、地方病院が医師の充実、設備の充実行なうことは大変難しいと考えております。また、ドクターヘリは夜間は飛びませんし、悪天候の場合も飛びません。そのようなことを考えると、30分で松本まで行ける路線があれば、

緊急車両であればさらに早く搬送することが可能となります。そして、就職先や仕事の関係で白馬に帰ってくることに悩んでいる子供たちが松本まで30分の通勤圏内となれば帰ってきやすい環境にはなるのではないのでしょうか。

また、自然豊かな環境への移住を考えている人たちにも通勤圏内の選択肢が増えることによって、移住しやすい環境になると考えます。

以上のことを考えるに、松糸道路の建設推進は必要と考えますが、村長の現時点で松糸道路についてのお考えをお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 地域高規格道路松本糸魚川連絡道路につきまして、お答えします。

丸山和之議員のおっしゃるとおり、松本糸魚川連絡道路は二次医療圏への交通確保となる命をつなぐ道としての必要性が高く、また通勤圏の拡大、大規模災害時の緊急輸送ネットワーク、観光振興に加えて移住定住促進にも資する観点から、村の政策にも合致するものと思います。安曇野市から糸魚川市間の広域高速交通網の整備は大北地域住民の長年の悲願であり、住民の皆様からも30年近くにわたって要望されてきた経過もございます。早期の供用が望まれており、本年度安曇野北インターチェンジから約4キロメートルの区間が新規事業採択されたほか、大町市市街地区間でも詳細ルートを選定が進んでいます。

一方で大町市のルート選定に当たり、景観を損ねる等の理由から道路建設に対して否定的な考えをお持ちの住民もおり、白馬村でも以前の議会で反対のご意見を持つ議員もいらっしゃったことから、今後村内のバイパス案も含めさらなる調査検討を行なう区間とされるルートを選定するに当たっては、適切に情報発信しながら環境にも配慮し丁寧に進めていくことが重要と考えます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありますか。丸山議員。

第1番（丸山和之君） 村長は、持続可能な白馬とおっしゃってます。その持続可能な白馬ということに一番大事なのは人ではないのでしょうか。ここで生まれ育った人材が生まれ育ったこの地で生活することができる。またお年寄りの方々が安心して次の世代を見守ることができる。そのことがまず底辺にあってこそ、持続可能な白馬っていうのにつながるんだというふうに考えます。帰ってきたいのに帰ってくるのができない、せっかく帰ってきたのにまた外に出なければならぬ。新しい環境を求めている。また近い将来が心配に思う。そういった方々に何ができるか、何をするか、何が必要なのかということだと思います。移動時間が短くなるということの選択肢は、大変重要なことと考えますが、その辺は村長どうお考えですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 丸山和之議員のおっしゃるとおり、持続可能というのは人があってこそ出てくる概念ですので、人は重要であるということに関してはそのとおりだと考えております。その中

で移住定住等を考えた場合に、近隣への移動時間が短くなることというのは一つの選択肢であろうかと思しますので、この道路の重要性に関してはその観点からは必要なものであろうというふうに思います。

一方で先ほども答弁の中でお話しさせていただきましたが、長野県が行ないましたこの道路に関するご意見の上位の方の第2位のところには、やはり景観への影響を懸念するというご意見もありますので、そうした部分に関しては慎重にルート選定に当たり、住民とも会話をする機会を持ちながら選定をしまいたいというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山和之君） 選定に、環境に配慮したルートの選定のことなんですけど、時間的な余裕っていうのはあんまりないと思うんですけど、村長は今の時点でどのような環境に配慮したルートということで、どのようなルート、道ですよ、どのような道をイメージされてますか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 私の中で、今現在具体的にここだというのは実際のところございません。ただ、幾つか案が出ている中で、まず国道が一つございますので、そこからは離れた場所であるということと、景観に配慮した場合に、いわゆるアルプスがある西側のほうを通るのはあまり望ましくないということ、そういったご意見が出ている中で選択になるのかなというふうに考えているところと、あとは白馬の場合は震災を経験しているところもありますので、地盤等の調査も必要になってこようかと思えます。そのあたりを勘案しながらルート選定に当たっていく必要があると思えます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山和之君） やっぱり若い人たちには夢や希望を持ってもらいたいし、お年寄りの方々には安心していただきたい。そのためには必要な事業だと思っておりますので、早い検討をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

白馬村の芸術文化についてお聞きしたいんですが、この質問は2つに分けてお聞きしたいと思っております。

まず1つ目ですが、2019年11月に農民美術、児童自由画100周年展が上田市美術館で開催されました。これは、農民美術100周年を記念して開かれたものです。この記念展に白馬から7名の作家が参加、展示しています。農民美術の歴史も長いもので、県内各地にそのような文化が多く広がっていったようです。

このような歴史の一部になっている白馬の木彫りは村の財産だと思いますが、農民美術の歴史も

含め白馬の木彫りとしてどこかに常設展示し、お客様に見ていただくようなお考えはありますか。

議長（太田伸子君） 丸山議員、2番もお願いします。

第1番（丸山和之君） 続けて、2番目もお聞きします。

この地域があるのも、人々の暮らしがあるのも、千国街道「塩の道」があったからだと考えます。そこで生まれた生活文化や食文化はその地域の色であり財産だと思います。また、時代時代でいろいろな物語もあることでしょう。この塩の道の歴史文化を広域的な観光の素材としてもっとアピールしたほうが良いと思いますが、そのようなお考えはありますか、お聞きします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 白馬村の芸術文化について2項目のご質問をいただいておりますので、順次答弁させていただきます。

最初の白馬村の芸術文化につきましては、2019年11月から上田市サントミュージゼ美術館で開催されました農民美術100周年記念展に2020年2月に白馬村文化財審議委員等の関係者が見学してまいりました。この記念展には、白馬村出身の7人の木彫家が多数の作品を展示していましたが、改めて山本鼎氏が昭和30年代に白馬村に農民美術の木彫りを定着させた様子を知る機会となりました。その後の村内での展示につきましては、村文化祭におきまして個人の作品を中心に展示していましたが、昨年の文化祭で初めて7人の作品を一堂に集め展示することができました。特に農民美術の歴史を伝え、多くの村民が見学に訪れ大変好評を得たところです。

開催後のアンケートを見ますと、それぞれの作品に感動するとともに、白馬に根付いた木彫りの歴史を学ぶことができたといった感想が寄せられました。その様子からも常設できるスペースを確保できればと考えますが、一番の課題は芸術品が高価なものであるため盗難等の対策をするための管理体制であり、現在村が所轄する限られた公共施設の中から常設場所を選択することは非常に難しいと言わざるを得ません。ただし、今後も文化祭等で多くの皆様に目に触れていただけるような機会をつくってまいりたいと考えております。

次に塩の道の歴史文化を広域的な観光素材としての考え方についてお答えします。

塩の道と呼ばれる千国街道は、糸魚川から大町、安曇野を経て松本盆地に至る道筋であり、沿道には寺社や石仏、道祖神などの史跡が残されています。この歴史観光ルートを活用し大町市と白馬村、小谷村では毎年5月に塩の道祭りを開催しています。新型コロナウイルス感染症の影響により、ここ数年は通常開催ができていない状況ですが、コロナ禍前であれば毎年3,000人近くの参加があり、中には3市村全ての塩の道祭りに参加する方も多く、塩の道でつながる広域的なイベントとして40年以上継続開催されています。

広域的な観光素材としてアピールすることについてですが、塩の道は3市村、白馬バレーエリアをつなぐ観光ルートですので、これを生かしてグリーンシーズンのエリア周遊を促そうとする取組みが始まっています。それは白馬バレーツーリズムによる八景を生かした観光ルートの構築です。

白馬バレー八景には風水八景、塩の道八景、山水八景といった3つの様式がありますが、そのうち塩の道八景は街道周辺の優れた8地点の風景を選んだものです。昨年度この八景を選定し、今年度はフォトコンテストや撮影トリップなどの連動イベントの実施により、八景の定着と情報発信に注力しているところです。

白馬バレーツーリズムでは来年度以降、八景を巡る周遊モデルルートを構築しツアーの企画や販売運営することも計画しており、丸山議員がおっしゃる塩の道を広域的な観光素材として活用し、アピールし、来訪と消費に結びつける取組みであろうと思います。

以上になります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山和之君） まず、白馬の木彫りのほうでお伺いします。白馬は自然が豊かで景観が素晴らしいとよく言われます。白馬の魅力はそれだけではないと思います。この地で育まれた人が作り出す文化も一つの魅力であり財産であります。それこそが白馬のオリジナルであり、どこにもないもので、自然や景観と同じように白馬独自のものだと思います。そういったものをお客様に見ていただくということは観光地としては非常に必要なものだと思いますが、その点、村長はどうお考えですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 丸山議員のおっしゃるとおり、文化それから歴史もそうですし芸術、そういったものは全て白馬の貴重な財産であると思います。過日も夏の終わりコンサートに出席させていただいたんですが、ああいった芸術も一つの文化的財産として、白馬の大きな魅力になってきていると思います。

観光面で見た場合にも、現在は滞在型ということが非常に重要視されておりますので、たくさんの観光コンテンツ、魅力、資源があることが観光地としても非常に重要となってまいりますし、さらには雨天対策ということも考えた場合にも、そういった芸術的な作品等が展示されている場所があれば、非常に魅力的であると考えます。先ほども申しましたとおり、今回の木彫に関して、価格の観点から具体的にはどこで展示ということは申し上げることはできませんが、今後そうした長期滞在や雨天対策等を考える上で何か村として施設をつくるような時は、そういったことを念頭に作っていただければいいなというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山和之君） 常設する場所は大変難しいというお話しをされましたけど、もちろん貴重な作品を展示管理するっていうことは簡単なことではありません。それには、やっぱり学芸員といったような方が必要になってくるんだと思います。学芸員といった方が、その文化について勉強または研究していただくことによって必要な展示管理ができる環境が整います。そういった環境が

あることで、その文化の継承っていう環境が改めて整うんだと思います。今、白馬の木彫りっていうのは、すごく先細りしてるんだと思います。作り手がいなくなってしまうっていうような危機感も持ってるわけではございますが、そういった環境を整えることってというのが、今、白馬には一番必要ではないかと思うんですが、その点について、村長どのお考えですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 文化の継承という点に関してですが、こちら先ほど来申し上げております持続可能性という観点からは非常に重要なことであると思っておりますし、これほど貴重な文化が将来きちんと継承されていくように新たな木彫りの作り手といった方たちを育成していくことは必要であるというふうに考えます。

一方で、これは文化芸術だけにとどまらないんですが、各分野で次世代の育成、なり手不足といったところは課題になってまいりますので、優先事項としてどれを先にとというのはなかなか難しいとは思いますが、いずれにしても継承していく上で新たな作り手を育成していくということは非常に重要なことであるというふうに考えます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありますか。丸山議員。

第1番（丸山和之君） 守破離って言葉あるじゃないですか、工務店の名前じゃなくて。この言葉どおりのことが作家にも当てはまるんです。特に、最後の「離」という言葉の部分で、心血を注いで生涯をかけて作品作りに集中しているわけです。そうすると、ほかのことってというのは、とても時間を作るっていうところまでいかないし、気も回っていかないわけです。そういうところを行政が補うことができれば、先ほど言ったように、自然と文化の継承というものができるといふふうに考えています。この自然豊かで、これだけのロケーションがある白馬で芸術文化が育たないということはあり得ないことだと思いますので、ぜひこれからそのような環境についてお考えいただきたいと思います。

続いて、塩の道のことについてお伺いします。

私が20代の頃ですけど、田中欣一先生の古道を歩く会でしたか、塩の道を歩く会でしたか、名前は忘れてしまったんですけど、何回か参加させていただいたことがあります。すごく歴史ロマンのようなものを感じた記憶があります。とても人が歩くことが難しいようなところが道として使われていたり、茅葺き屋根を葺くための茅場があったり、道祖神や馬頭観音、まさにお宝探しのような感じでした。これも文化財であり、観光資源にもなるんだと思います。もちろん先ほど申しましたとおり、街道ですから白馬だけでは成り立たないわけです。先ほどあの白馬バレーのお話しされてましたけど、糸魚川から始まって、例えば松本城までとか、善光寺までとか、そういうことも考えられると思います。これからの観光を考えた時に、広い範囲で協力して作り上げるのも一つの提案だと思います。それを白馬がイニシアチブを取って、先頭に立って発信していくことっていうの

は、白馬にとってとても意味があることだと思いますが、村長はその辺はどうお考えですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 前段の田中欣一先生の塩の道を歩く会等のお話ですが、こちらはつい最近も開催されていた年がありまして、また歴史の講座についても少し前まであったんですが、ご年齢等の関係もあり、公民館のほうでは引き続き、また新たな活動というところで考えているところですので、詳細につきましてはまた担当課のほうからその点はお話しさせていただきますが、後段申されました、塩の道を広域というところで白馬村が主導をしてというところになりますけれども、この近辺ではやはり白馬は観光で生きている村としては、ほかの塩の道に限らずいろいろな観光資源でも、他にリードを取ってこれまでも活動してきた場所であるというふうに思っておりますので、塩の道に関しても積極的に、先ほど白馬バレーツーリズムのお話をさせていただきましたが、これも3市村で形成しているものでありますけれども、比較的、白馬バレーの名前が白馬が付いているように、白馬のメンバーもかなり多く入ってますし、主導に近い形でいろいろ取り決めもしているような背景もありますので、引き続きこういったところの連携を取りながら、塩の道を活用できるような方法は観光面でも非常に有意義であると思いますので、継続してまいりたいというふうに思っております。

私のほうからは以上になります。

議長（太田伸子君） 松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） 塩の道の伝承の関係のことについて、答弁させていただきます。

現在の公民館の講座の中では、その田中欣一先生、塩の道に関する各種講座をやっていただきましたけれども、その先生のそういった伝承、教えをですね継承する、そういう人たちも村内中では作っております。そのグループの講習会っていうのも定期的にやっておりまして、田中先生からのその塩の道に関するいろんな知識、ご説明を後々の代までもしっかりと引き継いでいけるようにということで、そのような講習をやりつつ、また外部からのお客様にも伝承していけるというような組み立てをしてございます。

以上であります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山和之君） その古道を歩く会でしたっけ、それは村民だけですか、それともほかの方、お客さんもやってる、なんかツアー的なものになっているんでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） そのグループ的には村内の方を中心に勉強する講座をやっております、村民以外の方もそれを学ぶことができる場というのも、また別に設けてございます。

以上でございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山和之君） そうやって、村民の方がそういう村の文化っていうのを学ぶっていうことがすごく重要だと思います。それにさらに先ほども言ったものと合わせてですね、博物館的なものがある、またそういうところでも学ぶことができる。またそれも学芸員みたいな方がいれば、さらにそういう文化は残っていくんだというふうに考えますが、先ほどの白馬の木彫り、また今の塩の道と合わせて考えるようなことについては、村長どのように思いますか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 博物館というものに対してですけれども、これは後世に文化歴史を伝えるためにも一つ必要ですし、観光地というところでも観光資源の一つとしても、先ほど世界水準のという話が出ましたけれども、やはりそういう先進的な場所には必ず設けられているものであろうかと思えます。いずれにしても、行政でということになると財政の問題が出てきますので、そちらと相談しながらという形にはなりますが、そういう施設があれば魅力的でありまた文化的財産として価値の大きいものであることは間違いございませんので、今後そういったものがもし作れるようであれば、ぜひ検討していきたいというふうには思えます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山和之君） それぞれの地域の魅力が体験できるというのは、日本的で新しい観光の形になるんじゃないかっていうふうに考えますが、その点、村長どのように感じます。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） それはまさにおっしゃるとおりだと思います。その地域ならではのものになりますので、観光資源としてもそこへ行く大きな動機になりますので、そういったものになると考えます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山和之君） 以上、大きく2点について質問させていただきました。

村長は、観光というカテゴリーにおいてはすごく長けている方だと思います。これまでの質問させていただいたものは、将来の白馬の観光につながっていくものだと思います。村民それぞれが、それぞれの未来を創造できるこれからの白馬を描いていっていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第1番丸山和之議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから、5分間休憩いたします。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 1時38分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第7番太谷修助議員の一般質問を許します。第7番太谷修助議員。

第7番（太谷修助君） 7番太谷修助でございます。丸山村長、おめでとうございます。これからいろいろ頑張っていたきたいと思います。

今、前任の丸山議員がスピーディーに終わりましたんで、お前も先輩として協力しろって今、後ろのほうから声がかかりましたので、なるべく早く終わらせたいんで、必要なことだけお聞きしましたら、スムーズに終わりますので、よろしくをお願いします。

私今回、1問だけでございますのでよろしくをお願いします。小中学校教育全般についてということで、学校教育全般についてお伺いします。

少し疑問があったり身近な問題として捉えられるような内容を含め、生徒、教師、家庭それぞれの立場をお伺いできればと思います。

夏休みも終わり、2学期も始まりました。ちまたでは、この夏休みの後9月は自殺者が多いと伺っています。白馬村ではそうした事実はないというふうに考えていますが、その原因はどのようなことが考えられるのか。我々大人にしても、サラリーマン時代は長期の休みの後などは、会社に出ていくのが億劫だったり、足が重かったりした記憶がございます。児童生徒の皆さん達にしても同じだと思います。

いろいろなプレッシャーやストレスがそうさせているんだと思いますが、優秀なお子さんは良い成績をとるためのプレッシャーがあり、宿題を終わらせていないお子さんには、それなりに胃が痛くなるような様々な要因があるというふうに思います。教職員の皆さんはそれなりに、またご家庭の保護者の皆さんにはホッとしたり、心配があったりと。

それらを踏まえて、以下の質問をいたします。

- 1、義務教育を行なう上で最も必要とされる要素は何でしょうか。
 - 2、現場の教師が現実には抱えている問題にはどのようなものがありますか。
 - 3、いじめによる不登校対策はどのような対応策がありますか。
 - 4、デジタル推進とプライバシー保護との観点でトラブルはなかったでしょうか。
 - 5、GIGAスクール構想は充分機能していますか。
 - 6、教職員の働き方改革が叫ばれて久しいが、変化は表れていますか。
 - 7、村の児童生徒の運動能力と全国基準値との差はありますか。
 - 8、学校生活全般で家庭からの一番多い要望はなんでしょうか。
- 8点ございます。よろしくをお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。平林教育長。

教育長（平林豊君） 太谷議員、ご質問の小中学校教育全般について答弁いたします。

項目ごとの答弁に入る前に、7月上旬に議会総務社会委員会と学校長との懇談会を行なっており

ます。その内容につきまして、少しお話ししたいと思います。懇談会では義務教育の諸課題として、児童生徒の学力向上、学校施設の整備、不登校、いじめ、障害児等の状況について意見交換を行いました。

生徒の学力は、標準学力検査NRTの結果、1、2年生ともに全国水準と比べてやや上回っている状況であり、児童についても昨年度の全国学校学力調査から項目別では劣る部分がありましたが、全体的に全国平均をやや上回っているとのことでした。

不登校、いじめ、障害者等の状況については、小学校から同じ傾向の生徒もいるし、小学校から不登校だった児童が中学校ではオンライン授業に参加できるようになった生徒もいるし、コロナワクチンの接種後体調を崩し、休むようになってしまった生徒もいるとのこと。不登校児童生徒とは何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために、年間30日以上欠席した者のうち病気や経済的な理由によるものを除いたものと定義されています。現在、不登校児童が1名、不登校生徒が1名、休みがちな児童生徒が数名おります。

それでは1つ目の、義務教育の行なう上で最も必要とされる要素のご質問ですが、義務教育とは学校教育法第16条に保護者は子に9年の普通教育を受けさせる義務を負うと規定されており、第17条では就学させる学校を小学校、義務教育学校、特別支援学校の小学部、中学校、特別支援学校の中学部と規定しております。したがって、義務というのは子供が学校に通わなければいけないということではなく、保護者が子供を学校に就学させなければならない義務があると法律で定められているところであります。

普通教育を行なう上での目標についても、学校教育法第21条に義務教育として行なわれる普通教育は、教育基本法第5条第2項に規定する目的を実現するため、学校内外における社会的活動を促進し、自主自律及び協働の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う。学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養う。我が国の郷土の現状と歴史について正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う。家族と家庭の役割、生活に必要な衣食住、情報、産業、その他の事項について基礎的な理解と技能を養う。読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し使用する基礎的な能力を養う。生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養う。生活に関わる自然現象について、観察及び実験を通じて科学的に理解し処理する基礎的な能力を養う。健康安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図る。生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸、その他の芸術について基礎的な理解と技能を養う。職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて、将来の進路を選択す

る能力を養う。

この10項目の目標を達成するよう行なわれるものであります。この目標を達成するために小学校の学齢期では、心身の発達に応じて義務教育として行なわれる普通教育のうち基礎的なものを、中学校の学齢期では小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて義務教育として行なわれる普通教育を施すことを目的として、教育が行なわれております。

以上のような、目的達成を目指すことが太谷議員ご質問の義務教育を行なうという内容かと思えます。その上で必要とされる要素としては、就学義務、学校設置義務、教育保障義務かと思えますが、基本的な児童生徒がいなければ学校を設置する必要はありませんのでこれらの要素について最も必要といった位置づけをすることは難しいと考えます。

2つ目の現場の教師が現実には抱えている問題についてのご質問であります。具体的に現場の教師から教育委員会に相談があることは少なく、学校長がそれぞれに対応し指導、助言を行なっております。今は各学校とも新型コロナウイルス感染症対策に頭を悩ませているところであり、これは授業方法、行事や会議の開催、登下校時や課外活動など全てのことに対応しなければならないことで、大きな負担となっております。教員は児童生徒それぞれの学習指導や生活指導、保護者との対応、担当校務など様々な業務があり、それぞれに悩むところや苦勞するところはあるかと思えます。

長野県教職員組合からは、学校現場の正確な勤務実態を明らかにし、学校の働き方改革を進めるよう要請されていますし、白馬村教職員組合からは秋に要望書の提出があります。一昨年の要望内容は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に対する負担軽減、1年単位の変形労働時間制、超過勤務状況の把握や労働安全衛生体制の整備及びブスキー業務に関わる負担軽減などであります。

3つ目のいじめによる不登校対策についてのご質問であります。現在いじめが原因で不登校になっている生徒はおりません。したがって一般論になりますが、いじめが発生した時は校内教職員で組織する対策委員会が設置され、調査や検討が行なわれます。必要に応じてクラスでの話し合いや保護者を交えての話し合いをしながら、いじめ事案の解消を組織として対応することになっております。この中で、登校しぶりや不登校となった場合には、担任など定期的に連絡を取り学校とのつながりを継続していき、徐々に学校に復帰できるような機会を作っていきます。

現在、小中学校には1人1台のタブレット端末が整備されていることから、オンラインでの授業も可能となっております。いずれにしましても、いじめ事案について組織として早期に取り組むことが重要であり、不登校児童生徒については本人の希望を尊重した上で、場合によっては教育支援センター、ICTを活用した学習支援、フリースクール等での受け入れなど様々な関係機関等を活用し、社会的自立への支援を行なうことが必要であります。

4つ目のデジタル推進とプライバシー保護との観点でトラブルはとのご質問であります。学校のタブレット端末はそれぞれIDとパスワードで管理され、閲覧できるサイトもフィルタリングソ

フトにより制限がかけられています。現在のところ、学校に整備したタブレット端末による個人情報流出などのトラブルは聞いておりません。2020年に東京の小学6年生が学校で貸し出したタブレット端末のチャット機能がいじめに使われ、児童が自殺した事件がありました。パスワードは他人には教えず、しっかり管理するという基本が徹底できていないため。SNSアカウントを乗っ取られ、なりすまし被害や個人情報流出などにつながっています。

コロナ禍で学びを止めないためにも、子供たちに適切な使い方を教え、ルールを徹底し学校と家庭で連携しながら見守っていく必要があります。中学校のルールでは、情報機器、ゲーム機、ネットを使うときは1日の使用時間は2時間以内、夜9時にはスマホ、パソコンの電源は消灯し時間を大切に使うことになっております。インターネットやスマホ、オンラインゲームなどによるトラブルは全国的にも問題になっていますので、各家庭においても時間やルールを定めて適度な使用をお願いしているところであります。

5つ目のGIGAスクール構想は十分機能しているかのご質問であります。GIGAスクール構想は1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質能力が一層確実に育成できる教育ICT環境の実現と、これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、教員、児童生徒の力を最大限に引き出すことを目的に、文部科学省が進めてきました。

太谷議員もご存じのとおり、新型コロナウイルス感染症の流行により5か年の整備計画が前倒しとなり、本村でも令和2年度に整備が終わり、今年が運用開始2年目となります。村ではICTによる学習を支援するために、GIGAスクールサポーター2名を雇用し効果的なアプリの紹介、細かな設定、持ち帰りのルールづくりを支援してまいりました。

白馬中学校では平成27年度からタブレットを全国に先駆けて使用してきたため、臨時休業の間、生徒一人一人にタブレットを貸し出し、地域、学校、行政が連携してオンライン授業環境を構築することができました。小学校においては、高学年ではタブレットの利用はだいぶ進んできていますが、低学年ではひらがな、ローマ字を学び始める年齢であるため、タイピングによるタブレット利用は難しいのが現状であります。国では教科書の電子化も進むと聞いておりますので、そういったソフト面が充実してくれば低学年のタブレット利用は進んでくるものではと考えております。

いずれにしても、ハード面は通常以上のスピードで整備されましたので、今後はソフト面を徐々に整備しながら、最先端のICTベストミックスを目指していくこととなります。

6つ目の教職員の働き方改革が叫ばれて久しいが変化はとのご質問であります。働き方改革の一環として、毎日の出退勤時間を把握し、退勤が9時を超えた職員の数や毎日報告を頂いております。以前に比べて遅くまで仕事をしている教員は減ったのではないかと思います。今までに多忙な教員の業務負担を軽減し、児童生徒に必要な指導を行なうために活用されているツール、統合型校

務支援システム、C4th（シーフォース）の導入、学校給食費の徴収、管理業務を市町村が自ら行なう給食費の公会計化、一定期間の学校閉庁日の設定、中学の2学期制などを行なってきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により学校行事の見直しや感染拡大に応じた業務、児童生徒1人に1台のタブレット端末が整備されたことによる業務などが増えております。

4月から7月までの教職員の勤務時間調査の結果によれば、一人当たりの時間外勤務平均時間は4か月の平均で、小学校が1か月42時間39分、中学校が1か月56時間43分でした。学校の業務改善として、教員の時間外勤務時間は年間を通じて1か月45時間以下、年間で最も忙しい時期であっても1か月80時間以下になることを目指しているところであります。

こうした状況を踏まえ、教職員の働き方や学校の業務をさらに見直し、限られた時間の中で健康で生き生きと働くことができ、児童生徒一人一人としっかり向き合うことができるよう、引き続き働き方改革を進めていきたいと考えております。

7つ目の村の児童生徒の運動能力と全国基準値との差についてのご質問であります。令和3年度全国体力、運動能力、運動習慣等調査による体力合計点は、元年度に比べ小中男女ともに低下しております。低下の主な要因としましては、運動時間の減少、学習以外のスクリーンタイムの増加、肥満である児童生徒の増加が挙げられます。

また、コロナの感染拡大防止に伴い学校の活動が制限されたことで、体育の授業以外での体力向上の取組みが減少したことも考えられるとのことです。本村の児童生徒につきましては、各学年ばらつきはありますが身長、体重、男女とも全国の平均値をやや上回っています。握力や反復横跳びなど運動能力もおおむね全国並みですありますが、年齢が上がるにつれて柔軟性、走力とボール投げが若干劣っております。今後は、コロナの感染状況を踏まえ、運動とスポーツをすることが好きな児童生徒の育成を目指した体育授業の工夫、改善等の取組みも必要と感じております。

8つ目の学校生活全般で家庭から一番要望はとのご質問であります。家庭からの要望は多岐にわたっており、どれが一番多いというのは難しいですが、学習に関することと行事に関することが多いように思います。なお、各学校では保護者アンケートを実施しており、白馬村ホームページで御覧になれますので、御一読いただければと思います。

以上、答弁いたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） 8項目にわたり、ありがとうございました。

今、教育長お話をされたことを現実のお話だというふうに思っております。本来なら子供の教育については、既に何十年か前にリタイアした人間なんです。一番興味のあるのはやっぱり人間の生活の中で教育だと思うんですね。それで1年半前になりますけれども、前回の選挙の時に私ではないんですが、子育てをしてない人間にいろいろ言われる筋合いはないということをおっしゃったご家庭のお母さんがいらっしゃるといことで、あえて私、今回この問題を提起させていただいた

んですが。大変、お互いにこのコロナなんかで厳しい状態になってるのは分かるんですが、そのことによって一番大切なその心の乱れを持ってしまって子供を育てるってことは、これ一番悲しいことだと私は思っていますので、もう一回そのお母さんにも原点に戻って、本当にご自分のお子さんが学校ですばらしい教育を受けて、またそれを身につけて次の社会で活用できるような人間になっていただきたいということを願っております。

それでは、順次質問させていただきます。

学校教育の中で、いわゆる義務教育がどんな要素で必要なのかってことは、教育長説明された10項目の中で十分わかりました。その中でですね、この長野県が、私ども50年前60年前に学校で教育を受けた時にも、当時の信濃教育会の中でうたわれてたのは全人教育ということで、知徳、体のこの3つの教育というものを根本にするのが大事だと。私はずっと知徳体をうったえる長野県の教育ってのは一番、当時教育県長野と言われた中ではすばらしいというふうに思って、今でも思ってますけれども、実はこれ150年前にイギリスから来たあの教育だってことが分かって、ちょっとがっかりしている部分はありますけど、日本独特ではなかったということでは。でも、やっぱり一番大切な知徳体をきちんと身につけることによって、すばらしい人格を形成して、次の社会に自分を生かしていくと、とてもあの大事なことで、教育長にもご説明いただいたのに、加えてこういうことがさらに加えられていったらすばらしいというふうに思っています。

それから、やっぱりあの7歳か15歳ですか、6歳から14歳ですか、9年間の義務教育っていうものが、ただ勉強を詰め込みにやって学校で全て教えるっていうのではなくて、社会に出てからも勉強はずっと続くんだっていうことを、これから社会に出る人間に与える教育としてやることが義務教育の根本だというふうに思っています。そういう意味では、今、教育長ご説明いただいたものは、原点になっていることは、今このテレビを御覧いただいているお父さん、お母さんにも少し感じていただけたらとても嬉しいなというふうに思っております。

2番目の質問に移ります。

現場の教師が現実抱えている問題、どんなものがあるかということで、今、教育長ご説明いただいたんですが、一つちょっとここでお聞きしたいんですが、今年の北小は夏休みは確か7月の22日から8月の18日の28日間でしたかね、日にちは。多分そのくらいだと思うんですが。その間に学校の先生たちは、丸28日間の間に何日ぐらいその体をしっかり休めて、ご家族の中で団欒をもった時間ってどのくらいあるのかちょっとお答えいただけたら、お願いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 働き方改革の一環の中で、学校閉庁日というものを設けております。その期間は学校には誰もいないということで、先生方皆さんリフレッシュをお願いしますということであります。小中、日程、ちょっと私もうろ覚えでいけませんが、期間的には10日間、学校はまるまるお休みということで、非常連絡については教育委員会のほうでお願いしますというこ

とでお休みいただいているということです。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） そうすると教育課長、10日間はもう学校の先生やられているお父さんお母さんは、ご家族でも本当にしっかり時間を持てるっていうことに解釈していいってことですよ。

議長（太田伸子君） 横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） そのとおりです。学校には来ないでゆっくり休んでくださいという期間です。

第7番（太谷修助君） 分かりました、ありがとうございます。やっぱり、一番私この先生が現場で抱えている問題の中で一番長いのは、問題になるのは多分働きすぎとか、先日のデータによりますと、全国の学校の先生の中で半分の先生が休憩時間が持てないという実態があるそうです。これは様々な、特に小学校の子供たちにはカリキュラムに従って先生達は大変な思いをして、指導もしなきゃいけない、プログラムを作らなきゃいけない、ましてや家庭の問題まで踏み込んでいかなきゃいけないという諸々の問題もあろうかと思うので、小学校の先生は私、特に大変だと思ってますけれども、そういうところで僅かでも働き方改革で時間を有効に使うとか、ご家庭の中でリラックスする時間を持つことによって、またリフレッシュして次のステップに進んでいただけたら、本当にいいことだと思ってます。引き続きこういうことの改革ができる問題がいろんなところ出てきたら、ぜひぜひ前向きに一つでも問題を減らしていけるように頑張りたいと思います。

それで3番目になりますけど、いじめによる不登校施策にはどのような対応策がありましたかという事で、ないということでお聞きしましたので、とても嬉しく思っています。多分、白馬のような風光明媚なところで育っている子どもたちの心も綺麗になってく部分はあろうかと思いますが、やっぱり邪悪な心を持つて子供も育つということも事実だと思っています。そういう中でみんなで助け合って、お互いにカバーし合ってやっていくというのが、私はいじめをなくす根本だと思んですが、いじめってある意味なくならないと思うんですね。というのは、格差社会で人間は人と比較することによって成長するっていう部分もありますので、どうしても自分が有益に立ちたいとかっていう部分から人を攻撃したり何かっていうことでやっていくと思うんですが、そういうことがなくて白馬村がすんでけば、とてもいいことだと思しますので、引き続きそのいじめ対策については、問題があったら学校の先生たちを中心に3者が集まってスピーディーに対応していただくことが大事だというふうに思っています。

それから、4番目のデジタル推進とプライバシー保護の観点でっていうことで、先ほどちょっと教育長ともちょっとお話ししたんですが、一つこういう問題がありまして、ちょっとお話しさせていただきたいと思ってるんですが。去年の6月に名古屋市の市議会の中で、去年の6月ですからも

う既に名古屋市はタブレットを配布し始めた途中で起きた問題らしいんですけども、これ名古屋市議会である議員が質問してるんですけども、いわゆるタブレットを手に入れて子供たちが取得するための、取得する部分として3種類あって、電源のスイッチのオンオフから始まって、起動してタブレットの操作を始める、それからどのウェブサイトアクセスしたかっていうこと、それからもう一つはアプリの記録、自分たちが作ったアプリの記録、この3つを手に入れる必要があるんですけど、その中で、たまたま学校というよりも市のほうで、ちゃんとしたタブレットを使うに当たってのルールをきちんと、父兄の皆さんにもきちんと教えなくてスタートしちゃって、見切り発車をしちゃったために、ちょっと問題があったんですけども、まず――

議長（太田伸子君） 太谷議員、質問のほうへ入っていただいてよろしいですか。

第7番（太谷修助君） それで、いつも私このことでお叱りを受けるので肝に銘じているんですが、すみません。

ネット社会で先ほど教育長がおっしゃったように、自分の意図とは関係ないところで加害者になってるっていう問題があると思うんですけど、こうことについてまだ白馬村の場合には、まだそのレベルまで小学生ではいってないっていうことなんでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 今、教育長答弁の中では配布したタブレットを使っただけのそういったトラブルは起きていないということでもあります。ただ、広い意味でのSNSですとか、そういったことであると、中学校レベルになると個人での携帯電話を持ったりするものですから、そういった部分での多少トラブルというのはあったんですけども、小学生はまだ携帯電話を持つていない率もありませんので、今のところはそういうところは聞いていないというところですよ。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） 小学生はまだ普及がしっかりして、ICTの授業もちょっと進みが弱いつつというようなことは、先ほど教育長からもお伺いしたんですけども、だんだんいろいろなレベルが上がって身につけてきますと、やはりこういう悪意のあるものにさらされる可能性っていうのが十分出てきますので、今後白馬のそのICTのあれが充実してきましたら、ぜひそういう前例がありますので気をつけて対応していただければというふうに思っています。よろしく願いいたします。

5番目のGIGAスクール構想は十分機能していますかっていうことで、今、ご答弁いただいたんですけども、これもなかなか、高速大容量の通信ネットワークの構築というようなことで、子供たちもICT化の中で非常に、私たちの年代から言わせるとこれ大変だなという部分はあるんですけども、子供たちはそれをうまく先生方から教えていただきながら、周りから助けていただきながらやっていくっていうことで、もうそれをしていかなかったら、この世界、これからの時代生きていけないというようなところまで、私は切迫観念を持っているような気がするんですね。この文科

省の、新たな社会のソサエティー5.0っていう項目を読んでいて、ちょっとこれはなんじゃいっていうふうに思いましたが、頭痛くなってきました。狩猟社会から農耕社会、それから工業社会、情報社会まではいいんですが、その次にある、いわゆるソサエティー5.0という、いわゆるクラウドビックデータのそういう社会っていうんですか、これからはそういう時代になって、もう我々が今までやってきた仕事なんかっていうのは、あと10年か20年経てば半分以上は機械化されたり電子化されたりしてなくなるそうで、今の小学生くらいの子供たちに将来何になりたいかって聞くと、なんかキューチューバーだとかeスポーツのプレイヤーになりたいだとか、それからゲームクリエイターになりたいとか、なんかそれで食べていけるなら別にいいかなというふうに思うんですが、そういう非常に変化が激しい社会に子供たちがさらされているのは、いいことなのかいいけないことなのか私にはちょっと分かりませんが、いずれにしても社会が間違いなくそういうふうに流動的で新しい世界につながっていくんで、それはそれで子供たちが学校で大変な思いをして身につけてるんだろうと思いますので、そこは見守っていくしかないと思うんですが。

その中で、1つお聞きします。ICTの支援員の確保をしたっていうふうに、去年2月に行なわれた白馬村の総合教育会議の議事録の中に、小学生のタブレットはもう十分に配られているかってことで、配られていると。それから諸々いきますと、それを指導するICT支援員の雇用ができていて聞いてるけど、どのくらいかっていう中でちょっと人数が少ないような気がするんですが、これちょっと1回、ご説明もう1回していただけますでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 現在2名ということですが、中学校担当が1名、それと小学校担当1名ということでもあります。小学校担当については、南小、北小を行き来しながら細かな設定ですとか授業の支援を行なっているということでもあります。中学校については、県のほうでICT学習のということで0.5の人員費が出ておまして、この0.5を白馬村が村費として見ているということで、中学専属で1名、こちらの者についてもそれぞれの授業の設定ですとか、トラブル対応、アプリの紹介、そういったことをしております。

特に小学校のICT支援につきましても、導入当初のルールづくりですとかセキュリティポリシーですとか、そういったことについても基礎を作っていたということになります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありますか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） いずれにしても、子供たちがスムーズに授業にかかれたり、あるいは分からないことがそういう方たちの力を借りて進んでいくことが大事だと思いますので引き続き、極力いろいろな県のほうとの経費の問題とかいろいろあるかと思いますが、余裕が出たら1人でも2人でも多くの方を、あるいはボランティアの方たちを活用して、授業を進めていただければいいなと思っています。

6番目の、教職員の働き方改革が叫ばれて久しいが、変化は表れていますかっていうことで、学校ではそれなりに時間を越えた人たちの統計をとったりとかってうことで、だんだん少なくなったということで大変ありがたいというふうに思ってるんですが、学校の先生方の中でも夢と希望を持ってこの学校の先生になったんですけども、あまりにも仕事が多忙あるいは複雑化したものの中で揉まれているうちに、2割の方がやっぱり転職を考えるというのが現実なんだそうです。今年新任で入った先生方の半分は10年経つといなくなっちゃらしいんですね。ということはお辞めになってらっしゃるんですね。そのお辞めにならないで頑張った人たちの先生たちの声をちょっと聞いてみますと、学校に赴任してあれしたらたまたま自分と同じ教育志向を持っての方に出会ったために助けられたとか、それから経験のある先生方から教育っていうのはこうだよ、こうやってやってかなきゃいけないよって教えてもらったことで、命が助かって今こうやってまだ教壇に立っているっていうことは証言されている先生たちもいらっしゃるんですが、この村の中でもそういうような問題はないかと思うんですが、もしあったときにはやはりちゃんと校長先生を含めて対応してもらえるっていうことですよ。

議長（太田伸子君） 横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 基本的には学校内のマネジメントということになりますので、学校長を中心に先生方の指導ですとか、いうことをしております。どうしても手に余るといふことがある場合については教育委員会も入りまして、県の中心教育事務所等からもお手伝いいただきながら、バックアップをしていくという体制になっています。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありますか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） それでですね、どうしてそんなに先生たち忙しかっていうところの部分でいったら、手が足りないっていうか学校の先生の数が少ないっていう部分もあるかと思えます。それは3つぐらい実は問題があるんですけど、やっぱり有給部品の国庫補助金の負担金が2分の1から3分の1に落ったっていうの、これがやっぱり私、大きな問題だというふうに思っています。そういうことや、ちょうど私たち団塊の世代の子供たちっていうのは第2次ベビーブームの時の子供たちですが、その子供たちを養育するために大量の先生たちが採用されたんですが、その方たちがみんな定年退職をして、一遍にぐっと教える先生たちが減ったということ。それから、その学校の多様化によって支援教室が数が増えたりとか、細かいケアをすることによって先生のほうがとられちゃって、物理的に非常に人数が減って大変な思いをしてるっていうことがあるんですが、今、白馬村の中ではそういう、いわゆる非正規の先生方の数って何人ぐらいいらっしゃるんでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 非正規というのは何を指すのかというのがちょっと定かではないんですけども、講師という立場の先生はいらっしゃいます。ただこれは長野県が採用した先生ですので、講師という立場であって非正規とは言わないのではないかなというふうに思っております。

教職員の数は、長野県教育委員会が定めている数についてはみんな来ているということですので、さらに足りない部分について村費で加配で講師を雇っているというところで、そこにその他教育支援ですとか、特別支援のほうにも回ってもらったりしているんですけども、そのところも白馬村の場合は教員免許状を持っていらっしゃる方を採用しているということで、非常に手厚くやってるかなというように思いますので、よろしくお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） そうすると、例えば小学校に配属される、例えば産休とか育休なんかで代替えていってる代替え職員の先生たちも、いわゆる非正規ではなくて正規の先生の免許を持つてる方が代わりにいらっしゃるということでしょうか。

議長（太田伸子君） 横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 講師と職員についての待遇的な差はなかったと思うんですね、教員の先生というのは。ですんで非正規というのはちょっと当たらないかなというように思います。再任用という先生もいらっしゃるんですけども、いずれにしても全て長野県採用ということで来てますので、ちょっと教職の中で非正規という言葉自体が当てはまらないのかなというように思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） そうすると、その先生方はちゃんとしたお給料をいただいてお勤めやってらっしゃるということでしょうか。

議長（太田伸子君） 横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 長野県の規定によるお給料をいただいているものと思っています。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） ありがとうございます。安心いたしました。

続いて、7番の村の児童生徒の運動能力と全国基準値との差がありますかということでお聞きしたいんですが、コロナ禍の関係で少し外で遊ぶ授業をやることなんかはちょっと少なくなって、若干体力が落ってるっていうのが全国平均らしいんですが、白馬村の場合は1、2年生はちょっと上がってるっていうような、1、2年生は元気よろしいんでしょうかね。大変いいことだと思います。それで、私としてはこの白馬の村っていうのはスポーツの村っていうイメージがすごく強いもんですから、特にウィンタースポーツで名を馳せた方たちがたくさんいらっしゃる、また社会の中で活躍されてるっていうことで、そういうイメージがあるもんですから、ちょっとコロナに限らず村の子供たちが体力落ったりしてたらまずいなということで、ちょっとお聞きした問題なんですけれども。いずれにしても、そんなに大したことはないということだというように思ってますので、安心いたしました。

それでは最後の質問になります。学校生活全般で家庭からの一番多い要望はなんですかということで、学校のこととか行事のことっていうようなことで、先ほど答弁いただいたんですが、私

なんかがちょっといろいろ調べた中ではコロナの関係でお母さんたちが働きに行きたいんだけど、子供がコロナ対応で家にいるから働きに行けないんだとか、要するに収入面の問題がかなりあるっていうことを調べて感じまして、これはなんとかしてやらなきゃいけないけど、そうかって学校や地域の人たちもいろいろ協力してる中で対応していかなきゃいけないことなんだろうなというふうには思っているものですから、今すぐこれをこうしたらいい、解決できるよっていう問題ではないと思うんですが、いずれにしても地域全体で子供を育てていくっていう観点から言えば、みんなが協力し合って村づくり、学校づくりをしていかなきゃいけないということだと思っていますので、その点もう1回、教育長、方策をちょっと教えてください。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。平林教育長。

教育長（平林豊君） 議員さんから方策と言われてもですね、保護者は多岐にわたっているんな要望を持ってますんで、その都度ですね重要なものからですね解決していきたいと思っております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） ありがとうございます。いずれにしてもみんなで、村というのは将来の財産、子供たちはかけがえのない財産ですので、みんなで育てて助けていくっていうことをみんな、ここの白馬村の人たちは心がけていただければ、すばらしい村づくりができるというように思っております。

村長、もしお答えいただけたら結構ですが、今のこの一般質問の中で教育に関して村長いろいろなお考えを持ってらっしゃると思うんですが、子供たちの教育については、何か自分の抱負なりそういったものがあつたら一言お願いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 太谷議員おっしゃるとおり、伸び伸びと育てていただきたいというのが一番ありますので、その中で先ほど来出ておりますICTといったところで、デジタル化が進んできておりますので、そこら辺の対応する中で、先ほどいじめ問題の話も出ましたけれども、ネットリテラシーといったようなところも今後は教育の中に含まれていく、含んでいかないといけない時代になるのかなというところは感じるところであります。

一方で、我々大人もそういった今社会の中で生きているところで、ちゃんと子供に見本を見せられるような使い方をしていかななくてはいけないなというのは改めて感じているところです。いずれにしても、子供たちが健康で伸び伸び、明るく元気に暮らしていける村づくりをしてまいりたいと思いますので、引き続きよろしく申し上げます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。

第7番（太谷修助君） 以上で終わります。ありがとうございます。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第7番太谷修助議員の一般質問を終結いたします。

以上で日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会2日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日9月13日は午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、明日9月13日は午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 2時26分

令和4年第3回白馬村議会定例会議事日程

令和4年9月13日（火）午前10時開議

（第3日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

令和4年第3回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 令和4年9月13日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山和之	第8番	津滝俊幸
第2番	増井春美	第9番	松本喜美人
第4番	切久保達也	第10番	加藤亮輔
第5番	加藤ソフィー	第11番	丸山勇太郎
第6番	尾川耕	第12番	太田伸子
第7番	太谷修助		

4. 欠席議員

第3番 横川恒夫

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	丸山俊郎	副 村 長	横山秋一
教 育 長	平林豊	参事兼総務課長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤孝行	会計管理者会計室長	長澤秀美
建設課長	矢口俊樹	観光課長	太田雄介
農政課長	田中洋介	上下水道課長	関口久人
税務課長	田中克俊	住民課長	太田洋一
教育課長	横川辰彦	子育て支援課長	下川浩毅
生涯学習スポーツ課長	松澤宏和	総務課長補佐兼総務係長	鈴木広章

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸茂幸

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前10時00分

1. 開議宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。

これより、令和4年第3回白馬村議会定例会第3日目の会議を開きます。

第3番横川恒夫議員が療養のため、欠席しております。

2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（太田伸子君） 日程第1 一般質問を行ないます。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は6名です。4名の方の一般質問は昨日終了しておりますので、本日は2名の方の一般質問を行ないます。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長においてこれを許可いたしますので、申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第4番切久保達也議員の一般質問を許します。第4番切久保達也議員。

第4番（切久保達也君） 4番切久保達也。

今回の一般質問で、スポーツに対する取組というような質問もさせていただくんですが、私、昨日の夜から坐骨神経痛のような痛みが発症しまして、健康は本当に大事だなというようなことを感じながら、今日の一般質問をさせていただきたいと思っております。

それでは、質問させていただきます。

ゼロカーボンビジョンについて。

白馬村は2020年2月にゼロカーボンシティ宣言を行ないました。また、県のゼロカーボンビジョンの基本計画では、2030年には6割の消滅目標を掲げています。行政をはじめ、村内事業者、村民が一丸となって、ゼロカーボン実現のために取り組んでいかなければなりません。

白馬村ゼロカーボンブックには、民生部門と運輸部門からの二酸化炭素を含む温室効果ガスの排出が記載されています。そこで、一般家庭でも効果の高い取組として、屋根置き自家消費型太陽光やEVカーへのシフトが上げられます。自動車業界では2022年をEV元年と位置づけ、今年6月から7月のEV受注が2万台に達したそうです。

そこで、次のことについて伺います。

1、村は公用車をエコカー、特に環境性能においてトップクラスのEVもしくはFCVにすべき

と思いますが、更新のお考えを伺います。

2、ヨーロッパのEV普及は自動車メーカーの努力もあるが、政府や地方自治体による充電ステーションの普及によって増えています。村として、充電インフラを増やすための施策を伺います。

3、白馬村ゼロカーボンブックにも書かれている「脱炭素に向けて効果の高い家庭での取組」の表で、大きな効果を期待できる取組として、屋根置き自家消費太陽光発電や遊休地利用の太陽光発電を推進していますが、景観の問題や雪国である白馬で太陽光は不向きとの考えもありますが、普及させていくための施策があるのか、伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） ゼロカーボンビジョンについて、切久保議員より3項目のご質問をいただいておりますので、順次答弁させていただきます。

1点目の公用車のエコカーへの更新についてですが、2020年12月に政府が策定した2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略では、2035年までに乗用車新車販売を100%電動化、2050年までにライフサイクルでのカーボンニュートラル実現が目標として設定されました。

そうした中、EVやFCV、燃料電池自動車への切替えは社会全体としてできる限り早くすべきテーマであると考えます。

白馬村の場合は、冬の雪道の問題や急坂等の問題もあるため、EVの性能の向上との時期的な兼ね合いが問題の一つとしてあり、また、費用としても高額になるため、すぐに全部切り替えるということは今の状況では厳しいと考えますが、1台ずつでも、できる限り早く進めていきたいと考えています。

なお、庁内のカーボンニュートラルの取組を加速させるため、この10月より住友三井オートサービス株式会社と連携し、公用車の最適化検証システムをモニター事業により実施することとしています。

この検証では、公用車予約と使用状況を踏まえた日報管理を基に、現状車両の稼働率分析、最適台数の検証、車両予約や日報管理の効率化の検証、車両維持管理費用の分析、そして、EV車への切り替えの効果検証を行なうことを目的としています。

こうした検証結果を踏まえつつ、今後の公用車の最適化に取り組んでまいります。

2点目の充電インフラの普及施策についてお答えします。

現在、村内に設置されている急速充電器の設置状況は4台と把握しています。このうち、24時間誰でも充電できる公共の充電器は村が設置する道の駅白馬と役場にあるそれぞれ出力25キロワットの充電器2台ですが、現在は90キロワットが主流となってきています。

このように、出力規模が小さく、また、同時に使用できる充電口数も1口のタイプで、設置後8年余りを経過するため、機器更新の必要性も生じています。

併せて、国際的なEV車両の普及に伴い、観光地として、拠点整備といった観点からも設備の更新は不可欠であると認識しており、先月行なわれましたEVラリーの際も充電ステーションが足りないというお声はいただいておりますので、村としては、公共エリアに高圧の充電スタンドを充実させること、また、各事業者や家庭が充電設備を導入するためのサポートを検討してまいりたいと考えています。

具体的な予算等配分につきましては、こちらも財政状況等を見ながら考えていく予定であります。

最後に、太陽光発電の普及施策についてですが、白馬村のゼロカーボンビジョンに示しているとおり、再エネ導入の目標達成と温室効果ガスの将来目標値達成に向けた、村民、事業者及び行政の取組の施策の一つとして、太陽光発電が位置づけられているところです。

議員ご指摘のとおり、雪国エリアにおける太陽光発電の有効性については、様々な課題と指摘がなされているところですが、急進する研究開発等、技術革新によって、雪国エリアでも対応し得る太陽光パネルの開発研究も進んでおり、こうした最新技術を生かした設備の早期確立とその導入の取組の加速を期待しております。

その一方で、太陽光発電による遊休地の利活用に当たっては、当然のことながら景観への配慮や所有者及び地域住民との合意形成に留意することは不可欠であります。これは平成24年に再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されたことを契機に、太陽光発電の普及が進み、地域によっては、景観への影響などの問題が生じたことから、太陽光発電設備等の適正な設置と自然環境との調和を図ることを目的とした単独の条例を制定する自治体も数多くあるからです。

村の基本的な土地利用の方向性にあつては、地域と調和しながら再生可能エネルギーの活用を促進するといった視点に立ち、長野県が定める基準及び村の景観条例や都市計画マスタープラン等との整合性を踏まえた運用に基づき普及に努めたいと考えます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。切久保議員、質問ありませんか。切久保議員。

第4番（切久保達也君） 今の答弁のほうで、白馬村の立地等を考慮してというような答弁をいただきました。

白馬村は山間部で非常に上りも多く、いろんな意味で、雪もありますし、いろんな意味で、まだまだEVは不向きというようなことかなというふうに思っております。ただ、雪の無い時、今のシーズンはですね、平地ではEVを走る、EVを走らせるということは可能なんではないかなというふうに思っております。

公用車をEVにという話ですけども、一つの例としてですね、尼崎市のほうで行なわれている取組があります。トヨタレンタリース社と提携しまして、公用車をレンタルで、EVカーをレンタルで導入しまして、平日には公用車として使用します。そして、使用しない休日に尼崎市民にカーシェアリングするという公用車を活用したEVカー事業ということを、この5月から行なっているそ

うです。

ちなみに、24時間使用で6,800円と手頃な値段設定で、なるべく市民にEVカーを乗っていただき、経験していただくといった取組がなされているそうでございます。

ちなみに、長野県ですけれども、令和4年度の予算でEV33台を導入するということを伺っております。

次に、白馬EVクラブの会報誌を出していますけれども、今年の第9号を読んだ方もいらっしゃるかと思います。こちらのほうに載っていることなんですけれども、白馬村の人口がですね8,424名、これはいろいろ上下するかと思いますけれども、白馬村自動車保有台数が21年度末で9,565台。そのうち軽自動車が4,118台。1名当たりですね1.12台の保有率になると。長野県がですね全国で3番目に多い比率で0.92台です。この比率を上回る自動車依存度の高い白馬村ということが分かる。そういうことが書いてあるんですけども、村内のEVはですね、この会報誌に書かれているのは16台あるということです。9,565台中16台ですので、本当にまだまだ少ない普及率ということだと思っております。

そこでお伺いしたいんですが、白馬村は9,565台の車で、そのうち軽自動車が4,118台。2017年のですね白馬村の広報紙にですねEVのことが割と細かく分かりやすく出ているページが今回調べてありました。そこにはメリットもデメリットも書かれているんですけども、デメリットの中に、やはり、1日走って、夜は8時間ぐらいかけて充電をする。また、次の日、それに乗ると。非常に計画的に乗らなければならないと、そういったようなことも書いてあるんですけども、そんな中でですね、軽自動車というのは、やはり、生活圏内を走行する自動車というイメージかと思えます。そこでですね、その軽自動車4,118台、半分弱ですけども、白馬村の1世帯に1台はあるというような計算かと思えます。

お伺いしたいんですが、軽自動車をですね生活圏内で、ある程度、慣れて、乗って慣れていただくということをですね、そういったことをフォーカスして、まず軽自動車を普及させていくような、そんな施策ができないか。お伺いしたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 電気自動車の普及というところに関してなんですが、特にこれまで軽自動車にフォーカスをしてという考えで何か検討してきたことはないかと思われるんですが、先ほど来出ておりますとおり、充電器に関しては不足しているという問題が現状多く出てまいっておりますので、充電器の拡充ということは一つ大きなテーマとして考えております。

また、軽自動車に限らず、電気自動車を普及させるために電気自動車導入への補助といったものは、これまでも考えてきておりますが、軽自動車を普及させるということに関しては、これまで私のほうでは特に、その施策に関して情報がありませんので、担当課のほうから、もし、あれば、お答えさせていただきたいと思えます。

議長（太田伸子君） 吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） EV車両の普及の関係でありますけども、これまで環境省の補助金を頂きまして、まずはEV車両の普及ということで、先ほど切久保議員もおっしゃった地元のEVクラブの方を中心に活動していただき、こちらのほうに、公用車と、いわゆるリースとして配備をしながら、お客様もしくは住民の方に使っていただくという啓発活動も何年かさせていただきました。

昨年に関しては50ccの1人乗り、いわゆる原付車両っていうんですかね、それも家庭用の買い物等で使えばどうかということで、昨年も1年間普及啓発事業としてさせていただきました。確におっしゃるとおり、軽については行動範囲も狭くてという部分もありますので、まずは総務とすれば、そのEV、車両の普及を目指したというところですけども、おっしゃるように、軽にフォーカスしたほうが住民の皆さんにとって使いやすいということであれば、改めて、そういう啓発活動に取り組んでまいりたいというふうに考えます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。切久保議員、質問はありませんか。切久保議員。

第4番（切久保達也君） すみません。ちょっと言い忘れましたが、たまたま、もうCM等で知っているとありますが、EVタイプの車両が発売されて、そのEV車両が1か月で2万台近く受注されたと、そんな話もあったもんですから、このような質問をさせていただきました。

次にですね、これもEVクラブのほうのイベントなんですが、現実にかきた問題として、白馬EVクラブの活動で、この7月23、24に行なわれたジャパンEVラリーにおいて、先ほど村長答弁にもありましたけども、充電施設が少ないという、そういった事態が起きたと。今年行なわれたEVフェスティバルには80台が参加されたと。白馬村の充電プラグの総口数が61。もう単純に計算しても足りない。そういった事態がですね今年初めて起きたということでございます。当然2日間のイベントですので、宿泊をされるんですけども、充電口数が61しかなくて、充電できない車両があったということでございます。夕食をキャンセルされて長野市のほうに充電に行ったというようなことでございます。

それでお伺いしたいのは、宿泊施設など民間で充電器を増やすに当たって、現状は200ボルト普通充電をサービスの一環として各施設が取り入れています。しかし、充電器を増やすとしますと、やはり、コスト面で合わなくなるという問題が発生いたします。伺いたいのが、対価を受ける仕組みですね。そういった仕組みが、ルールがですね白馬村として必要ではないかなというふうに考えているんですが、何か考えがあれば、お伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 充電器の設置に関する補助に関しては、これまでも総務課で行なっているところですが、具体的に設置をされたところが、そこから対価を取る取らないということに関し

て、特に、これまで議論はなかったかのように思います。

詳細について、総務課のほうからお願いしてよろしいでしょうか。

議長（太田伸子君） 吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 対価の、何をもって対価と言うのかは、非常に難しいと思いますけども、私の聞いている範囲で申し上げますと、急速充電器につきましては、設置した後に、もちろん専用のカード等、とりあえず口座情報を含めたいろんな設定をした上で利用するというのは原則というふうにお聞きをしております。村のほうも、その使用に当たって、いわゆる設置事業者のほうからの還付金と言いますか、いわゆる使った度合いに応じて、一定の金額が戻っているというふうに聞いておりますので、それは一定の対価かなというふうに思います。ただ、一般的なスタンドと同じように、いわゆる充電したものの対価を得るかどうか、その辺は総務としても議論を行なったこと自体はございませんので、どちらかという、EVラリーにしても、日本の中心でいわゆる充電を行ないながら、日本の中心のこの白馬の地に来れるということを日本EVクラブの中でも推奨するという活動から動いているというふうにお聞きしておりますので、それが空白地帯、いわゆる急速充電器の空白地帯であったり、議員のご指摘の口数が足りないということをどういうふうにするのか。これについては、また、対価とは別に考えなければいけないことだと思いますので、その辺についてはご指摘を真摯に受け止め、どういうふうにするのか、施策に反映しなければならぬというふうに考えます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。切久保議員、質問はありますか。切久保議員。

第4番（切久保達也君） 対価というのはですね、充電方式といいますか、充電の仕方が様々で、民間業者によっては、オールインパッケージで、設置から、カード等で、その充電した分をチェックするとか、そういったところまで全てできる機能のものと、金額をですね設置した側、設置してもらった側で、自分で料金設定できるというようなものもあると。それから、いわゆる家庭充電のような形で、200ボルトで、ただ、プラグでつなぐというようなものから、いろんなタイプがあるという中で困る、困るといいますか、悩むことの中に、家庭200ボルト充電で、お客様にサービスの一環として充電をさせてあげるといようなことが幾つもできた場合に、やはり、幾らサービスといえども、ちょっとコスト的に苦しいというようなことがあるということでございます。できれば、白馬村として、標準価格の設定があればいいんじゃないかと、そういった趣旨の質問でございました。

次にですね、急速充電についてなんですが、白馬村のほうで設置してます、役場にあるのと道の駅にあるやつが25キロワットということで、大変、今の主流のEVカーにするとですね、大変性能的に苦しいということでございます。大体今の主流が90から120キロワットぐらいの車になるということで、白馬村にある充電器ですと、30分で10%ぐらいの充電しかできないというよ

うなことを、私もこれはお客様のほうから言われたことなんですけども、こちらもできたらですね、なるべく新しいものに更新をしていただけたらいいのかなというふうに思っております。

次にですね、これはお願いのような質問になりますけども、白馬でもよく見かけるようになってきましたテスラ自動車ですけども、テスラでは無料で充電器設置サービスということを行なっています。ただし、50キロメートル圏内に1基というルール。それからWi-Fiと多少近くにカフェがあるとかですね、休める場所ですね、そういった条件があるそうなんですけども、これは無料で設置ということでございます。観光地白馬としてはですね、ぜひ、設置していただきたいというふうに思います。ぜひ、早急に設置するべきだと考えますけども、村長のお考えをお聞かせください。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） まず、先ほどの25キロワットがかなり今の時代にはという部分に関してなんですが、こちら、私も、先ほど先月と言ったんですが、先々月になりますか、EVラリーのほう参加させていただいて、そこでも、やはり、もう90キロワットのほうの時代だというお声をたくさんいただいていたので、そこに関しては非常に今のままですと状況に合っていないというのを感じているところです。

加えてテスラなんですけども、こちら私も会場でもそうですし、この夏に実際にお客様からかなりその声をいただきました。テスラの充電器がどこかにないか、あとは、少ないというお声をいただきましたので、今、来ているお客様方のニーズを考えると必要であろうというふうに考えております。

先ほど議員がおっしゃるように、導入するためには場所の条件が必要となってきますので、現段階で、どこに設置できるというのは、ちょっと私のほうで、すぐ、ここというのは思い浮かばないんですが、村内の中で、そうした場所ができるように検討していくことは非常に有意義だと思っておりますので、今後考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。切久保議員、質問はありますか。切久保議員。

第4番（切久保達也君） 次に、太陽光発電のほうの質問をさせていただきます。

今回のですね一般会計補正予算のほうの歳出明細にも光熱費ということで、小中学校、それからウイング21とか、給食センターですか、のほうで上がっているかと思うんですが、太陽光パネルをですね、もちろん景観に配慮した形でということになろうかと思いますが、役場や小中学校、保育園などにですね、まずは設置すると。いわゆる全部エネルギーの消費量をネットゼロにする取組。これをまず役場の庁舎等で実現していくというような試みが必要ではないかなというふうに考えているんですが、どのような見解か、お聞かせください。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） ただいま庁舎のことに關しますと、総務のほうでお答えをさせていただきますが、耐震化の工事のときに併せて検討はさせていただきました。ただ、これを、いわゆる太陽光設備を、発電設備を乗せるということになると、やはり、耐震化の工事費用にさらに大きな金額がかかるということで、費用対効果の面で諦めたという経過がございます。各施設の所管はそれぞれの課でございますけども、庁舎で言うと一旦は耐震化の改修のときにテーブルには乗ったんですが、現実的にはちょっと厳しいということで、諦めさせていただいたという経過がございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。切久保議員、質問ありませんか。切久保議員。

第4番（切久保達也君） 分かりました。ただ、保育園等ですね、まだ、建物的には新しくてですね、非常に窓がですね南のほうを向いて大きい窓が設置されています。今、窓タイプのパネルとか、光沢のないパネル、こういったものが開発されているというふうに聞いております。そういった景観に配慮した中で、割と新しい建物には導入を検討していただけたらというふうに思っております。

雪国ということで、太陽光パネルをですね導入するに当たりまして、白馬村のほうで勉強会ですね、地域と暮らしのゼロカーボン勉強会というのが開催されておまして、そこで、飯山市でソーラー生活されている方の対談会がありました。

そこではですね、やはり雪国でどうやってソーラーパネルをつけるかというお話をされたそうなんですが、太陽光の専門家、地元工務店、それから太陽光メーカーさん、こういった方がですね全員でアイデアを出しながら、試行錯誤して、ベストな方法にたどり着いたというもので、壁に70度の角度で設置するという方法で、そういう方法を取ると雪の反射の熱もですね発電するというようなことまで分かったということでございますので、こういった例も参考にしながら、雪国白馬ならではのやり方をしていけたらというふうに思っております。

それでは、次の質問をさせていただきます。

2、スポーツに対する村の取組について。

全国では、スポーツによる地方創生、特色あるまちづくりが行なわれています。白馬村ではスノースポーツが代表的でありスポーツツーリズムによって地元経済に大きく貢献しています。しかし、スノースポーツは、冬の約4か月に限定されることから、冬期以外にできるスポーツの取組が必要となります。

現在では、いろいろなスポーツが盛んに行なわれるようになり、村民の健康増進や白馬の特性が生かされた環境下でのスポーツが行なわれています。スポーツが生み出す力は無限大であり、それと同時に課題も多くなっています。

そこで、以下のことについてお伺いいたします。

- 1、第2次白馬村スポーツ推進計画におけるスポーツの現状と課題は。
- 2、計画策定の趣旨と方向性は。
- 3、国ではスポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成総合事業として、地域スポーツコミッション設置を推進していますが、村として設置の考えはないのか、伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） まず、1つ目の第2次白馬村スポーツ推進計画におけるスポーツの現状と課題についてお答えします。

スポーツ推進計画は、平成23年に国が50年ぶりにスポーツ基本法を全部改正したことを受け、白馬村においても平成27年に推進計画を策定し、村民の健康増進、体力の維持や向上を図り、スポーツを気軽に楽しむことができる環境を整備し、また、スポーツイベントの開催によるスポーツツーリズムの推進や競技力向上に向けた支援等の施策を掲げ、これまで取り組んでまいりました。

各種支援策はコロナ禍において様々な活動が影響を受けておりますが、スポーツ推進計画では5つの項目について規定しています。

まず、ライフステージに応じたスポーツという点では、特に多くの中高齢の皆さんが楽しんでいるマレットゴルフは村内最大の組織で、積極的に大会を開催し、会員同士の交流も盛んで、まさに、スポーツが生きがいつくり、健康増進に生かされている好例かと思えます。

さらには、白馬村スポーツ協会や白馬村スキークラブ等と連携し、各種スポーツ教室を開き、スポーツに触れる機会を設けており、人気の高い種目については、開催回数も増えている状況です。

一方、若年層に対しては、そのニーズが多様化しており、十分な対応を行なうことは難しく、球技をはじめとしたチームスポーツは広域的な取組が必要でありますし、行政からの呼びかけが十分届いていないのが現状であり、課題かと存じます。

一昔前に比べますと、健康維持のためのランニング、ウォーキング愛好者、スポーツジム利用者は増えていると感じており、そうした意味では、ある程度の成果も見られると評価するところです。

2点目の子供が日常的に楽しくスポーツに取り組むことができる環境づくりでは、幼児を対象とした教室が好評であり、各スポーツ団体の活発な活動や活躍が多く見られ、全国体力・運動能力テストでも高い得点を出しています。その反面、運動する子供としない子供の二極化の進展や少子化等による団体競技のチーム編成の在り方、放課後にスポーツをする機会、場所、指導者の不足等、新たな課題も出てきています。

3点目のスポーツ競技者の競技力向上のための指導者や選手の育成、支援においては、少子高齢化や取り組む競技の多様化等が進み、各スポーツ団体登録者数は目標人数には届きませんでした。しかし、これまでは全国大会出場と言えば、ウインタースポーツがメインでしたが、近年では、自転車、マウンテンバイクに水泳競技、また、陸上長距離では、都道府県駅伝の代表選手を輩出するなど、様々な種目で競技力が向上してきています。村では少しでも競技者のモチベーションアップ

につながればとの思いから、平成31年4月に白馬村競技スポーツ大会出場激励金交付要綱を制定したところであり、引き続き多種多様な競技で有力選手が輩出されるよう、関係機関、指導者と連携してまいります。

4点目の地域の特性を生かしたスポーツ推進では、白馬村の地域特性を生かした世界規模、全国規模の大会やイベントの種類が増え、多くの方が運営ボランティア等に携わり、交流の機会も生まれましたが、コロナ禍以降は中止が相次いだため、これらの交流がストップしてしまいました。また、合宿等でも多くのアスリートが白馬村を訪れているものの、村民のスポーツ活動との接点がありませんでした。

しかしながら、この夏から、コロナ対策も経済活動等を止めない形となり、スポーツイベントやスポーツ合宿も再開されてきましたので、今後は交流活動も活発化していくことを期待しております。

5点目のスポーツ施設の整備及び充実では、白馬村スポーツ協会やスポーツ少年団の登録者数やチーム数が減り、利用者数は目標には届きませんでした。子供の活動を中心に積極的な利用が目立ちます。施設の整備については、安全で有効的な施設になるよう優先順位の高いものから毎年行なっていますが、スポーツに限らない活動での利用も増えており、多目的利用が可能な部屋の充実や冷暖房設備の設置に加えて予約システムなど多くのニーズもあります。一般的に各施設の老朽化が進んでいるため、長寿命化に向けた計画的整備が必要となっています。

続いて、2つ目の質問、計画策定の趣旨と方向につきましては、本村は豊かな自然環境の恩恵を受け、昭和初期頃より登山やスキーを中心としたスポーツが盛んであり、多くの村民及び観光客に親しまれてきました。また、1998年冬季長野オリンピックではスキー競技の開催地として世界中から注目を浴び、ウインタースポーツの聖地として発展してきたことは周知の事実です。この質問の冒頭で触れたとおり、村では平成27年4月に白馬村スポーツ推進計画を策定し、村民の健康保持や増進、体力の維持や向上を図り、スポーツを気軽に楽しむことができる環境を整備し、村民一人一人が生涯にわたってスポーツに親しむことができるよう、また、スポーツイベントの開催等によるスポーツツーリズムの推進や競技力向上に向けた支援等、様々な施策に取り組んできました。

先ほども触れましたとおり、近年、村民を取り巻く環境は日々変化し、国際化の進展や、価値観、ニーズの多様化、運動する子供としない子供の二極化、少子化の進展等による運動部活動や団体競技のチームの在り方など、新たな課題も出てきています。計画の方向性につきましては、本計画を推進するためには、行政、村民、関係スポーツ団体、学校等がそれぞれの役割を認識し、お互いの立場を尊重しながら各施策を進めていくことが重要です。

また、推進計画を実効性のあるものとするため、白馬村スポーツ推進委員会等において、点検と評価を行なってまいります。

3つ目の質問、地域スポーツコミッションにつきましては、まず、地域ス

スポーツコミッションが何かということ定義する必要があるかと思いますが、スポーツと景観、環境、文化などの地域資源を掛け合わせ、戦略的に活用することで、まちづくりや地域活性化につながる取組を行なう組織であるという認識でよいかと思えます。

例えば、スポーツへの参加や観戦を目的とした旅行やスポーツと観光を組み合わせた取組であるスポーツツーリズム、域外から参加者を呼び込む地域スポーツ大会、イベントの開催、国内外の大規模なスポーツ大会の誘致、プロチームや大学などのスポーツ合宿、キャンプの誘致、住民向けの地域スポーツクラブの運営、健康増進地域交流イベントの開催などが代表的な取組でありますので、このコンテンツの内容としては、白馬村がこれまで行政や民間として取り組んできた内容に非常に合致する組織であると考えます。

地域スポーツコミッションは、地方公共団体に加えて、いわゆる体育協会、総合型等のスポーツ団体だけでなく、観光協会、商工団体、大学、観光産業、スポーツ産業等の民間企業などが一体となった組織である点が特徴で、スポーツによる地域振興という共通する目的に連携、協力して取り組む組織である点が特徴であり、長野県においても幾つかの市町村において取り組まれています。

スポーツ庁の規定によりますと、組織の要件として、地方公共団体、スポーツ団体、民間企業等が一体となり活動を行なうことと常設の組織であることの2点。

活動の要件としては、地域外交人口の拡大と年間を通じての活動を行なうことの2点が要件として上げられています。

地域スポーツコミッションに期待される役割はスポーツ大会や合宿等の誘致や運営の支援、情報発信やPR活動の実施、さらに利用者ニーズに対応するワンストップ窓口機能の充実等が上げられます。

白馬村はこれまで様々なスポーツ振興活動を行なってきたり、民間の事業者も特にツーリズムと連携したスポーツの推進を行なってきたり、今後もこの分野は白馬の大きな誘客の強みとなる分野であると考えますので、地域スポーツコミッションの設置は効果があることであると考えます。

白馬村の場合、7月から8月の夏季シーズンに県内外からの合宿が集中している状況がございますが、夏季以外の合宿の誘致について、各関係機関と検討を行なう等、スポーツを通じた地域振興を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。切久保議員、質問はありませんか。切久保議員。

第4番（切久保達也君） まず、スポーツ推進計画にあります高齢者や障がい者スポーツの推進では、他機関と連携によってスポーツに取り組めるように環境をつくるというふうにあるんですが、具体的にはどのような機関と連携して環境をつくっているのか、伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） 今、高齢者それから障がい者についての連携ということで

ございますけれども、村にはスポーツ推進委員会という組織がありまして、スポーツ推進委員の皆様からの協力で、本当に基本的な健康増進のプログラムというのを行なっております。いろいろ専門的などということではなくて、高齢者を対象にした健康増進のためのプログラム。それから、障がい者に向けてのプログラムというのは、こちらのほうでの取組はあまり事例がございません。しかしながら必要性は感じておりまして、具体的には、健康福祉課との打ち合わせというのは持ったことはあるんですけれども、今後の課題ということで考えております。

以上であります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。切久保議員、質問はありませんか。切久保議員。

第4番（切久保達也君） グッズメーカー等と連携してというようなことでございますが、高齢者や障がい者ですね、健康福祉課と連携して、何かこうしているようなことがあるのか、お聞かせ、伺えたらと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） 健康福祉課との連携ということでございますけれども、過去の事例的にはですね、連携をして高齢者それから障がい者についての事業を行なったという事例はあまり多くはございません。先ほども申し上げましたとおり、一つの課題というふうには捉えておりまして、健康福祉課のほうで行なっている高齢者それから障がい者のプログラムというのは現在がございます。ありますけれども、スポーツ課のほうでの具体的には推進委員ほか、健常者のスポーツが多いわけですが、連携を取りながらやれる部分というのは感じておりますので、現時点でも不足している、健康福祉課のほうでやっている部分で不足しているという認識はございませんけれども、連携を取れる中でやれることは様々あるかと思っておりますので、関係者との打ち合わせ、連携により、今後もまた進めていきたいという、そんな感じでございます。

以上であります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。切久保議員、質問ありませんか。切久保議員。

第4番（切久保達也君） それでは、ちょっと別の質問をさせていただきますが、指導者確保の問題というのがあるかと思えます。スキークラブでも指導者不足、それから競技人口の減少というような問題につながっているんですが、それと今中学校の部活動についても外部指導者に委託するというような流れが全国的にあるようですけども、指導者不足の解決方法として、何か計画や取組をしているのか、伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） まず、中学校の部活動等の取組ということは先日もマスコミ等で報道されておりましたけれども、現在、白馬中学校の部活についても、白馬村スポーツ協会のほうで講師の方々の方ですね協力することにより進めているものというのもございます。今後、そういった傾向がより高まっていきますので、学校での部活が減り、先生方の負担を減らし、その

中で社会体育でのコーチングというんでしょうか、コーチの部分というのは、ますます増えてくるという認識でございますので、具体的にそれに向けての対策が今進められているという状況ではありませんけれども、今後そういう方向ということを認識しつつ体制を整えていきたいということで、考えてございます。

それ以外に、例えば、スキーとかのですね、そういうコーチの不足というもの、白馬については、アルペンはじめ、様々な競技がございまして、コーチの不足ということは過去からの課題で、現在も解決はされておられません。本当にあらゆる種目の関係者が来るという中で、日々、そのコーチの確保ということで、今、検討はしていますけれども、その流れの中で、今後も検討していくということでございます。効果的な解決方法がぽんとか見つかるという形ではないというところでございます。

それ以外の、ウインタースポーツ以外のそのコーチにつきましては、本当に様々なスポーツの分野で活躍する子供たちが増えてきておりまして、白馬にはいなかったような冬以外のコーチというのも増えてはきています。実際にスポーツ協会のスポーツ教室の中でも、今までに行なわれていなかったスポーツ教室が開催されていくというような、冬以外のところについては、そういう明るい傾向も見られるということでございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。切久保議員、質問ありませんか。切久保議員。切久保議員の質問時間は答弁を含め、あと8分30秒です。

第4番（切久保達也君） 指導者問題に関してはですね、やはり各スポーツ団体のほうにですね1度確認をしていただきたいなと思います。いろんなスポーツ団体、必ず、やはり指導者の後継問題というのが出てきていますので、ぜひ、耳を傾けていただきたいというふうに思っております。

次にですね、スポーツには常に怪我などの事故のリスクもあるわけなんですけれども、リスクマネジメントとして、どのようなことに取り組んでいるのかということをお聞かせ願いたいんですが。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） リスクマネジメントについてお答えいたします。

怪我、具体的には怪我の処理ということでもありますけれども、夏のスポーツ、冬のスポーツ、各団体において、そういったスポーツ障害保険に加入されているという、そういう取扱いでございます。それ以外に、特にですね、そういった怪我等のリスクマネジメントについて、白馬独自で、こういうものに取り組んでいるという状況はございません。

以上であります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。切久保議員、質問はありませんか。切久保議員。

第4番（切久保達也君） 合宿等でですね来村されたお客様が村の施設を使用している時に救急車で運ばれたというようなことがあります。そのときにですね指導者の方が施設の場所を言うことが

できないというような、要するに、例えば北部のグラウンドで行っていた時にですね、救急車を呼んだ時に、救急車のほうから、場所はどこですかというようなことを聞かれたときに、見渡しても、何という施設なのか分からないというようなことがあったそうです。屋内施設はですね入り口に表記してあるので、分かるかと思うんですが、グラウンドに関してはですね、なかなか、その辺、分かるようなものがないというのが、私が見た限りの判断です。

あとですねAEDなんですけども、このAEDもですね村の施設にはですね1つずつあったほうがよいのではないかというふうに思っております。サッカー協会はですねルールで義務づけているわけではないんですけども、最近はチームで必ず1つAEDのほうは持って歩くというようなことをやっているようでございます。

次の質問なんですけども、白馬村のスポーツですね、雨天対策という問題が必ず出てくるのではないかというふうに思っております。やはり、いろんなスポーツ団体からもですね既に当然要望が来ているかと思えますけども、その対策として、人工芝グラウンドの要望が多いと思えます。現在のクレーグラウンドからですね人工芝へ変更する考えはないか伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） 人工芝のグラウンドへの切り替えということでございますけども、現在、村が管理するグラウンドでは人口芝のグラウンドというのはございません。民間によりますけれども、野平のところは昨シーズンすばらしいグラウンドがオープンいたしました。私もこけら落としのイベントのほうには参加させていただきましたけれども、白馬のグラウンドの場合、多目的ということで、今、土のグラウンド、サッカーをはじめ、野球、陸上、そういったもので利用が進んでいるんですけども、今後において人口芝のグラウンドということについて、設置すべきかどうかというところも検討はしてございます。ただ、財政的には、そういう費用も当然かかることですので、まだ計画の中に盛り込まれているということは全くございません。でありますけれども、そういった公共の施設での人工芝というのは県内にもございますので、今後の一つの大きな検討の課題として、今後もし取り扱ってまいりたいというふうには思っております。

以上であります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。切久保議員、質問はありますか。切久保議員。

第4番（切久保達也君） 時間もないですので、最後にスポーツコミッションのほうの質問させていただきます。

答弁でですね、白馬村は、ある意味、既にスポーツコミッションのような形で動いている、そんな村だというような答弁でございました。

私もそこはもう十分理解をしているつもりです。その中でですね、なぜ、私がスポーツコミッションということかということなんですけども、白馬村の足りないと思うところのスポーツにですね、見るスポーツが上げられると思っております。仲間のプレイしているところを見るのも見るス

ポーツですが、足りないと感じているのはチケット収入のようなですね興行スポーツイベント、これ、あまり成功はしていないというふうに感じています。

大会やイベント、スポーツ合宿などは、プレイヤーが白馬に宿泊や飲食などによる経済効果はあるんですけども、イベント自体でですね大きな収益を上げるような構造にはなっていないと。エントリーフィーとかですね、僅かなスポンサー料、こういったもので何とか運営をしていくというような形になってるのが実情かと思っております。

白馬にはですね様々なスポーツ施設を所有していますし、いろんなイベントが開催できるかと思えます。隠れた資源もですねたくさんありまして、白馬村はスポーツツーリズムのですね推進に大変適しているというふうに考えております。これらの資源をですねどのように活用するかというようなものをですね専従のスタッフを置いて、スポーツコミッションのですね形でやることがですね、今後の白馬の活性化を考える上でもですね、私は重要かなというようなことをずっと考えてまいりました。

議長（太田伸子君） 切久保議員、時間がありませんので、質問に入っていただきますか。

第4番（切久保達也君） はい。

村長のですね、今までのキャリアの中で、オリエンタルランドでエンターテインメントを学び、白馬村ではいろんなイベントでMC等をやってまいりました。そういった経験の中でですね、見るスポーツ、興行という部分で、今の白馬村をどのように感じているかということ最後に伺いたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。あと20秒です。

村長（丸山俊郎君） はい。非常にいいイベントがある中で、なかなか持続可能になってないものも多いと思いますので、そうした中で、興行的なところをきちんと成り立つようにしていくのはいい方法だと思いますので、前向きに検討していきたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 質問時間が終了しましたので、第4番切久保達也議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時07分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第5番加藤ソフィー議員の一般質問を許します。第5番加藤ソフィー議員。

第5番（加藤ソフィー君） 第5番加藤ソフィーです。まず初めに、丸山村長、就任おめでとうございませう。

（「ありがとうございます」の声あり）

第5番（加藤ソフィー君） 昨日は、村長、とってもいいことをおっしゃっていました。気候変動対策においては、優先順位をつけるというよりも、同時進行で行なうことが大事だとおっしゃっていて、私も全く同感でして、スピード感を持ってですね、いろんなことを同時進行でやっていくべきことがたくさんありますが、一緒に協力していきながら、時には厳しく指摘させていただきながら、村民にとって、そして将来世代にとって、よりいい方向へ共に歩んでいければと思っております。

では、質問へ入らせていただきます。

近年、村へ移住・定住を考えている方々の一番と言っていけるくらいの大きな壁は、住まいが見つからないということです。

周りの他市町村と比べ、空き物件の情報が少なく、賃貸家賃も上がっており、若い世代や子育て世代が気軽に移住・定住できる環境ではありません。

少子高齢化の中、村の主産業である観光を支える働く人材や未来の税収に関わる子育て世代の住みやすい環境をつくっていくことは急務です。

加えて、ゼロカーボンビジョンによると、村の家庭部門と宿泊部門からの温室効果ガス排出量は全体の3割にも及んでいるデータが出ています。ゼロカーボンに向けて建物の省エネ化が必要なのは言うまでもありませんが、これからの白馬村の住まいについて伺います。

1、村に空き家バンクがない理由は何ですか。

2、資金調達の難しい若い世代が白馬村に定住するには、条件に合った中古や賃貸物件がなかなか見つからないがために、新築を建てる選択肢しか残されておらず、それもかなわない場合には村内に定住するのを諦める傾向にありますか、そのことは承知していますか。

3、今回の選挙における後援会作成動画の子育ての分野で、住まいの確保のために空き家のマッチングや県との連携という言葉が出てきましたが、具体的にどのように進めていくお考えですか。

4、省エネは重要施策であり、優先順位が高いとのことですが、住まいの省エネ化はどのように普及促進していこうと考えていますか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） これからの住まいについて、加藤ソフィー議員より4項目のご質問をいただいておりますので、順次答弁させていただきます。

1点目の空き家バンクがない理由についてお答えします。

初めに、空き家バンク制度の概要は、移住・定住の促進を図るため、各地方自治体等が所有者の同意を得たエリアの空き家・空き地の情報をウェブサイトを活用するなどして利活用を希望する者に物件情報を紹介する取組です。

平成30年4月から、それまで自治体ごとに構築され、開示されていた情報を分かりにくい、検索しにくいなどといった課題を解決するため、全国の自治体を横断して簡単に検索できるよう、国

土交通省が主導して全国版空き家・空き地バンクが構築されました。

運用開始後4年余りが経過しましたが、現在の総参加自治体数は約780、全国自治体の約45%、登録物件数は約1万1,000件余りとなっています。

なお、令和元年10月に国が実施した自治体アンケートによると、地方自治体が空き家対策として構築、運営している空き家バンクは、全国の約7割の自治体で既に設置済みであると回答した一方で、未設置の自治体のうち、特に人口規模の小さい自治体では、予算や人員等の不足を要因として構築できない状況がうかがえるとの調査結果がまとめられました。

本村においても、これまで空き家バンクを設置してこなかった理由としては、住環境への悪影響といった観点から見ると、空き家の所有者が不明で連絡が取れず、建物が適正管理されずに周辺環境に深刻な影響を及ぼしている特定空き家といった事例や課題がほとんどなかったこと、他方、移住政策としての観点から見ると、エリアの空き家情報を調査、把握し、貸主との契約内容を精査するといった業務、あるいは宅建事業者団体やまちづくり団体及び協力事業者と連携した制度の体制づくりを構築するといったことは必須とされており、人員が不足していることに加え、運用するための経費の捻出が必要になるといった点が主な要因と捉えています。

しかしながら、将来の本村自治体運営と活気ある観光地域づくりを推進していく上で、移住・定住政策や関係人口、交流人口拡充政策を講じていくことは喫緊の課題であると認識しており、その一つの手段として、その対象者の生活拠点となる住家をマッチングする仕組みづくりを構築することは有効な施策政策となり得るものと考えます。

また、空き家活用にとどまらず、現在、村の普通財産を活用した移住施策の企画立案に向けて検討を始めておりますので、関係者間の合意形成の容易さや施策導入後の波及効果を勘案しつつ、施策を具現化させたいと考えます。

2点目の住居の選択肢がなく、定住を諦める傾向にあることを承知しているかについてお答えします。

承知しているか承知していないかの選択であれば、承知しています。村では、令和3年度に村内への移住希望者を対象にして探している住まいの形態等に対するアンケート調査を実施しています。

回答者の実数は約20人と少ないものの、その傾向として、戸建て中古物件の購入や賃貸及び賃貸物件を希望する割合が高い傾向にあるとの調査結果が示されています。

一方で、本村の住宅事情を見ると、移住希望者が求める価格帯の中古物件数や賃貸物件数の供給量が限られていること、移住時期が繁忙期と重なると、さらに競争率が高くなること、またとりわけ世帯の構成数が複数人の場合は、さらに対象物件の数も限られ、生活拠点の確保のハードルが上がってしまいます。

また、近隣自治体と比べて公示価格が高いことから、売手の考え方も総じて土地の価格上昇や支払賃金の割高傾向につながっているものと思います。

3点目の空き家のマッチングや県との連携についてお答えします。

希望する物件が見つからず、結婚や出産を機に村外に転出してしまおう方や白馬村に移住したいと思いをもちながらも、実現に至っていない方がいらっしゃることは承知しており、残念に思うとともに、行政としても対策を講じるべき重要な課題と認識しています。

村内には、通年で居住の用に供されていない、いわゆる空き家が多く存在していますが、村外に居住する家族等が年に数回帰省したり、別荘代わりに使われたりする建物や未利用でありながら売ったり貸したりすることを特に望んでおらず、荷物を置いたままにしている建物など、その在り方は多岐にわたっています。

知り合いなど信頼できる人であれば貸してもよいという物件や行政が仲介するのであれば検討するという所有者もいらっしゃると思いますので、潜在空き家の所有者への意向調査やリフォーム助成等のインセンティブも含めて、住みたい人への情報提供や支援ができればと考えております。

ただし、ほかの自治体では、先の空き家バンク等によるトラブルもあるようですので、先進的に取り組んでいる地域を参考にし、所有者、利用希望者、地域の三方よしになるような仕組みを、1点目の答弁でも申し上げました課題を解決しながら、民間事業者等と連携して取り組みたいと考えています。

また、シェアハウスという概念も、今後は選択肢の幅を広げるため、考えていく必要があるかと考えております。

また、県との連携につきましては、県営住宅の建設や県の補助制度を活用した公営住宅等の整備の可能性を探りたいと考えております。

最後に、住まいの省エネ化の普及促進についてお答えします。

家庭への省エネルギー化を進める上で重要な要素である冷暖房エネルギーを少なくするためには、機器の使い方や省エネ性能の高い機器選択と並んで、住宅そのものを省エネ住宅にすることが大きな効果につながることは、白馬村ゼロカーボンビジョンの目標達成に向けた施策項目でもうたっているところです。

この目標達成に向けて、住民、事業者及び行政が具体的に取り組む内容としては、住宅等の新築時または改築時には、省エネ住宅、環境配慮型住宅、ネットゼロエネルギーハウスといった省エネ性能の高い住宅になるよう、その啓発に取り組んでいるところです。

また、先般、村内建築業組合とは快適な省エネ住宅の普及に向けて、事業者として省エネ普及を進めやすい施策や地域にとって必要な施策などについて、村への提案と計画共有を申し入れているところです。

断熱性能が高く、暖かい省エネ住宅の効果は、単にCO₂排出削減対策のみにとどまらず、ヒートショックや高血圧症の防止及び身体活動の活性化など、住まい手の健康づくりにもつながると言われていますので、関係団体からの施策要望や既存の国、県の施策も拡充されてきており、これら

の動向を踏まえながら本村としての施策の在り方を検討してまいりたいと考えます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） この一般質問をするに当たり、9月3日から1週間、私独自のアンケート調査をオンラインで行ないました。こちらですね。153の回答があり、年代別の内訳は、20代およそ10%、30代34%、40代40%、50代以上が17%という回答の内訳でした。

その中で、白馬在住の方は6割ほど、移住希望者は3割ほどいらっしゃいました。住まい探しで困っていることで一番多かったのがやはり空き家や物件に巡り合わないということで、次に予算が合わないということでした。この住宅不足、そして家賃や土地が高額で手が届かないということは、一部の人が感じているのではなく、多くの人たちが感じていることであるということを実感したアンケートとなりました。

特に、家族で住めるアパートなどの家族が住める間取りがないですとか、そういったものが非常に少ないということもあり、子育て世代は、まずその住まいでつまずき、そして追い打ちをかけるように行政側の子育て支援移住施策というのも薄く、定住するのにほかの場所を選んでしまうということがあるようです。白馬村が移住者や若い世代に対して真剣に向き合っていないことが、今結果として現れているのではないのでしょうか。

確認なんですけども、この村の人口の将来展望というものは、人口増加を目指すということで間違いはないのでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） ただいまのご質問の人口の予想と言いますか、推計値のお話だと思います。これは、国自体が人口減少というのは歯止めがかかりませんので、白馬村も人口減少というところは見込んでおられます。

ただし、各種施策の中で、どれだけ下がる数を上方修正できるのかということ、各施策を取組ながらそれを上げるということを目指しておりますので、数値自体は下がりますが、下がる度合いをどれだけ下げられるのかということを頑張らなければならないという考えでございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） 実際にデータで見ても、令和2年、令和3年の転出というのは、転入を上回っており、人口は今月の9月1日現在、白馬村のホームページで公開されているものは8,414人でありました。

第5次総合計画では、令和7年の目標値が8,478人と記載されており、令和4年にして既に下回っているという状況です。ここから持ち返すというか、人口減少は本当に少子高齢化でしてしまふものだと思うんですけども、先ほど答弁があったように、それをどれだけ食い止めることがで

きるのかというところは、今何かしらの目標値からも下がってしまっているという現実も受け止めて、何かしらの策が考えているのか、やっているのかということをお聞きします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） おっしゃるとおり、現在、目標値を下回っている状況にあります。一方でコロナ禍というところが大きく影響していることもあろうかと思えます。

一つは、やはり支援というところが必要になってくる一方で、きちんと生活をしていくための仕事があるということも非常に重要になってくるんですが、白馬村基幹産業、観光を中心とした産業がコロナ禍によって非常に影響を受けてしまっているということも一つ大きな課題になっていると思いますので、ここを回復させることによってきちんと仕事がある、また収入があるということで、若い世代も住める場所にしていくというのも大きな施策の一つだというふうに考えておりますので、こちらに関しては、特にこの冬のインバウンド等の増加を確実にしていくために政府等への要求を今しているところですが、加えて通年型の観光地になっていくような施策も村として取っているところです。

ただし、おっしゃるように、そうした中でも、一方で観光が潤うということは、地価の高騰等にもつながっていくところがありますので、プラスで子育て世代への支援ということは、やはり必要になってこようかと思えますし、昨日もお話しさせていただいたとおり、子育て世代への支援ということは、支え合いというところの持続可能性では、非常に優先順位としては高い施策になってこようかと思えますので、今後力を入れていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） この白馬村は、コロナ禍で大幅に人口が減ってしまったということはあるんだと思えます。

その理由としては、やはり外国籍の方の人口っていうのが、コロナ前は多かったということだと思います。コロナも経済面だけでなく、人口の数の変動を見ても、外国から来ている方々に頼り切ってしまっていた部分があるかと思うんですけども、その点についてはどのように受け止められているのか、お伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 白馬村の観光というところの歴史で見ますと、長野オリンピックというところが一つ大きなタイミングにもなっているんですが、そこ前まではスキーブームということもあり、国内のスキーのお客さんを中心に非常にたくさんのお客さんが来られていたんですが、日本バブル経済の崩壊ですとか、スキー産業の衰退というところで国内の需要が減ってしまった、そんな中で海外からのお客さんに目をつけて呼び込んできたというところがありますので、特に海外のお客さんだけにフォーカスをし過ぎてきたというよりは、施策の一つとしてそちらに注視をしてきたとい

うような表現が正しいのかなというふうに思っています。

そうした中で、今回のようなコロナ禍というのを経験しまして、やはりどのようなリスクのときにもたくさんのお客さんに来ていただけるようなポートフォリオを今後描いていかなきゃいけないというところは、おっしゃるとおりだと思いますが、一方で、先ほど来、人口減少のお話が出ておりますとおり、国内の人口というのは減ってきておりますので、需要という意味で言うと、減ってきてしまっているというのは否めない部分があるんですが、その中で通年型のリゾート、滞在型のリゾートというところを目指すことによって、1泊のお客さんを国内でも2泊3泊にする、夏と冬しか来なかったお客さんに秋と春にも来てもらう、そういった施策を取っていくことは、今後非常に重要だと思っていますので、現在、白馬村が取ってきている方向性としては、その形になってきているというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） あと白馬村の合計特殊出生率なんですけども、平成25年から平成29年の数値しか分からなかったのですが、1.46ということで、これは大北圏内で一番低いということなんです。

人口増加を本気で目指したいのであれば、まず真っ先に必要なことは、若い世代の住まいの確保、そして子育て支援だと思います。

住まいの確保を考えていくときに土地探しを支援して、新築を建てることを推奨していくのか、それとも空き家の活用をこれからしていくのか、村としてどちらに重きを置いていくのかをはっきりさせておいたほうが良いとは思いますが、そのことについてはどうお考えでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） ただいまの村の方向性として、土地について考えていくのか、空き家等の物件について移住との考えで、どちらかというご質問ですけども、あくまでも現状でということでお答えをさせていただきます。

村長答弁にもございましたとおり、空き家の物件というのは、なかなか出ていないというのは、私も実際に移住相談に行き、あってもすぐ消えてしまうとかっていう話を直接伺っております。

現在、取り組んでおりますのは地価、これも民有地については公示価格やいろいろな実例等によって価格が上がっているという実態があります。これを民間の方に土地を下げるというのは、やはり売手の考えもありますので、なかなか難しいかなということを考えれば、一定の方向性とすれば、土地をどのように考えていくのかということも少し村としては、現在、フォーカスをしながら、作業を進めているというのが、先ほどの村長の答弁にもあった内容でございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） 今は土地ということで進めているということなのですが、これから村のあらゆる施策において、環境保全の視点を取り入れながら実施していかなければならないと考えます。これは、持続可能な世界に誇る山岳リゾートになるためには欠かせません。

人口の話、先ほど来ありますけども、人口減少が進んでいく中で、土地ということは、新築を増やしていくという方向性であるという認識をしたんですが、新築を増やしていくということは、同時に将来の空き家の数というものも増えてしまう可能性が高くなります。

廃屋になってしまったら壊せばいいじゃないかという考えもあるとは思いますが、それではエネルギーや資源の無駄遣いになってしまうかと思います。非常に非効率だと思います。

私は、まず既にある建物の活用、すなわち空き家の改修をしながら、活用をしていくべきだと考えます。家族で住むには大き過ぎる民宿やペンションとかは、先ほど答弁にもありましたけども、シェアハウスですとか、リフォームして数世帯が住めるように活用するなど、今既にあるものを活用することが経済的にも資源的にも無駄遣いにはならないと考えます。

空き家に対する考え方なんですけども、以前、同僚議員の質問の中の答弁であったんですが、自分の財産は自分で処理するというのが大前提だということは、もちろん理解できます。

廃屋など手入れの行き届かないものを所有者に代わって村が解体とか、活用方法を探すという観点ではなくて、住みたいのに住む場所がない、もしくは住む場所があるのに改修費や家賃など、そこに係るお金が高額で住めないという方たちの支援をするという観点で、使われていない空き家を有効活用するという考えの下、対応していくというのはいかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 先ほど土地に今軸足を置いていると申し上げましたけども、決して空き家について手を出していないというところではありませんので、そこは誤解のないようお願いしたいと思います。

やはり建物、恐らく質問の要旨でもあります空き家バンク等を活用してというのが恐らく趣旨だと思いますけども、村長の答弁にもありましたとおり、トラブルという部分も散見されてはいます。

というものも価格帯によってになりますけども、例えば空き家バンクを利用したときに登録者の登録をしていただき、マッチングについては自治体がやると、あくまでも制度の概要で申し上げますと、マッチングは自治体がやる、そして実際にこれが気に入ったということで売買に移っていくときには、直接宅建事業者または団体等と本人がやるという形になってきますが、ここで発生するのは、それぞれ買う側にとっては、不動産の媒介料であったり仲介料、こういうのが二重で発生してくるということもあたり、その空き家の建物を誰が管理するのか、その管理をお願いするのか本人がやるのか、これによってもいろいろな経費がかかってくるという部分もあります。

ですので、空き家をどのように活用していくのかという点については、一つの例として白馬が空き家の価格帯が登録はしたんだけど高いと、ただ、当然住むのに当たって改修であったり、リノ

バージョンをしたいということであると、さらに経費がかかったときに、果たして新築との対比は
どうなるのかというところは、やはり終の棲家を探す上で非常に大切なことかとは思いますが。

それがうまく合うのであれば、当然空き家施策というのも対応していくべきだと思いますし、今、
村で考えているのは、その土地について小さい土地、また不整形な土地であろうと、家を建てると
いうことで移住等をしていただけるのであれば、それも一つの選択肢ということで取り組んでおり
ますので、決して空き家自体の施策に手をつけないということではなく、今の現状の中でどれが
ニーズに合うのかというのを若干判断をさせていただいているというような状況でございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） 空き家バンクもいろいろと問題があるということもありますし、あと
はなかなか空き家バンクを設けている自治体でも、物件がゼロというような自治体も結構私も見て
いてあったんですけども、とはいえ移住者のために、子育て世代のために空き家を探していますと
いうメッセージを村からやはり出さないといけないと思います。そのためにも、空き家バンクを設
けるべきかなということは考えています。

先ほど土地の分譲のお話もありましたけども、それはどういうふうに進めていくのか、まだ話が
出た段階だとか、どういう段階であるのかをお聞きします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 現在のいわゆる土地の考え方についてですけども、まずは普通財
産、いわゆる使っていない村有地の土地、特に家が建てられそうな平地、山間地は、これ現実無理
だと思いますので、その村有地については、全部現地確認をしながら、写真等の確認作業は全て終
えております。

ここが第一段階ですけども、次はその土地について、家が建てられるのかどうなのかというところ
の判断が必要になってきます。もちろん、いろいろな技術を使えば可能などころもありますけど
も、まずは生活の一番の基本となる水道等が行っていないければ、なかなか給水区域の中でなければ
厳しいと思いますので、そこからの作業がこれから入ることになります。

ですので、作業からすると、土地の確認は終わっていますが、これからその状況を見ながら可能
性のある土地にふるいをかけて、それ以外のところは外していくというような作業になってきます。

ただ、普通財産につきましても、いわゆる村民共有の財産ということになりますので、これはた
だ単に安価でできるのかということになると、一般論で申し上げると、一般競争入札等で、高値で
売るとというのが原則です。

ただ、まちづくりや村づくりの基本となるような施策に絡めてやるのであれば、一定の要件を満
たしながら価格をどうするのかというのは必要になってまいりますので、作業からすると、現地の
確認を優先させ、そこから価格帯であったり、どういう処方で進めていくのかというのは議論が必

要になってくるというところになるかと思えます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） その土地を分譲するとかっていう話なんですけど、それは何世帯くらいの住まいが提供できるものになるのかということをお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） ただいまの質問ですけれども、大きな分譲地になるかどうかというところは、これからの作業になります。まずは現在の土地について、建てられるのか建てられないのか、面積的に広く、良い、良好な土地であって、これをいわゆる宅地分譲的にやるということになれば、例えば一つの例ですけれども、土地開発公社を利用しながら、宅地分譲計画を立てるとか、それはそこから先になります。

今考えているのは、要は全部がそろいながらスタートをするべきものなのか、建てられる土地については、そういう移住等の施策を考えながら進めていくのか、全部を一度にスタートするというのは無理だと思しますので、そこら辺の見極めの作業というのを現在進めておりますので、現時点では何戸分譲とか、そういう言葉はちょっと用いれないということは、ご理解いただきたいと思えます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） 移住定住は総務課の担当だと思うんですけれども、今その移住定住の施策に取り組んでいる職員というのは何名いらっしゃるのでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 携わっている職員ですけれども、正規職員で2名が兼任です。1名、地域おこし協力隊が専任をしておりましたが、8月末で退職をしており、新たにこの10月から1名配置をし、そこでこの引き続きの業務を担っていただくことで進めております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） 移住定住施策というのは、本当に重要なことだと思います。地域おこし協力隊の方が8月に退職されて、そこから2か月も席が空いてしまうということも、その間職務が、そのものが止まってしまうということだと思うので、もうちょっと早くに募集できなかったのかなというのは思うんですけれども、そこら辺はどうでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議員ご指摘のところは、私たちもそのとおりに思っておりまして、間が空かないように募集をかけたんですけれども、なかなか適材な方がいなかったということで、先

ほど2か月と言いましたけども、9月の一月間、10月の頭から配置しますので、一月間、確かに空白になった事実はございます。それは無いようにと、努力はしたんですが、結果的に10月になってしまったということは、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） 移住定住ということですね、知らない土地に来て、早々に土地を買って家を建てるということはあまりないことかと思えます。

まずは、アパートなどの仮住まいというものがなくなってきます。少し住んでみて、ここがいけないとなったときに、初めて家を探し始めたりするかと思うんですけども、その家賃が今高いという声も結構上がっていて、まず村として検討していただきたいのが家賃補助というところなんですけども、子育て世帯や移住して結婚や子供を将来持ちたい方たちに対する家賃補助ですね、その導入に関してはどのようにお考えでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 先ほど来お話ししておりますとおり、子育て世代の支援というのは、非常に重要な施策として私も考えております。

具体的に家賃補助ということについて、これまで検討してきたことはないのですが、そういった制度もほかの自治体等を参考にしながら、今後必要になっていく形になるようであれば、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） ぜひ検討していただきたいと思います。地域柄、若い世代がシーズンバイト、住み込みバイトで短期的に住むということが体験しやすい村であり、その中で、白馬を好きになった方たちが移住しにくい環境にあるというのは非常にもったいないことです。

そのような方々が移住に結びつくようにですね、索道事業者や宿泊業などの民間と連携して、移住定住施策を行なっていったほうがいいのではないかなと思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） ほかの事業者等と連携をしてというところですが、先ほども少し答弁の中で出ましたけれども、やはり仕事というところが非常に大きく関わってきますので、そうした中では事業者との連携ということは必要になってくるというふうに考えますので、今後そうしたところと連携を図りながら、移住定住に結びつくような施策を考えてまいりたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） 次に、省エネに関してですが、これまでこれからの住まいを考える上で、白馬村は特に暖房に使うエネルギーが膨大なことから、建物の省エネ化は非常に注目されています。

独自で私もアンケートを行なった質問事項の中に、住まいの省エネのことに関しても盛り込み、意識調査を行ないました。

住まいの省エネ化に関心はありますかというところですね、あると答えた方が88%、既に省エネ住宅であるというのが7%、ないという方が5%ということで、非常に省エネ化への関心が高いなということが分かります。省エネというのは、快適であるとか、節約になるといったイメージが強いつているのだろうなと推測できますが、この関心の高さというものは村としても認識されているのか、お伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 省エネにつきましては、昨年取りまとめた再生可能エネルギー、いわゆるゼロカーボンビジョンの中でも4つの中の1つの大きな柱として位置づけられており、非常に高い位置にあるというふうに認識しております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） 答弁の中に省エネに関して何ができるかというところで、事業者等に何か申し入れているというような答弁があったと思うんですけども、そこら辺をもう少し具体的に教えてください。

議長（太田伸子君） 吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 断熱効果等につきまして、どういう方法が考えられるのかということで、村内の建築業組合のほうに話をさせていただきました。というのも、国であり県であり、いろんな補助制度自体ができてはいるんですけども、村としてそこまで、金額的にどこまで出せるのかというのは、これは財政状況にもよると思うんですが、どういう内容が背中を押すことができるのかというところをもう少し組立てを考えていただきたいということで、6月だったと思いますけども、組合のほうに申入れをしております。それが近々話が出てくると思いますので、それをどのように考えていくのかというところを今待っているという状況です。

当然のことながら、予算編成につきましては11月頃から始まりますので、その前段までにはある程度方向性や考え方を出しながら、予算編成に臨みたいというのが担当課としての考えでございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） ぜひ予算編成に間に合うようにまとめていただきたいと思います。あ

とですね省エネ、これからの住まいという面で、太陽光パネルの自宅の屋根に設置ということは、これからの住まいを考える上で重要になってくるのではないかと思います。

そのことに関しても意識調査を試みたのですが、太陽光パネルを自宅の屋根に設置したいですかという問いに、はいと答えた方は52%、いいえと答えた方は48%と、かなり半分半分といったところですね。

東京でも太陽光パネル義務化のようなニュースがありましたけども、その住民調査みたいなものでも、かなり半分半分の意識だったというように伺っております。このいいえという回答の中で、その理由を聞きますとですね、太陽光パネルにいいイメージがない、景観を壊す、お金がかかるといった理由が多く、ほんと雪の多い白馬では難しい、雪害が心配という言葉も目立ちました。

先ほども一般質問の中で太陽光パネルの話もありましたけども、この白馬村が太陽光パネルをみんなができることですよと行って、ゼロカーボンビジョンブックにも太陽光パネルを推していると思うんですけども、このちょっと村民との認識の違いとか、イメージがちょっと悪いなというところはどのように考えていらっしゃるのかを伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 太陽光パネルの意識調査ということなんですが、今回伺われたのは、家につけるといふところの意識調査という形でよろしいですか、はい。それに対してイメージがよくないというのがどのぐらいの割合いるかというのは、我々のほうは今回初めて聞いた形になるかと思うんですが、一つは、先ほど切久保議員の答弁の中でも、一般質問の中でも出てきたんですが、雪国ですので、実際に設置したときに本当に機能するかという問題が一つあるということが導入を躊躇する要因になっているかというふうに私のほうでは捉えていたんですけども、景観というところもあるようであれば、今後、先ほど壁につけるような話が今出てきているので、新たなそういった取り組みを積極的に村としてもアンテナを高くして取り入れ、それを発信するというようなことは必要になってこようかというふうに思います。

村としましては、現在、総務課のほうで太陽光の設置の補助が出ていましたり、あと県のほうとしても太陽光パネル、プラスチック電池といったあたりで補助が出ておりますので、導入に関してはこちらとしても、ぜひ行なっていけるような推進をしている姿勢は出している形になってはいようかと思います。

ただ、その景観に対して、家そのものにつけることに対してネガティブというところに関しては、あまり把握してない部分がありますので、またそこら辺も情報収集をしてみたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） 太陽光パネルをこれから村として推進していくという上で、まずはルールをつくるべきではないかと思います。ルールがない中でこうやって推進するから、住民の不

安も大きくなると思うんですね。白馬村としてどんなような、再生可能エネルギーとしてどういう形がいいのかということは、もっと議論をしていく段階にあります。

野立ての太陽光パネルというものも、これからどんどん事業者が入ってきて増える可能性もありますし、そういった住民の不安の声というのはしっかりと受け止めて、どのように発信していくのかということも大事かと思えます。

あとはホームページの話になるんですけども、昨日の村長の答弁でも、ホームページがちょっと分かりにくいというか、もうちょっと分かりやすくしていきたいというようなお話もありました。

移住定住の欄とかあるんですけど一応、そういうのもなかなか見づらいなところも感じています。移住定住と住まい、家を建てるとか、本当に一緒だと思うんですけども、そこにまたくっついて、県の省エネの補助金であったり、太陽光パネルをつける補助金であったり、全てが連動していることですので、何か一つクリックして、そこで情報が終わってしまうといったデザインになっているので、そこはもうちょっと連携して見せていくべきところかなと思いますが、ホームページに関しては、次の予算で入れていくのか、もうすぐにでもやるのか、そこら辺はどんなように考えていますか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 今、加藤ソフィー議員がおっしゃったことは、まさに私も同じように考えている部分でして、選挙公約の中でも、広報活動といったところを積極的にという中でも、その取組が必要であろうというふうに考えています。

ちょうど今朝ほども各職員向けの掲示板で、情報発信については、積極的に、丁寧にというところをうたったプラス、私たちのほうでも、そのホームページに関しては、今後よりリンク等も含めて、分かりやすくしていかなければいけないというところを共有したところでした、ちょっとどういった形で、予算というところまでは、まだ具体的にはなっていないんですけども、既にそこに関しても取り組みたいということは伝えてありまして、積極的に取り組んでいこうと思っております。

庁内、DX化の一つにもなってこようかと思うんですけども、いろいろな仕組みがある中で、ホームページだけ先んじてぱっと切り替えて大丈夫なものかどうかということも、今の私のほうでもいろいろと調査しているところなんですけど、いずれにしても、SNS等の流動的なほうは、どんどんどんどんやっていっても全く問題ないほうだと思っていますので、まずそちらを進める中で、ホームページもなるべく早い段階で、見やすい形で、住民にとって有益な情報をタイムリーに発信できる形に整えていきたいというふうには考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありますか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） これで最後になります。

先ほど観光でもオールシーズンマウンテンリゾート、通年型リゾートを掲げているとおっしゃっておりました。もちろん、経済活動のために、観光が主産業ですので、経済を持ち直すというか、そういうことも重要かと思えます。

一方で、通年を通して暮らせる働き手の確保というのも、今、非常に難しい状況ではないかと思えます。他市町村だとか、周辺地域に住みながら白馬で働くといったケースも多いかと思うんですけども、人口は白馬で囲い込みたいわけではなくて、白馬村で住みたいと思った方がスムーズに住めるような、そういうシステムがやはり必要なかと思えます。

白馬村で働く人たちが住みたいのに住めないという状況がある中で、人口減少というのが、先ほど述べたように、加速度を増していて、これは本当に現場の職員の方たちとか、課長の方たちがよくご存じだと思います。声もすごい聞いていると思えます。なので、これは本当に喫緊の課題かなと思っております。

重ね重ねになりますが、子育て世帯への支援というのは本当に今求められています。今の白馬村はちょっと子育てがしやすい環境とは思えません。

そして、そのような声が多いということをしかりと受け止めて、課題解決に向けて施策に反映させていくべきです。厳しい財政状況なのは理解しておりますが、やれない理由を見つけていくのではなく、ぜひ子供を増やし、人口増につなげていくためにも、やれる理由をぜひ見つけていってほしいです。

先人の方たちが観光地として繁栄させてきたからこそ、日本だけでなく、世界中のたくさんの人々に愛される今の白馬があります。私たちは、後世に何が残せるのか、この地球温暖化を進めてきた大量生産、大量消費、自然や人を搾取する経済活動をこのまま許容して次の世代に何が残るのか、立場を超えて一人一人が考えなければなりません。

住まいの確保、そしてそれに続いた子育て支援は、気候変動対策とセットで、将来世代の負担軽減に向けて危機感を持って取り組み、予算の伴った対応をしていただくことを強く要望いたします。

これで一般質問を終了いたします。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第5番加藤ソフィー議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会3日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日から9月28日までの間を休会とし、その間、定例会会期日程表のとおり、各委員会、議会全員協議会を行ない、9月29日午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、明日から9月28日までの間を休会とし、そ

の間、定例会会期日程表のとおり、各委員会、議会全員協議会を行ない、9月29日午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 0時03分

令和4年第3回白馬村議会定例会議事日程

令和4年9月29日（木）午前10時開議

（第4日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

日程第 2 決算特別委員長報告並びに議案の採決

令和4年第3回白馬村議会定例会議事日程

令和4年9月29日（木）

（第4日目）

追 加 日 程

- 日程第 3 同意第 2号 白馬村教育委員会委員の任命について
- 日程第 4 白馬村選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 日程第 5 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第 7 議員派遣について

令和4年第3回白馬村議会定例会（第4日目）

1. 日 時 令和4年9月29日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山和之	第8番	津滝俊幸
第2番	増井春美	第9番	松本喜美人
第4番	切久保達也	第10番	加藤亮輔
第5番	加藤ソフィー	第11番	丸山勇太郎
第6番	尾川耕	第12番	太田伸子
第7番	太谷修助		

4. 欠席議員

第3番 横川恒夫

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	丸山俊郎	副 村 長	横山秋一
教 育 長	平林豊	参事兼総務課長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤孝行	会計管理者会計室長	長澤秀美
建設課長	矢口俊樹	観光課長	太田雄介
農政課長	田中洋介	上下水道課長	関口久人
税務課長	田中克俊	住民課長	太田洋一
教育課長	横川辰彦	子育て支援課長	下川浩毅
生涯学習スポーツ課長	松澤宏和	総務課長補佐兼総務係長	鈴木広章

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸茂幸

7. 本日の日程

- 1) 常任委員長報告並びに議案の採決
- 2) 決算特別委員長報告並びに議案の採決
- 3) 追加議案審議
同意第2号（村長提出議案）説明、採決
- 4) 白馬村選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 5) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 6) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 7) 議員派遣について

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 同意第2号 白馬村教育委員会委員の任命について

開議 午前10時10分

1. 開議宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。

これより、令和4年第3回白馬村議会定例会第4日目の会議を開きます。

横川恒夫議員が療養のため、欠席しております。

2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります資料のとおりです。

△日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（太田伸子君） 日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決を行ないます。それぞれ常任委員会に付託されました案件について、順次各委員長より、審査結果の報告を求めます。

お諮りいたします。議案第38号 令和4年度白馬村一般会計補正予算（第4号）は、分割審査をしていただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に、討論、採決を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号 令和4年度白馬村一般会計補正予算（第4号）は、常任委員長報告終了後に、討論、採決を行なうことに決定いたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第9番松本喜美人総務社会委員長。

総務社会委員長（松本喜美人君） おはようございます。それでは私のほうから、令和4年第3回白馬村議会定例会総務社会委員会の審査報告を申し上げます。

本定例会において、総務社会委員会に付託された案件は、議案6件、陳情1件です。審査の概要と結果を報告します。

議案第28号 白馬村認定こども園条例の制定について。

しろうま保育園を、教育と保育を一体的に行なう認定こども園に移行すると、両親が共働きでない家庭の児童も受入れ可能となるため、認定こども園の設置、名称、位置、類型、定員、入園の資格、申込み、制限、取消し、保育料、給食費等の条例制定。施行日を令和5年4月1日とし、白馬村保育所設置条例は廃止するものです。

質疑に入りまして、認定こども園と保育園の職員資格はどの問いに、保育所型認定こども園は、幼稚園と保育の両方の事業となる。保育士資格があれば可能。保育士と幼稚園教諭双方あること好ましいとの答弁。

職員資格以外のメリットはどの問いに、現在共働きでない両親の障がい有する児童が、私的契約児として入園し、月額3万円の負担。認定こども園になれば1号認定児、これは両親が共働きでない児童を指します。1号認定児は無料となるとの答弁であります。

1号認定児の保育時間が13時まで。2号認定児、これは3歳以上児を指します。3号認定児、

これは3歳未満児を指します、は、現状保育時間か。クラスの中で、保育時間が異なる園児構成かとの問いに、2号、3号認定児は従来どおり。1号認定児の標準時間は4時間で、白馬幼稚園とのバランスと保育の区切りを総合的に判断した。13時で1号認定児は退園、延長保育の制度もあるが、クラス内の退園時間が違う園児が出るとの答弁。

教育的な保育をするのかの問いに、保育所型はない。教育という言葉は出るが、保育は現状のとおりとの答弁がありました。

討論はなく、採決したところ、議案第28号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第32号 白馬村環境基本条例の全部改正について。

白馬村景観条例等の制定に伴い、白馬村環境基本条例を生活環境や地球環境保全を目的とする理念条例として整備するため全部改正するもの。条例内容は、条例の位置づけ、目的、基本方針、基本的施策、推進と取組。令和5年1月1日施行。

質疑に入りまして、環境基本法では、環境基本計画の策定を義務づけている。理念条例とした理由は、環境基本計画の策定を規定しなかったのか。今後計画を策定する予定はあるかの問いに、環境基本法の環境基本計画の主語は政府。政府は策定義務がある。今回規定しなかったのは、理念条例ということもあるが、国では地方6団体からの要請を受け、他の活用できる計画があれば代替できるとしている。個別計画で対応可能。例としては、ごみ処理では広域ごみ処理計画、森林では農政の森林計画、再生可能エネルギーでは昨年作成した再生可能エネルギー計画が既にある。これらを代替すれば、国のほうでは計画をわざわざつくらなくてもよいという地方6団体の要請を受け、シフトしてきている。

環境基本計画という計画でなくとも、今回の条例でいう森林部門、生涯学習の部門については既存の条例があるので、そちらで読み取ることができる。基本的には個別計画で対応できると考える。ただし、水資源については手続等の把握ができなかったため、今回の改正条例に規定し含めた。国の指導に基づき改正したとの答弁です。

基本理念をどこも条例に規定。水保全の維持をどうするのか。地球環境はゼロカーボン計画もある。個別計画を策定するより、環境基本計画一つにしたほうがいいのではないかと。しなかった理由が分からないという問いに対し、個別計画として既に計画があるので、環境基本計画というさらにまとめた計画を策定するというのは、今のマンパワーを考えても、既存の計画で充足できるという判断で説明したとの答弁。

現行条例で規定しているからよいということではないと思う。水資源関係について、改正条例に規定する事項がある。水源周辺の保全についての規定が必要ではないかと。今回の改正条例の補完または別制定を必要と考えるとの問いに、条例規定で不足する事項は、必要に応じて対応する。条例以外でも既存要綱の改正ということで調整もしている。時代の動きによっては追加する場合もある

との答弁。

条文の必要な措置を講ずるの考えとして別に規定することもあるのかの問いに、村長が別に定めるとあるので、定めることはやぶさかではないとの答弁。なお、副村長からの補足答弁として、本条例は基本的な事項を規定するもの。今の時代に即したつもり。理念中心型の条例と、政策を列挙する条例とがあるが、今回は環境に対する基本的な姿勢をうたい込んでいるとの答弁。

次に、私見として、理念条例とは基本的な考え方、村の姿勢、取組を規定するものと考え。同僚委員指摘の不足の事項は、計画、要綱で制定する考えはあるかの問いに、考えはあるとの答弁。

理念条例であることは理解。環境基本計画についても、個別計画でも代替え可能と理解。改正条例には、委任規定もある。今後も意見は出てくると思うが、改正を要する場合、迅速に対応いただけるかの問いに、村長よりの答弁であります。具体的なアクションは既存計画、ロードマップが必要ならば策定していく。本条例は理念条例として考え方を示したもの。気温上昇の抑制などの対策については、個別の条例、計画になるか迅速に行なっていく必要があるとの答弁。

討論に入りまして、反対討論。村民が理解できるか確かめてほしい。可決されてもパブコメ等を実施し、意見集約し、意見があればそれを反映した条例を次回の議会に提出してほしいので反対。賛成討論。基本的に賛成。理念条例として大まかな規定となっている。条例制定に向けた勉強会では、理念条例ということで除外してきた経過がある。議員から勉強会の意見があれば行なう。議員からの意見についても反映されるように要望する。次に、反対討論。環境基本条例と環境基本計画は一体と考える。計画がないので反対。

採決したところ、可否同数により、白馬村議会委員会条例第15条第1項の規定により、委員長が決することとし、議案第32号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第34号 白馬村保育料条例の一部を改正する条例について。

しろうま保育園を認定こども園に移行することに伴い、保育料等の改正。改正内容は、保育所を認定こども園に改正。延長保育の区分と料金及び副食費を規定。令和5年4月1日施行。

質疑に入りまして、1号認定児について、16時まで預けると1,350円、450円掛ける3時間を要するが、おやつを食べてもこの金額かの問いに、延長単価の450円にはおやつ代が含まれているとの答弁。

討論はなく、採決したところ、議案第34号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第35号 白馬村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正。

経過措置を追加し、条例施行日前に受けた恩給担保貸付申込みについて、従前のおり日本政策金融公庫・沖縄振興開発金融公庫の貸付業務をできるとするもの。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第35号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決

すべきものと決定しました。

議案第38号 令和4年度白馬村一般会計補正予算（第4号）所管事項。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億4,172万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を63億4,525万4,000円とするもの。

所管する課ごとに主な補正について報告いたします。なお、全課において4月の人事異動に伴う人件費が補正されておりますが、説明は省略させていただきます。

総務課関係です。

財産管理事業236万8,000円の増額は、光熱水費の電気料200万円の増額。企画一般事業費330万円の増額は、地域交通検討業務委託料330万円。民間事業者と連携して地域交通の現状分析と、今後の全体最適に向けた構想案の策定。財源に、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金225万円を活用。ふるさと納税事業2,421万1,000円の増額は、寄附額が当初見込1億5,000万円を上回ることが想定されるので、今回、上積み寄附額5,000万円を見込み、関係経費の増額措置。

非課税世帯等臨時給付金事業2,352万5,000円の増額は、非課税世帯に1世帯当たり10万円給付、対象世帯見込数の確定に伴い関係経費の増額措置。給付対象見込数320世帯。当初予算で100世帯分頭出し。今回220世帯分2,200万円を上積みし、補正後予算額3,200万円、給付に関わる事務費も増額。財源は、給付金及び事務費、全額国の補助金。

原油高・物価高騰現金給付事業5,342万7,000円の増額は、原油高・物価高騰による経済的負担軽減を図るため、1世帯合計所得金額300万円以下を対象に、1世帯1万5,000円を現金給付。見込対象世帯数3,450世帯、給付見込額5,175万円、関係事務費が167万7,000円。なお、非課税世帯等臨時給付金世帯は対象外。財源は、感染症対応地方創生臨時交付金5,304万3,000円充当。

質疑に入りまして、地域課題マッチング事業について、委託業務の成果品の納品時期と議会への説明はの問いに、分析と最適化案は年度末までの納品予定。地域交通検討委員会で公表し、議会にも説明したいとの答弁。3月議会で報告と理解。

観光客と住民利用を含め、運行時間帯、ルート等AI利用の運行表等も出てくるのかの問いに、今まで行政が実施した公共交通の分析と、これから要する恒常経費、地域ニーズに合わせた交通体系の提案を希望している。観光課ナイトシャトル、健康福祉課デマンド、教育課スクールバスも実績として表していく。併せて将来人口、観光客ニーズも踏まえた絵を描きたいと想定。次年度も継続が必要と考えるとの答弁。

子育て支援課関係。

児童手当等給付事業149万円の増額は、令和3年度分子育て世帯等臨時特別給付金支援事業精算による還付。しろうま保育園運営事業99万1,000円の増額は、光熱水費の電気料90万

2,000円。

教育課関係。

学校環境整備事業540万7,000円増額は、中学校の防火シャッターに被害防止装置工事539万円。財源に学校施設環境改善補助金181万3,000円充当。南小学校管理事業189万円増額は、光熱水費の電気料69万9,000円。備品購入費は、非接触型体温計と大型扇風機64万6,000円。北小学校管理事業165万7,000円増額は、光熱水費の電気料38万9,000円。備品購入費は電子黒板109万2,000円。中学校管理事業396万6,000円増額は、光熱水費の電気料303万5,000円。備品購入費は、加湿器・空気清浄機58万7,000円。

質疑は特にありませんでした。

議長（太田伸子君） 委員長、健康福祉関係――。生涯学習からお願いしたい。

総務社会委員長（松本喜美人君） 失礼しました。私、6ページを飛ばしちゃったみたいですので。子育て支援課関係のところ、改めて説明をさせていただきたいと思います。

子育て支援課関係で、しろうま保育園運営事業99万1,000円の増額は、光熱水費の電気料90万2,000円。子育て支援ルーム運営事業108万3,000円の減額は、会計年度任用職員の募集をしたが応募がなかったことによる。

質疑は特にありませんでした。

生涯学習スポーツ課関係に入ります。

スノーハープ維持管理事業90万4,000円の増額、及び白馬ジャンプ競技場維持管理事業332万9,000円の増額は、光熱水費の電気料。体育施設維持管理事業194万8,000円の増額は、南北グラウンド及びB&G体育館の光熱水費の電気料152万5,000円。B&G体育館駐車場の街灯漏電修繕費42万3,000円。ウイング21維持管理費665万9,000円増額は、光熱水費の電気料291万4,000円。南西の屋根等修繕費349万円。

質疑に入りまして、村有施設を管理している全ての課で、電気料の増額補正をしている。自治体へ国からの支援金はあるのかの問いに、情報はない。あれば交付税措置。住民向けが主体との答弁がありました。

健康福祉課関係であります。

老人福祉事業95万5,000円の減額は、敬老会中止によるもの。高齢者移動支援事業96万円の増額は、コロナワクチン接種4回目の実施に伴い、65歳以上を対象に無料タクシー券の配布。財源は、コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金60万円充当。保健福祉ふれあいセンター維持管理事業97万7,000円増額は、光熱水費の電気料。保健予防事業3,737万2,000円の増額は、コロナワクチン4回目集団接種に伴う医師等の謝礼で1,677万5,000円、接種券送付の通信運搬費131万円、オミクロン株対応のシステム改修電算委託料222万8,000円、

個別ワクチン接種の健診等委託料690万6,000円。

質疑に入りまして、8月に4回目のワクチン接種、オミクロン株に効果があるかの問いに、重症予防効果があるとの答弁であります。

それで先ほどの教育関係のところに戻らせていただきたいと思います。

教育課関係の補正予算の内容については、先ほど報告をさせていただきましたので、質疑から再度報告をさせていただきます。

教育課関係の質疑は特にありませんでした。

各課の審査が終了し、全体討論はなく、議案38号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第39号 令和4年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ458万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億1,957万1,000円とするものです。歳入の繰入金174万円減額は、財政調整基金繰入金減額。繰越金173万2,000円増額は、令和3年度繰越金の確定により。雑入の385万円増額は、国民健康保険団体連合会に支払いの療養給付費精算還付金。歳出の賦課徴収費16万5,000円増額は、未就学児に係わる電算委託料。保険給付費負担金等償還金384万2,000円増額は、県からの普通交付金で県に返還すべき不足額。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第39号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

陳情第4号 障害者グループホーム、放課後等デイサービスの早期設置についての陳情。

提出者は、白馬村神城11454番地、えがおはなさく、代表篠崎久美子です。受理年月日は、令和4年8月18日。陳情内容は、障がい者グループホームの村内設置実現に向けて、積極的な取組。放課後等デイサービスの村内設置実現に向けての推進。障がい者の実態把握に努め、村の障がい者・障がい児児童福祉計画の理念に沿った事業推進を要望する陳情です。陳情提出者より趣旨説明の申出があり、説明終了後に審査を実施。

説明者への質疑であります。

県が積極的になれない理由は何かの問いに、施設の建設に伴う補助金窓口では、県内各所からの申請がされているとの答弁。

クロスロードの関係者が建設すると聞いていたがの問いに、クロスロードではない別の事業者。補助金なしで建設しようと名乗りを上げたと担当課から聞いている。この事業者の英断をくみ取っていただきたく提出したとの答弁。

施設ができた場合の希望者は何名かの問いに、直接は5名。障がい者全員を網羅しているわけではない。将来的には6名との答弁。

3年くらい前から、行政にも要望していたと聞いている。議会にはなかったが、今回陳情された

理由はの問いに、今回、補助金なしでも建設したい事業者が出たので、このタイミングを外したくなかったとの答弁。

村もグループホームの推進を打ち出している。陳情書を採択するにあたり議会は何をなすべきなのかの問いに、議会として力添えをいただきたいとの答弁。

施設を運営する事業者を公表できるかの問いに、固有名詞は伏せるが、既に大町市でグループホームと就労支援施設を運営されているとの答弁。

審査に入りまして、行政への質疑を実施をさせていただいております。答弁者としては、松澤健康福祉課長、並びに下川子育て支援課長に答弁をいただいております。

放課後等デイサービスの確認。通所施設と認識。何名が通っているのか。施設は登録制か。保護者の送迎かの問いに、小谷村の施設は1日定員10名。白馬村の登録は数十名なので全員は無理。その施設は送迎ありとの答弁。

本村の放課後等デイサービスの利用者は40名以上。小谷と大町に通所。大町は人数制限があるため、ほとんど小谷へ。増設できないかと考えて、現在のB&G財団の事業に第三の居場所という子供の居場所づくりの事業があり、放課後等デイサービスと第三の居場所を併せた形で出来ないか財団と調整中。候補地としては給食センターの残地を考えたいという答弁。

グループホームを、めいてつの村有地が用意できると聞いた。場所と面積はの問いに、オリンピック道路を南に向かい、交差点の先の東側で、2筆で900平米程、もう1筆あり、3筆合計で1,400平米程になるとの答弁。

施設があることは好ましい。就労支援の確保も考えてもらいたい。行政は話を進めたいと考えてよいかの問いに、村にはない施設で、必要とする者もいることから前に進めたいとの答弁。

討論に入りまして、村内に必要な施設であり賛成。行政の意思確認もできた。総論的な内容であるが採択。

採決したところ、陳情第4号は、委員長を除く委員全員の賛成により採択すべきものと決定しました。以上で、総務社会委員会の審査等についての委員長報告といたします。

議長（太田伸子君） ただいまの、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第28号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第28号 白馬村認定こども園条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第32号の討論に入ります。まず、原案に反対の方の発言を許します。第6番尾川耕議員。

第6番（尾川耕君） よろしいでしょうか。反対の討論をいたします。この改正案を初めて読んだのは、今定例会の1週間ほど前です。また本議会中に明らかになってきたのが、環境審議会などの住民が出席する場で意見を求めず、行政のみでつくってきたということです。ほとんど多くの村民はこの条例を読んだことがないということです。

可決されれば公開され、初めて村民が読むこととなります。読んだ村民が納得してくれるでしょうか。なぜ議会はこの条例を可決したのか。新村長の初めての条例がこれかと問われることは、容易に想像できます。私は、当然今の条例の理念が引き継がれるものと思っていました。しかし読み比べると、新しいものは形式的な書かれ方で、心に響くような理念になっていませんでした。

今、白馬は環境対策に熱心な村であると全国的に注目が集まっています。また、ニセコのような開発の嵐の中に既に入り、環境や景観の条例を策定し、私たちの環境を守る政策を始めようとしています。その点は、非常に評価できます。そこで、この環境基本条例が白馬村の環境と、そして地球環境を守り、持続可能な社会をつくっていくベースとなる心強い条例で、格調高く品格があるものになるなど期待しておりました。

しかし、改正案は形式的な印象を受けざるをえませんでした。特に指摘したいのは、現条例にある人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識するという言葉や、白馬村の美しい自然環境及び景観が村民の共通の財産である、かつ事業者自身の経済活動の基盤であるという言葉が全くなくなっていました。

村は新村長を迎え、新しい体制になりました。また議会の半分が新しいメンバーです。今まさに議員一人一人の判断で、この条例が可決されるのか否決されるのか決まります。私たちは村民の投票によって選ばれました。また、自分の意思でこの場所に立っています。条例というものは、是々非々で判断されるべきものです。

この条例は今年中に成立すれば問題ありません。まずは否決し、新しい改正案を庁内横断的につくっていただき、パブコメをすることを望みます。議員の皆様の賛同をよろしくお願いいたします。以上です。

議長（太田伸子君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。第4番切久保達也議員。

第4番（切久保達也君） 4番切久保達也です。議案第32号 白馬村環境基本条例の全部改正について、賛成の立場で討論いたします。

この条例改正にあたり、私個人としましても気候非常事態宣言、ゼロカーボンシティ宣言をした村として、非常に大事な条例と認識しております。それとともに、ゼロカーボンビジョンの重点施策に係る部分は、ロードマップをしっかりと作成するべきとの考えは持っております。

その上で、新たな環境基本条例の位置づけは、景観条例及び開発事業の調整等に関する条例の新規制定に伴い、現行条例を意識しつつ、整理、調整を踏まえた条例の構成と理解し、また基本理念の考え方として、地球規模の環境問題に対して環境負荷の少ない社会を実現することなどを国、地方自治体、事業者及び国民の責務を明らかにする環境基本法や循環型社会形成基本法、また水環境の適正化をうたう水循環基本法を踏まえ、村民の健康と快適な生活環境の確保を目的に掲げる理念条例としての位置づけはできていると判断します。

本条例の改正にあたり、所管課は理念条例が現況のものに漏れることなく、関係各課が個別計画として審議し、8回にわたる調整、また議会との勉強会、法規審査を経ていることを踏まえ、理念基本条例として9月定例会に上程という経過をたどっていますので、他の議員におかれましても、ご賛同いただけますようよろしくお願いいたします。以上。

議長（太田伸子君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。第5番加藤ソフィー議員。

第5番（加藤ソフィー君） 第5番加藤ソフィーです。反対の立場から討論させていただきます。

この条例改正は、ゼロカーボンシティ宣言、気候非常事態宣言をした村として、宣言の後押しとなるような条例となる改正であるべきです。各宣言の記述がないこと、第4条、村の責務において、事業者や村民の取組を積極的に支援しなければならないという条文が削除されていることなどから、村としてこれから気候変動に立ち向かっていくための思いや姿勢は残念ながら感じられません。理念条例であるからこそ、村が目指す世界に誇る山岳リゾートにふさわしい環境基本条例にするべきであり、それに値するものではないと判断いたしましたことから、反対の意を表します。

議長（太田伸子君） 次に、原案に賛成の方の発言を許可します。第9番松本喜美人議員。

第9番（松本喜美人君） 9番松本喜美人です。私は議案第32号に対し、賛成の立場で討論をさせていただきます。

新たな環境基本条例の位置づけは、景観条例、開発行為の調整等に関する条例の新規制定に伴い、基本理念を地球規模の環境問題に対応し、環境負荷の少ない社会を実現することなどを目的に掲げる理念条例です。この条例の審査過程において、村長、副村長、所管課長より、時代の流れ等によって条例、要綱等の改正も調整したい旨の答弁をいただいております。私は、条例の審査において、明らかに否決の理由は、根拠法令等に抵触する場合というふうに考えます。本条例には、否決理由がないので賛成です。以上です。

議長（太田伸子君） 他に、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第32号 白馬村環境基本条例の全部改正については、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

（少数挙手）

議長（太田伸子君） 挙手少数です。よって議案第32号は、否決されました。

議案第34号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第34号 白馬村保育料条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第35号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第35号 白馬村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第35号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第39号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は、起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第39号 令和4年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、議案第39号は、委員長報告のとおり可決されました。

陳情第4号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。陳情に対する委員長報告は、採択です。陳情第4号 障害者グループホーム、放課後等デイサービスの早期設置についての陳情の件は、委員長報告のとおり採択することに、賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、陳情第4号は、委員長報告のとおり、採択することに決定いたしました。

ただいまから、5分間休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時54分

議長(太田伸子君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第8番津滝俊幸産業経済委員長。

産業経済委員長(津滝俊幸君) 第8番津滝俊幸です。それでは、令和4年第3回白馬村議会定例会産業経済委員会の審査報告をいたします。本定例会において、産業経済委員会に付託された案件は7件です。付託された議案についての審査の概要と結果を報告します。

議案第29号 白馬村景観条例の制定について。この条例は景観法の規定に基づき、景観計画の策定、行為の規制、その他良好な景観の育成に関する施策の基本的事項を定めた条例を制定するものです。

条例の内容は、村、村民等及び事業者の責務、景観計画及びその策定手続、景観法の施行において規定すべき届出行為、事前協議、勧告手続等、景観育成に資する自主活動の認定手続等、景観審議会についてです。

質疑、意見に入り、条例第2条第7項の大規模行為とは何を指すか、また規則を定めるとあるがその規則はあるか。答弁として、高さ23メートル超え、太陽光発電施設500平米以上、土地の開墾や土石の採取など1ヘクタール以上かつ法面が3メートル以上の開発で、村長が認めるもの5点を景観の観点から規定。規則は作成され、法規審査委員会で審査されています。

条例第10条、景観育成重点地区について、村ではどこを想定しているか。答弁として、幹線道路の沿道を考えている、他に住民協定を指定し強化していくことも可能、ただし住民の合意形成が必要。

条例第7条、手続については都計審と景観審の2審議会の意見を聴く、9条では景観審のみからの意見を聴く、この違いはどこにあるか。答弁として、7条の手続は変更での意見を聴く、9条は計画提言の判断、案の可否の判断として聴いていく。

各条項において、法何条とあるが法が分かりにくい、さらに14条では法の定める行為が項建てされているが、13条では法の行為が項建てされていないので分かりにくい。答弁として、法は景観法のこと、他の法律を引用していくことからこのようになった、今後検討していく。

景観行政団体へ移行していくために必要な条例だが、県との調整は済んでいるか、答弁として、県へは事前調整し提出済み。

討論に入り、賛成討論の1つ目として、複数年かけて検討された条例、分かりにくい部分もある

が反対するものではない。賛成討論の2つ目として、これからの景観は重要な課題、村民や事業者等、情報共有や責務の履行が必要。

採決したところ、議案第29号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第30号 白馬村開発行為の調整等に関する条例の制定について。この条例は国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的として、開発行為の基本となる事項、その他必要な事項を定めた条例を制定するものです。

条例の内容は、白馬村環境基本条例において運用されてきた開発基準等を踏襲しつつ、将来を見据えた新たな視点の基準を加え、開発調整等に必要な事項を定めます。村、村民等、事業者の責務、条例の適用範囲及び除外範囲、事前協議及び協定の締結、開発行為の計画について遵守すべき内容、開発審議会についてです。

質疑、意見に入り、審議会の委員の選定について、専門的知見が必要になってくる、人選はどのようにしていくか。答弁として、人選は新たにしていく、専門的知見として必要なものは、土木関係。意見として、偏った人選にならぬよう配慮願いたい。条建ての構成について、重要な事項から規定していくべきと考えるのが質疑に、答弁として、現行の環境条例から考え方を引用してきている、運用していく中で必要な場合は改正していく。この条例こそ最も重要である、しっかり施行していくために、専門的知識を持った職員を雇用していくべきだが、その考えは。答弁として、開発において、村長の責任が重くなっている、専門的知識は必要だと思っている、雇用を検討していきたい。これは、村長より答弁がありました。

意見として、景観と開発は違う、景観は建物の高さ、色、距離、それ以外が開発、開発指導要綱は重要なので、分かりやすく説明出来るように策定願いたい。

討論に入り、賛成討論として、この条例は景観条例とセットであるので認めなければならないので賛成。修正については必ず履行していただきたい。

採決したところ、議案第30号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

次に、議案第31号 白馬村地区計画等の案の作成手続きに関する条例の制定について。この条例は都市計画法の規定に基づき、地区計画等の案の作成に関する手続等を定める条例です。

条例の内容は、地区計画等の原案の提示方法、説明会の開催、地区計画等に関する意見の提出方法、申出の方法、申出に対する判断等、申出を踏まえた都市計画審議会への付議についてです。

質疑、意見に入り、計画案について、付議しない場合や受け付けない事もあるか。答弁として、付議はしていく、地区計画は規制強化で、緩和はしない考え。条例第5条第2項について、地権者が少数で規定する面積以上の場合、申出は可能か。こちらは可能です。

採決したところ、議案第31号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定い

たしました。

議案第33号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について。白馬村景観条例制定により、新たに白馬村景観審議会が設置されることに伴い、委員報酬を規定する条例改正です。

内容は、委員報酬、日額6,100円、半日3,800円です。

質疑、意見はありませんでした。

採決したところ、議案第33号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

次に、議案第38号 令和4年度白馬村一般会計補正予算（第4号）所管事項です。

まず、建設課から。歳入の村営住宅の貸付収入20万5,000円減は、公的扶助適用による家賃収入の減によるもの。質疑、意見はありませんでした。

次に、農政課関係。農業総務費150万8,000円減額は、人事異動によるもの、農業振興費115万4,000円増額は、産地パワーアップ事業補助金を活用しミニトマトのパイプハウス整備、また神城多目的施設の修繕費が主なもの。林業振興費20万3,000円減額は、有害鳥獣被害対策事業の減額は実績に基づき減額し、森林経営管理制度推進事業は、森林整備基金積立金を減額し、どんぐり地区のナラ枯れ対策へ充てるもの。地籍調査事業費36万3,000円増額は人事異動によるものです。

質疑、意見に入り、住宅地内のナラ枯れは何本伐採するのか。見積りベースで2本、住宅地内なので単価が高くなっていると答弁がありました。岩岳地区のナラ枯れは至急対策を講じたほうが良い、今後どのような対策をしていくのか。県との対策会議を行なう予定、地形的には伐倒薫蒸処理が難しく、また、搬出も出来ない、費用の補助も含めて検討していく予定。

次に、観光課関係。観光総務費490万5,000円の減額は人事異動によるもの。観光施設整備事業費414万3,000円の増額は、頂上宿舎、八方池山荘の修繕費に損害保険料を充て287万1,000円増額。八方池山荘建替計画基本設計業務委託料に国立公園内の土地の利用範囲の測量に54万円が主なもの。観光宣伝振興費1,053万1,000円増額は、県が行なうオーストラリアでのプロモーションへ、村長がトップセールスに参加する旅費に60万円、ナイトシャトルバス運行委託料に990万8,000円が主なもの。ナイトシャトルバスの運行に当たっては、予約アプリを製作し利用してもらい、AIによる運行を制御していくシステムを試験的に導入するものです。アプリは地方創生交付金のグランピング事業のソフト事業の715万円を活用し新たに開発したものを使用していく。乗車料は無料とする。商工振興費1,873万3,000円増額は、商工会補助対象外人件費負担に75万円。新型コロナウイルス感染症対策事業プレミアム商品券事業補助金に1,798万3,000円が主なもの。これまで実施した商品券の2次販売に伴い、7月1日から8月31日までに出生者または転入者について優先配布を行ない残余を販売していくもの。

応募期間は10月の1日から10月14日までで、応募多数の場合は抽選により販売配布していく。

質疑、意見に入り、ナイトシャトルバス運行について、実証運行としているがルートやバス停など現状との違いは。答弁として、まだ詳細は決定していない、運行ルートは基軸路線を決定し、17時から22時までの間運行する、村内のタクシー会社3社のジャンボタクシーを利用していく。AIにより最適ルートと車両、利用時間を選択し利用者に通知していく仕組み。リスク管理など詳細が決定次第説明していく。

八方池山荘の追加設計委託料はどこか。今まで委託していた業者と同じ、倉橋建築計画事務所へ追加発注。測量実施は降雪前までに行なう。環境省では現在の土地利用範囲が明確でないため、環境省からは村の測量結果を尊重すると聞いている。

討論はなく、採決したところ、議案第38号の委員会所管事項は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

次に、議案第40号 令和4年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）です。収益的支出総額を519万6,000円増額し、2億7,190万8,000円に改め、主な内容は人事異動に伴う人件費の減額、電気料金高騰に伴う動力費増額や緊急工事及び資材費高騰による工事費の増額によるものです。また、予算第4条本文括弧書き中「不足する額9,932万3,000円」を「不足する額1億883万円」に改め、資本的支出額に950万7,000円増額し、1億5,768万3,000円に補正するものです。主な内容は人事異動に伴う人件費の減額や緊急工事及び資材費高騰による工事費の増額です。

質疑、意見に入り、新電力会社から中電へ変更契約はしていくか。村全体で一括契約しているため、変更となるなら上下水道も同様であると答弁がありました。

討論はなく、採決したところ、議案第40号令和4年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

次に、議案第41号 令和4年度白馬村下水道事業会計補正予算（第1号）、収益的収入に540万円増額し、総額を4億8,390万6,000円に、収益的支出に531万8,000円増額し、総額を4億8,382万4,000円に改めるものです。主な内容は、収入において一般会計からの繰入金の贈額、これは資本的収入との組替え。支出においては電気料金高騰に伴う動力費の増額、凍結等による漏水減免対象の増加による増額です。

また、予算第4条本文括弧書き中「不足する額1億1,344万3,000円」を「不足する額1億2,109万5,000円」に改め、資本的収入540万円を減額し、総額を3億5,684万5,000円に、資本的支出225万2,000円を増額し、総額を4億7,794万円に補正するものです。主な内容は、収入においては一般会計からの繰入金の減額です。支出では人事異動に伴う人件費の贈額です。

質疑、意見に入り、電力会社の見直し時期はいつかの質疑に、時期の相談は受けていない、確認

し報告しますという答弁でした。

討論はなく、採決したところ、議案第41号 令和4年度白馬村下水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

以上、産業経済委員会の報告といたします。

議長（太田伸子君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第29号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第29号 白馬村景観条例の制定については、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（多数挙手）

議長（太田伸子君） 挙手多数です。よって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第30号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第30号 白馬村開発行為の調整等に関する条例の制定については、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（多数挙手）

議長（太田伸子君） 挙手多数です。よって、議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第31号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第31号 白馬村地区計画等の案の作成手続きに関する条例の制定については、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第33号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第33号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第40号の討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は、起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第40号 令和4年度白馬村水道事業会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第40号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第41号の討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は、起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第41号 令和4年度白馬村下水道事業会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第41号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、常任委員会において分割審査をしていただきました、議案第38号の討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は、起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第38号 令和4年度白馬村一般会計補正予算(第4号)は、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第38号は、委員長報告のとおり可決されました。

△日程第2 決算特別委員長報告並びに議案の採決

議長(太田伸子君) 日程第2 決算特別委員長報告並びに議案の採決を行ないます。

決算特別委員長より報告を求めます。第11番丸山勇太郎決算特別委員長。

決算特別委員長(丸山勇太郎君) 令和4年第3回白馬村議会定例会決算特別委員会の審査報告をいたします。

本定例会において、決算特別委員会は、9月13日から16日まで、及び9月20日の5日間にわたり、認定第1号から認定第6号までの決算認定案件6件と、決算に付随する議案第36号及び議案第37号を審査しました。

各会計の主要な施策の成果説明書を中心に、決算書、監査委員の決算審査意見書及び提出された説明資料に基づき、事業の成果と効果を主眼に審査を行ないました。

以下、審査の概要と結果を報告します。

議案第36号 令和3年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。水道事業会計の決算に係わる議案で、未処分利益剰余金7,405万1,642円のうち、7,000万円を建設改良積立金として積み立てるものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第36号は委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第37号 令和3年度白馬村下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。下水道事業会計の決算に係わる議案で、未処分利益剰余金4,710万8,528円のうち、4,000万円を建設改良積立金として積み立てるものです。

質疑では、一般会計から多額の繰り出しを受けているが、返金はせず積立てるとのことかとの問いに、将来のために返金せず積立てをすとの答えでした。

討論はなく、採決の結果、議案第37号は委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

認定第1号 令和3年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定について。歳入総額は70億665万7,000円で、前年度比6億3,190万6,000円、8.3%の減。歳出総額は68億4,867万6,000円で、前年度比6億7,546万5,000円、9%の減。歳入歳出差引額1億5,798万1,000円から、翌年度へ繰り越すべき財源1,824万円を差し引いた実質収支額は、1億3,974万1,000円の黒字決算となっています。

コロナ対策に追われた年度でしたが、例年を上回る税の徴収努力がされたこと、国からの新型コロナウイルス感染症対策の減税補てん特別交付金の大幅増や、特別交付税を含めた地方交付税も伸

び、コロナ対策の各種事業を実施したものの、積雪量が多かったことによる除雪費の伸びを除いては、特に大型事業もなかったことから、財政調整基金、減債基金とも取崩しはなく、財政調整基金には1億3,000万円、減債基金に3,500万円の積み立てをし、両基金の合計額は、過去最高の13億814万8,000円となったとの報告がありました。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、前年度より2.7ポイント減の74.3%。実質公債費比率3か年平均は13.1%、将来負担比率は40%とのことでした。

次に、審査中に出された質疑、意見の主なものだけを、審査した順番で課ごとに報告します。

会計室では、ふるさと白馬村を応援する基金の白馬高校の魅力づくりの取崩し額が大きい理由はの問いに、4年間、地方創生推進交付金や使い道の指定のない寄付がかなりあり、意図的に高校支援に積み立てていたものを、取り崩して使うことに改めた結果との答えでした。

議会事務局では、住民監査請求の内容はに対し、馬畔共有地の借地料の支払期間が民法を超える期間で契約したことは違法とのもの、監査結果は違法ではないとなったとの答えでした。

意見として、3階トイレの洋式化と蛇口の自動水栓化、議会のタブレット導入によるペーパーレス化を要望したいというものがありました。

総務課関係では、義務教育基金の最低目標額は、老朽化している小学校校舎は大きな課題で、毎年度計画的な積立てをに対し、明確な目標は持っていない。使い果たしたに等しい基金残高だった、積立ては急務で最重要課題としているとの答えでした。

移住交流事業について、相談にきて定住した者はいるかに対し、県主催の事業で、公表された数値では昨年度102名の移住があり、ただし、移住相談に参加しての移住者はゼロとの答えでした。

地域おこし協力隊員の定着率25%と低い要因は何かの問いに、最初は高校寮、公営塾に特化した結果による、現在は移住定住で募集、期限経過後に就職した者、開業した者などもある、定着率は上がっているとの答えでした。

ふるさと納税事業の返礼業務に1億円以上要し、受託会社への委託料率は納税額が幾ら増えても10%はおかしい、4,000万あれば村も様々な事業ができる、自主業務に戻すことや、振興公社、観光局への委託、今の委託先であっても率改定は出来ないかに対し、委託料率については毎回指摘を受けている、更新時には再検討を要すると考える、現時点では5年間の協定があり困難、受託先に指摘事項は伝えている、改定時に改善を図りたいとの答えでした。

税務課では、エフレジ、クレジットカード納税ですが、村の負担があったと記憶するが、また村が支払う手数料はに対し、コロナ交付金が認められ全額交付金対象となった、システム使用料は納税義務者が負担する、カード会社への手数は1件66円、口座振替手数料のほうは11円で、そちらのほうは村はいいが、カード払いは支払えない言い訳が出来ないように実施しているとの答えでした。

外国人不動産情報データベースの運用と国土調査成果の課税への反映についての状況はの問いに、

データベースの登録情報入力は完了し、追加入力も実施中、支援員が4名に増え、支援員の入力用マニュアルの作成を検討、国土調査成果課税反映と未評価家屋の課税反映も同時検討しているが、実施年度は6年度または9年度と考えるが未決定との答えでした。

意見としまして、税務課は昨年度よく頑張った、今後とも頑張っていたきたいというものがありません。

建設課関係では、凍結防止剤の散布車両は何台か、道路が乾いていても散布しているが無駄ではないかの問いに、神城委託1台、どんぐり委託1台、直営1台、御意見の様な事がないように直営化し、昨年度より1,000万円ほど減額できたとの答えでした。

無電中化の緑化については、どの段階で施工するのか、工事費は誰が負担するのか、工事期間中も一旦緑化をの問いに、緑化計画は駅前検討委員会で検討中、最後に県負担で植栽する、工事期間中の緑化は意見として伺うとの答え。

村営住宅には入居条件に収入要件があった、中には収入が多い者もいるように見受けられる、毎年の収入を確認し、時に退去の手続きも必要ではないかの問いに、公営住宅法に収入要件が規定されている、建設課からは収入超過の通知をしているとの答え。

建築確認申請が民間検査機関に提出されたもののデータは後で村へ来るのか、景観行政団体になって、どうやって把握し景観指導するかの問いに、民間検査機関分は今来ない、上下水道課との情報共有で把握するようにしたいとの答えでした。

意見として、次の無電中化のマスタープランに基づいた整備計画樹立と、不足する緑化について民地利用をとの意見がありました。

健康福祉課関係では、障がい者地域生活支援事業の支援員が少ないと思う、支援員育成システムの構築が必要ではないかの問いに、地域全体で支える仕組みをしている、人手は不足している、今後の課題との答え。

コロナワクチン接種での副反応の状況、後遺症の報告は、白馬村の累計感染者数はの問いに、国やメーカーからの情報によれば重篤率は0.005%で少ない、村の接種の1回目では発熱は20名中1人から2人、ほとんどが腕の痛みを経験、後遺症は数名いると聞いている、ただし、国へ後遺症の補償のための申請した件数はない。累計感染者は、1,292名。

配食サービスや住宅改修事業に関する広報が不足していないか、白馬メディア以外への補助はの問いに、補助は意見としていただく、住宅改良事業を利用する際は、包括支援センターの相談員、民生委員から意見をもらってから申請する、掘り起こしはそれらの協力を得て行なっているとの答えでした。

農政課関係では、営農をやめる者の農地を担い手は受けきれぬのか、個人の担い手にも後継者不足の心配があるかの問いに、担い手の意識調査は未実施、懇談ではこれ以上受け入れられないとの意見あり、人・農地プランを計画から見直しをしたい、後継者問題は全国な課題との答え。

地場産推進会の今後の活動方針はの問いに、後継者がいない、今年度いっぱい解散したいという役員の意向、アグリスクールもニーズが変化し、考え直す時期に来ているとの答え。

畦畔の草刈りが大変、農地保全は担い手だけでは無理で仕組みを考える必要があり、荒廃地は観光にも影響するがとの問いに、他地域では草刈り機の購入補助などの施策もあるので、財政とも相談していきたい、自分の土地は自ら守れと発信して行きたいとの答え。

意見としまして、そのためにも小規模農家へのインセンティブを考えてもらいたい、道路の草刈りも同様で、ボランティアポイントなど工夫した施策をとという意見がありました。

ナラ枯れがまた目立ってきている、伐採に一般財源が出ていない理由はに対し、財源は森林環境譲与税を活用、3年度は580万円交付され、今年は700万円、薫蒸するまでには金がかかる、枯れていない木には薬剤を注入している、二、三年は続くと思われるとの答えでした。

意見として、奈良井の管理に費用対効果が見えない、特に南北境の管理幅を決めてきめ細やかに管理すれば、管理が目に見えてくるというものがありました。

住民課では、埋立てごみ最終処分が2系統あるが、一本化は出来ないのかに対し、広域ごみ処理の大町市グリーンパークは9年度で満杯になる、第3期拡張は広域でやるので、協議のテーブルに乗せるとの答え。

粗大ごみ場の平日開催はできないか、週末は宿などで忙しく、区の作業は日曜日ということもあるとの問いに、現在は業者委託、平日は持込み量が確保できるかによる、ニーズ把握をするとの答えでした。

意見として、各国、34か国から外国人が来ている白馬村、これを学校活動、地域活動などに上手く利用、活用されたいという意見がありました。

観光課では、白馬駅中観光案内所について、利用者数の把握方法は、3年度は利用者も少ないが、観光局業務として320万円支出、白馬館時代は303万円でした、今後の案内所の考え方は、併せてスノーピーク案内所、道の駅の観光案内の利用者数把握はの問いに、駅中観光案内所は対面で観光案内した人数、駅を目指して来る観光客がいるので継続する、昨年度は準備費用込み、スノーピークは観光局で把握、道の駅は把握していないが、観光案内は必要と考えるとの答え。

スノーピークランドステーションでのマルシェの実績は、事業全体にKPIと実績とにかなり開きがある。マルシェはここだけで終わらせず、地域への経済波及効果を生むようにされたい。併せて八方尾根開発からも利用者数や売上げ情報の文書での提供をの問いに、マルシェは、3年度は21回49日開催、出店が延べ318事業者、売上げは2,156万円、来場者数は4万5,000人ほど、八方尾根北尾根グランピングは、1,023人で1億1,000万円の売上げ、これは最終日までに資料提供で分かったことです。

ドローン事業が終了した、その実績と今後様々可能性のあるドローン活用の考えはの問いに、3年間の実績は、7キロの荷物を往復運搬でき、2名で運行できたのが効果、ヘリ輸送のほうがま

だ有利でドローン運行はしていない、大雪溪の崩落で撮影に使用した実績もある、事業は物資輸送実証だったが、広がりがあったと思うとの答えでした。

教育課では、学校の在り方検討の今後の考え方はの問いに、答申を得た、8月に保護者、教職員にアンケート、4年生以上の児童生徒にアンケート実施、集計後に報告する、住民向けのアンケートも今後実施するとの答えでした。

在り方検討会の報告書は、判断を行政に差し戻した形だ、学校統合は、最終的には行政判断かと思うのがかとの問いに、村長からは、私自身まだ決まっていない、意見を聞きながら判断していくとの答えでした。

スクールバス試験運行について、乗車率6割をどう分析しているか、親の4割は要らないと考えているとも考えられるかの問いに、下校の乗車が少ないのは習い事などと考える、登校時はコロナ感染関係で保護者が乗車させないなどがあつた、要らないと考えている保護者がいることも事実、地区によって温度差がある、特別交付税6割の措置があり、どういう形であれ次年度も運行したい考えはあるとの答え。

意見として、公共交通全体を考えた運行の仕方で検討されたいという意見がありました。

給食材料の白馬産の割合が落ちた理由はの問いに、割合は重量で算出、昨年度は地場産ジャガイモの品質不良で、急遽JAから数回仕入れた、ジャガイモは重量があるので影響した、仕入れ先は増えているとの答えでした。

子育て支援課では、待機児童はいるか、また一時預かりの減少の原因はに對し、待機児童は4月1日現在4名、現在は10名ほど、一時預かり減少は、コロナの影響が大きい、外国人家庭で帰国できないケースや、ファミリアはくばへ5名入所できたことにもよるとの答え。

保育士の状況はの問いに、人手が不足している、要因は育児休業が5名いること、保育業務は長時間勤務となること、未満児希望が多く、保育士が足りない状況との答え。

大町病院の産科休診による影響はの問いに、白馬村は長野医療圏で出産が多い、外国人で電車通院している人には痛手となっていて、穂高病院まで通院しているとの答え。

第2庁舎化している保健センターは狭くないかの問いに、保健センターとしては狭くはないが、業務の一部を子育て支援センターに移管しているとの答え。

意見として、移住者で保育士資格所有者もいる、広い範囲で募集しては、保育士サイトもあるので活用されたいとの意見がありました。

生涯学習スポーツ課では、ジャンプ競技場、スノーハープの維持費用が高額で推移、利用率の向上が必要、大会運営の回数で賄うか、クラウドファンディングで賄うなど、一歩進んだアイデアはないかの問いに、コロナ禍で減っているが大会開催要望の相談はある、スポンサー収入は集まらなかった、委員会を立ち上げ検討しているが結果につながっていないとの答え。

ウイング21の受付のオンラインシステム化の状況は、また施設全体に様々設備の不具合がある

がの問いに、導入したい考えはあるが手がつけられていない状況、設備に問題があることは承知して、改善できることから着手している、順位付けして改修していくしかないので、利用者の声を反映させ計画的に行ないたいとの答えでした。

関連する意見として、ウイング21は、維持管理計画を策定して計画的に整備されたい、また先ほどのスノーハーブに対する意見として、スノーハーブの活用方法こそ専門家の知恵を借りては、職員では考える時間がないとの意見がありました。

課ごとの討論は、いずれの課もありませんでした。

全体討論では、基本的には賛成、ただし、ノルウェービレッジの指定管理契約の見直しを行ない、村民のためになるようになってほしい、指定管理者は付随する村有施設を認可外保育所に月額10万円、年120万円で貸していて、それで指定管理料が賄えてしまっている、指定管理更新までに契約内容の見直しをすることを要望するというものでした。

採決の結果、認定第1号は、委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第2号 令和3年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてです。

歳入決算額は、10億3,041万5,877円で、前年度と比較し5,316万5,283円5.4%の増、国庫支出金111万円、県支出金は6億7,341万9,675円、国保税の収納状況は、現年課税分2億2,047万7,263円、徴収率98.7%、滞納繰越分を含む全体では2億2,869万8,613円、徴収率92.9%。

歳出決算額は、10億2,498万3,235円で、前年度比7,019万円余り、7.4%の増。給付が増加したことにより、保険給付費が6億6,352万円余り、前年度と比較し7,104万円余りの増、歳入歳出差引額は、543万2,642円で、実質収支額も同額との報告でした。

質疑、意見では、出産育児一時金は、これで足りているかの調査はに対し、村単独ではしていない、新聞報道では足りていないとの報道ありとの答えでした。

討論はなく、採決の結果、認定第2号は、委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第3号 令和3年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてです。

歳入決算額は、1億360万8,197円で、前年度と比較し191万1,522円、1.9%の増。うち保険料は7,983万8,683円で、現年度賦課分の徴収率は99.6%。

歳出決算額は、1億309万5,303円で、前年比は歳入とほぼ同じ。保険者は長野県後期高齢者医療広域連合であるため、歳出の主なものは広域連合負担金1億146万円余りで、前年度と比較し248万5,000円、2.5%の増、これは保険料納付額の増加に伴うものとの報告がありました。

質疑、討論はなく、採決の結果、認定第3号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第4号 令和3年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

歳入決算額は、407万5,566円で、使用料88万6,630円と、一般会計繰入金312万5,000円など。歳出決算額は、406万4,936円で、歳入、歳出とも前年度比5万5,000円余り、1.3%の減。内訳は施設維持管理費と公債費。公債費は前年度と同額との報告がありました。

質疑、討論はなく、採決の結果、認定第4号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第5号 令和3年度白馬村水道事業会計決算認定についてです。

収益的収入は、事業収益が3億1,402万2,114円、営業収益は2億8,315万8,937円で、いずれも0.5%の増。給水口数は19口の増、年間配水量は287万8,000立方で、前年度と比較46万7,000立方の増、有収率はさらに落ちて43.87%となった。

収益的支出は、事業費用が2億4,146万449円で、前年度比4.1%の減。営業費用は2億2,428万1,610円で、前年度比1.9%の減。特別損失として過年度損益修正損76万7,510円の決算額。

資本的収入は、6,822万9,891円で、前年度比49.4%の増。内訳は、工事負担金、企業債、出資金、国庫補助金など。

資本的支出は、1億5,505万5,989円で、前年度比13%の増。これは国道無電中化と県道工事に伴う配水管布設及び布設替え、ほ場整備での布設、その他地区内での布設替え及び機器更新工事に伴うもの。

収支不足額は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補てんとの報告がありました。

質疑、意見では、漏水のおおむねの件数、漏水減免はどの程度あるかの問いに、大規模漏水修理を昨年度は2か所実施、最近は宅内の漏水が目立ってきている、冬季の管理が悪い外国人施設もある、減免申請は年間おおむね50から60件との答え。

二股浄水場は、あとどのくらい使用可能か、更新する場合の費用はの問いに、10年は可能と考えるが、耐震基準には適合していない、ただし水利権の更新は8年後、更新方法については今後詰めていく必要がある、浄水場を残すとすれば最低でも数十億円、同規模、同内容で新設する場合は百億円近くなるのではないかとこの答え。

二股浄水場の更新に関し、水道ビジョンで更新に関する比較表が示されるのか、比較表など資料がなければ判断材料がないの問いに、浄水方法について情報を収集、選択肢は3つほどに絞られていると思っている、今回の水道ビジョンで数字をなんとか示したいとの答えでした。

討論はなく、採決の結果、認定第5号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決定しました。

最後、認定第6号 令和3年度白馬村下水道事業会計決算認定についてです。

収益的収入は、事業収益が5億2,312万3,419円で、前年度とほぼ同額の数字。営業収益は、1億7,334万1,240円で、前年度比2.2%の減、年間有収水量は69万6,721立方で、昨年度よりもさらに1万6,000立方メートルの減となった。

収益的支出は、事業費用が4億9,484万4,908円で、前年比3.9%減。営業費用が4億2,584万8,361円で、前年度比2.4%減。特別損失として過年度損益修正損131万910円の決算額。

資本的収入は、3億3,218万1,016円で、前年度比12%減。内訳は、企業債1億1,120万円、補助金1億9,400万円など。

資本的支出は、4億5,294万2,143円、前年度比10.9%の減。内訳は国県道での工事と、企業債償還金4億1,800万円余りである。資本的収支において不足する額は、過年度分及び現年度分損益勘定留保資金で補てんととの報告がありました。

質疑、意見では、未接続者への取組はの問いに、新規加入時から12か月分の下水道料金を減免する施策を、本年度と来年度の2か年限定で実施しているとの答え。

普及率向上の鍵となる下水道区域での浄化槽設置者名簿を作っているかに対し、正確な数字を持っていないが、300世帯から400世帯、勧奨は重要なことと思っているとの答え。

技術職の後継者はどのように考えているかに対し、技術職の後任は早急に決めていく必要がある、技術のある者は民間に就職してしまう、水道技術管理者でなくても工事全般が分かる職員を増やしていきたいとの答えでした。

討論はなく、採決の結果、認定第6号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で、決算特別委員会の委員長報告を終わります。

議長（太田伸子君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

決算特別委員会に付託された議案第36号及び議案第37号並びに認定第1号から認定第6号までの採決の方法は起立により行ないますので、あらかじめ申し上げておきます。

議案第36号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第36号 令和3年度白馬村水道事業会計未処分利益

剰余金の処分については、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第36号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第37号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第37号 令和3年度白馬村下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第37号は、委員長報告のとおり可決されました。

認定第1号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。認定第1号 令和3年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、認定第1号は、委員長報告のとおり認定されました。

認定第2号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。認定第2号 令和3年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、認定第2号は、委員長報告のとおり認定されました。

認定第3号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。認定第3号 令和3年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、認定第3号は、委員長報告のとおり認定されました。

認定第4号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。認定第4号 令和3年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、認定第4号は、委員長報告のとおり認定されました。

認定第5号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。認定第5号 令和3年度白馬村水道事業会計決算認定については、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、認定第5号は、委員長報告のとおり認定されました。

認定第6号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。認定第6号 令和3年度白馬村下水道事業会計決算認定については、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、認定第6号は、委員長報告のとおり認定されました。

村長から同意案件の申出、白馬村選挙管理委員会から選挙管理委員及び補充員の任期満了に関する通知、常任委員長より閉会中の所管事務調査についての申出、議会運営委員長より閉会中の所掌事務調査の申出があり、議長において受理いたしました。よって、会議規則第22条の規定により、議事日程を変更し、追加議案を審議いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、議事日程を変更し、追加議案を審議することに決定いたしました。

ただいまから事務局より議事日程を配付いたします。

(資料配付)

議長(太田伸子君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 配付漏れなしと認めます。

お諮りいたします。日程第3 同意第2号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これについて採決いたします。

この採決は挙手よって行ないます。

日程第3 同意第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長（太田伸子君） 挙手多数です。よって、日程第3 同意第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することは可決されました。

これより同意案件の審議に入ります。

△日程第3 同意第2号 白馬村教育委員会委員の任命について

議長（太田伸子君） 日程第3 同意第2号 白馬村教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

お諮りいたします。同意第2号は人事案件でありますので、質疑討論を省略し採決したいと思いますが、これについて採決いたします。この採決は挙手よって行ないます。同意第2号は、質疑討論を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって同意第2号は、質疑討論を省略し採決することに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 同意第2号 白馬村教育委員会委員の任命について。次の者を白馬村教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めたく存じます。氏名、武田弥生、住所、北安曇郡白馬村大字神城25404番地2、生年月日、昭和53年3月1日。

以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。採決いたします。この採決は起立よって行ないます。同意第2号 白馬村教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって同意第2号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

△日程第4 白馬村選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

議長（太田伸子君） 日程第4 白馬村選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを議題といたします。

本年9月8日付で、白馬村選挙管理委員長から選挙管理委員及び同補充員の選挙を行なうべき事由が発生する旨の任期満了報告書が議長宛て提出されました。よって地方自治法第182条第1項に規定により、ただいまから白馬村選挙管理委員及び同補充員の選挙を行ないます。

お諮りいたします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選で行なうことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員に、松澤茂徳さん、鷲澤隆さん、嶺村秀さん、長澤素孝さん、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました方々を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました松澤茂徳さん、鷲澤隆さん、嶺村秀さん、長澤素孝さんが、選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員に第1位横澤英明さん、第2位坂戸弘明さん、第3位松沢吉次さん、第4位太田裕史さん、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました方々を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました横澤英明さん、坂戸弘明さん、松沢吉次さん、太田裕史さんが、順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

△日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長(太田伸子君) 日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります所管事務の事務調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長（太田伸子君） 日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第7 議員派遣について

議長（太田伸子君） 日程第7 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件についてはお手元に配付してあります議員派遣の件の資料のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よってお手元の資料のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付された議事日程は全て終了いたしました。

ここで、丸山村長より挨拶をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 令和4年第3回白馬村議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様には、今月9日に開会し、本日まで21日間にわたり、提出しました案件につきまして、1議案を除き、原案どおりお認めをいただきましたことに厚く御礼申し上げます。

本会議及び各委員会、そして今回の定例会は、特に、決算議会として慎重な審議を賜り、誠にありがとうございました。否決されました環境基本条例の全部改正につきましては、環境の保全及び創造について基本理念を定めそれに関する政策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の村民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的として、上程いたしました。内容をお認めいただけなかったことは、大変遺憾ではございますが、ご意見を真摯に受け止め、今後検討をしまいたいと存じます。

私にとって、初議会となりました議会本会議では、一般質問に6名の議員が立たれました。各議員のご質問を通じて感じましたことは、議員お一人お一人が白馬村の発展を願い、誇りと愛着を強

くお持ちでいらっしゃるということです。また、ご質問を振り返りますと、次世代に残すべき環境や将来のあるべき姿を述べられるとともに、村民の生活を少しでもよくしたいという視点からのものが多く、貴重なご提言と受け止めることができました。

村長就任からまもなく2か月となりますが、まだまだ村政の現状把握が十分でない中、議員の皆様から各分野における問題点をご指摘いただくことにより、課題の所在が見え認識も深まったところではあります。

さて、新型コロナウイルス感染症の水際対策を巡り、岸田首相は、10月11日からの大幅な緩和策を表明し、インバウンド需要を取り込み、低迷が続く日本経済の再生につなげるとしました。日本政府観光局の推計によりますと、今年7月の訪日客は14万4,500人と、コロナ前の2019年7月の5%にも満たず、今月7日から上限を1日5万人に引き上げましたが、十分な政策とは言えませんでした。そうした中で観光業界を中心に一層の緩和を求める声が強くなったことも後押しし、今回大幅な緩和になりましたことを、私自身安堵しております。

一方で、人々の往来の増加は感染拡大のリスクもあり、第8波の到来も予測されることではあります。感染症対策を講じつつ、社会経済活動の中で生じるリスクとして向き合っていく必要があると考えております。議会開会の挨拶でも申し上げましたが、公約に掲げました各種事項を実現するためには、新たな財源の確保も含めた様々な課題に対し正面から向き合うとともに、現実的な視点も加えていかなければならないと考えております。次世代に誇れる未来ある白馬をつくり上げていくため、私の初めての予算編成には、経済状況そして財政状況も勘案しつつ、方針を定めてまいります。

議員の皆様におかれましては、健康には十分ご留意の上、村政発展のためますますのご活躍を祈念申し上げます。閉会にあたりましての御礼の挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

議長（太田伸子君） これをもちまして、令和4年第3回白馬村議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 0時08分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年 9月29日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員